



埼玉県報

第 2 2 9 3 号
平成 2 3 年 6 月 7 日
火 曜 日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [大型電子計算機の賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業泉田地区\(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業寺尾地区\(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(循環器・呼吸器病センター\)](#)
- [平成22年度包括外部監査結果報告の公表\(監査第一課\)](#)
- [包括外部監査人の監査の事務を補助させようとする者\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンパスの会

三 代表者の氏名

佐藤 國男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市駒形申切百二十四番

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害のある人に対し、作業所の設立・運営及び自立支援を行い、併せて障害のある人を取り巻く社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、社会福祉法第二条に基づく第二種社会福祉事業及び障害のある人に対し、自立支援を行い、併せて障害のある人を取り巻く社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人草加中央
- 三 代表者の氏名
結城 憲昭
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市稲荷三丁目十三番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、草加市民とタイ王国ウボンラチャタニ県民との交流による、友好と親交、理解を深めるために、保健医療の増進、社会教育、子どもの健全育成、災害救援、地域安全等の向上を図る事業を通じ、両県の協力で住民が健全で安全な生活を送れることを目的とした社会環境整備事業の支援を行う。

告 示

埼玉県告示第六百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども家足立
- 三 代表者の氏名
三浦 幸治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字大曾根四百九十五番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、刑務所出所者等に対し、住居・食事の提供並びに生活指導・職業訓練等を行い、更生並びに社会復帰に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明日花

三 代表者の氏名

小神野 美代子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市仲町九番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられると共に、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な人間
- 三 代表者の氏名
木内 勝司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市豊岡四丁目二番二号 人間市民活動センター内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自分たちのまちは自分たちでつくるという市民意識を高め、まちづくりへの市民参加のすそ野を広げ、市民活動団体のまちづくり力を強め、市民と行政との協働を発展させ、もって元気な人間の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
大型電子計算機の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目 15 番 12 号
- 5 契約金額
43,067,850 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャーヌ川越店

埼玉県川越市脇田新町十一 十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間二十四日午前八時）から午後九時三十分

（変更後）午前九時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

（変更後）午前八時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十三年七月二十日

二 届出年月日

平成二十三年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロチャース川口店

埼玉県川口市大字新堀千百三十五 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時三十分

（変更後）午前九時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

八 変更年月日

平成二十三年七月二十日

二 届出年月日

平成二十三年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロチャース新座店

埼玉県新座市野火止一 五百九十七 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間二十四日午前八時）から午後九時三十分

（変更後）午前九時（年間二十四日午前八時三十分）から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

（変更後）午前八時三十分（年間二十四日午前八時）から午後十時

八 変更年月日

平成二十三年七月二十日

二 届出年月日

平成二十三年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒノデビル

埼玉県川越市大字砂九百四十四番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 出入口については、営業時間中、車両・自転車・歩行者が錯綜すると思われるため、繁忙期だけでなく、常時交通整理員を配置することを検討願いたい

・ 開閉店時間がそれぞれ変更になるが、店舗前道路が狭隘であり、交通量が多いことから、開店時間の交通の変化に十分留意し、来退店車両への注意喚起を成されたい

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年七月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム鶴ヶ島店B館

埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目三十一番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）トステムビバ鶴ヶ島店B館

（変更後）ビバホーム鶴ヶ島店B館

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年五月十二日

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目三十一番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）トステムビバ鶴ヶ島店

（変更後）ビバホーム鶴ヶ島店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月十二日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム白岡店

埼玉県南埼玉郡白岡町西六丁目五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）トステムビバ白岡店

（変更後）ビバホーム白岡店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月十二日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

南桜井ショッピングプラザ

埼玉県春日部市大倉四百九十六 十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月十二日

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県の国ビ ジュアルプラザ 及び同施設の附 属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六 十三号 株式会社デジタルスキップ ステーション 代表取締役社長 柴 崎篤房	平成二十三年四月 一日から平成二十 四年三月三十一日 まで

告 示

埼玉県告示第六百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
554,608,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

46,830,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

62,160,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

県営土地改良事業泉田地区(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業)の工事を平成二十三年五月二十六日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

県営土地改良事業寺尾地区(中山間地域総合整備事業のうち農業用道路整備事業)の工事を平成二十三年五月二十六日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県公営企業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

- 1 購入等物件及び数量
 - (1) 水道用ポリ塩化アルミニウム 9, 779トン
 - (2) 水道用液体塩素 815トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで
- 4 納入場所
1の購入等物件について
 - (1) アイウエオ
 - (2) アイウ納入場所ア～オは以下のとおり
 - ア 埼玉県大久保浄水場
 - イ 埼玉県庄和浄水場
 - ウ 埼玉県行田浄水場
 - エ 埼玉県新三郷浄水場
 - オ 埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成23年3月29日
- 6 落札者の氏名及び住所
1の購入等物件について
 - (1) 家田ケミカル株式会社
埼玉県新座市野火止4丁目19番4号
 - (2) フジオックス株式会社 越谷営業所
埼玉県越谷市蒲生西町2丁目12番5号
- 7 落札金額
1の購入等物件について
 - (1) 1トン当たり18,343円
 - (2) 1トン当たり70,350円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成23年2月4日

告 示

埼玉県病院事業告示第十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンス亀田医療情報システム株式会社 東京都品川区東五反田3丁目20番14号
- 5 契約金額
118,646,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人中島茂喜から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年六月七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

平成 22 年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

公有財産(道路・橋梁を含む)が生み出す
公共サービスの永続的提供のための管理・運営について

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 中島茂喜

平成23年3月11日

埼玉県議会議長
埼玉県知事
埼玉県監査委員
埼玉県教育委員会
様

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 中島茂喜

平成22年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査の視点	1
5. 監査の実施	2
6. 利害関係	7
第2章 監査結果の概要	8
1. 県財政と公有財産の状況及び今後の課題	8
2. アセットマネジメントの導入	15
第3章 監査の結果	26
・ 県の財政と公有財産の状況及び今後の課題	26
1. 県の財政状況	26
2. 県の公有財産の概要	35
3. 公有財産の課題	41
・ アセットマネジメントの導入	46
1. アセットマネジメント導入の必要性	46
2. 県のアセットマネジメントに対する取組状況	48
3. アセットマネジメントの戦略	57
4. アセットマネジメント導入に向けた県の課題	61
5. アセットマネジメント戦略の実現のためのその他の基本事項	66
・ アセットマネジメントにおける固定資産の管理と公共施設のコスト管理	69
1. 公会計の目的と発生主義会計	69
2. アセットマネジメントの対象となる公共施設の資産評価	69
3. アセットマネジメントにおける固定資産データの整備	71
4. 行政コスト計算書の減価償却費	74
5. アセットマネジメントにおける公共施設ごとの行政コスト計算書の作成	75
・ 施設維持管理に対する各部局・施設の現状と課題	79
1. 総務部	81
2. 県土整備部	98
3. 都市整備部	127
4. 企業局	139
5. 病院局	145

6 . 下水道局.....	151
7 . 教育局.....	155
8 . 県民活動総合センター.....	164
9 . 埼玉会館.....	173
10 . 児童養護施設いわつき.....	182
11 . 総合リハビリテーションセンター.....	189
12 . 北本県土整備事務所.....	198
13 . 越谷県土整備事務所.....	202
14 . 歴史と民俗の博物館.....	205
15 . 熊谷特別支援学校.....	215

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

県は、厳しい財政状態が続く中で、近い将来において人口の減少が見込まれるという大きな問題を抱えている。人口減少は、公共サービスの対象となる住民が減少するだけでなく、税収など歳入の減少、市場の規模縮小、労働人口の低下など経済活力に大きな影響を与える。また、公有財産にも多大な影響を及ぼし、公共施設ニーズの全体規模が縮小し、少子高齢化に伴いニーズの質も変化していくことが予想される。

一方では、高度経済成長期に新設された大量の公共施設が老朽化し、その多くが更新時期を迎える。従って、県をとりまく様々な社会環境の変化や財政状況を的確に捉え、限られた財源で、住民の安全と生活を守り、利便性を確保するために、公有財産をどのようにマネジメントすべきかを模索しなければならない。特に、公有財産について、どの位（量）の資産（施設）にどの程度（質）の経費（維持修繕費等）をかけるべきかを検討することが喫緊の課題であると考えられる。

そこで、これらについての県の取組状況を検証するとともに、公有財産及び公有財産管理の現状を把握し、県が経営主体という立場で、施設を経営資源として捉え、企画・管理・活用するといったアセットマネジメントを実施する上での課題を洗い出すことが、公有財産の適切な維持管理と有効活用に資すると考え、監査テーマとして選定した。

4. 監査の視点

(1) 現在、県が保有している公有財産（道路・橋梁を含む）の状況を正しく把握しているか。

資産価値を正しく把握しているか。

固定資産台帳及び新公有財産管理システムでの記録は適切になされているか。

- (2) 県は施設の適切な維持管理、有効活用においてどのような取組をしているか。
- (3) 施設全体の最適化(アセットマネジメント)を図る上で、その前提となる計画や組織、財務(予算)の現状はどのようになっているか。
- (4) 施設の営繕(修繕)要求はいかに行われているか。

施設の管理に係る中長期計画は策定されているか。
中長期計画に基づく公有財産の修繕あるいは更新が行われているか。
営繕要求に係る記録は適切に記録されているか。

- (5) 公会計の課題と改善点について

総務省方式改訂モデル(特に資産評価における)の問題点について。

- (6) 総量維持は困難との視点で施設管理を行っているか。

利用者数の推移や施設利用の状況から、施設の廃止や転用を検討しているか。

5 . 監査の実施

- (1) 監査の実施期間

平成 22 年 7 月 15 日から平成 23 年 2 月 22 日まで

- (2) 監査対象部局等

企画財政部(財政課)
総務部(管財課)
県民生活部(NPO 活動推進課、文化振興課)
福祉部(社会福祉課、障害者福祉推進課)
県土整備部(県土整備政策課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、
河川砂防課、水辺再生課)
都市整備部(公園スタジアム課、住宅課)
教育局(財務課、歴史と民俗の博物館、熊谷特別支援学校)

企業局（財務課、水道業務課、水道施設課、水道整備課）

病院局（経営管理課）

下水道局（下水道管理課）

（３）監査の主な手続

監査の視点に沿って、具体的には以下の手続を実施した。

諸規程、県作成各種資料の閲覧

関係者（担当職員等）への質問

管理資料の閲覧と内容検討

施設の視察

その他必要と認められた手続

（４）監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 中島茂喜

包括外部監査人補助者

公認会計士 松本正一郎 公認会計士 岸 弘

公認会計士 飯塚正貴 公認会計士 森田忠宏

公認会計士 桂川修一 公認会計士 穴戸祐介

公認会計士 大屋浩孝 技術士 中村裕司

公認会計士 小宮山榮

（５）指摘と意見

件数

指摘 9件 意見 38件

指摘と意見の一覧

アセットマネジメントの導入

【指摘 1】県においては現在、総額約 6.8 兆円（連結）の公有財産をどのようにマネジメントするかのビジョンが希薄である。全庁的なアセットマネジメント推進のための導入準備を行わなければならない。

<p>【意見 1】「新行財政改革プログラム」の中に示されているアセットマネジメントに関連する事項は断片的であり、アセットマネジメント計画の必要性、その目的、全庁的な取組方針やそのための体系作りなどについて、今後の県の行財政改革方針として明確に示す必要がある。</p>
<p>【意見 2】アセットマネジメントは、対象とする施設をインフラ施設と建物等施設に区分して体系づけることにより、効率的に推進すべきである。</p>
<p>【意見 3】総量縮減を図るための利用度評価を十分に行い、余裕施設・余剰施設の特定を適切に行う必要がある。</p>
<p>【指摘 2】県保有の施設あるいは施設群について、維持管理の手法に応じて、中長期の修繕計画を策定する必要がある。</p>
<p>【指摘 3】策定した中長期の修繕計画は、見直しの必要性が生じた場合には、適宜、実態を反映してローリングしなければならない。</p>
<p>【意見 4】施設所管の各部局において、営繕要望と予算措置にギャップが生じた場合、これを一覧性のある管理資料として作成して総合的に把握し、翌年度以降に有効活用しなければならない。</p>
<p>【意見 5】予防保全を適切に実行するには、修繕計画を基に、一定の統一的な優先順位付け（優先度設定）の基準・ルールを適用して営繕要求をする必要がある。</p>
<p>【意見 6】現在の新公有財産管理システムでは、アセットマネジメントに必要なデータを入力できないため、アセットマネジメントを推進するには、現システムの機能を拡張するかあるいは、新たな管理システムの構築の検討が必要である。</p>
<p>【意見 7】アセットマネジメント統括部門は、県職員が従来の縦割り組織に捉われず、県全体としての観点から、アセットマネジメントの必要性・進むべき方向性を理解し共有するという意識改革を行うための教育を行う必要がある。</p>
<p>【意見 8】県の財政負担の圧縮を図りながら、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本の整備や公共サービスの充実を図るために、PPP、PFI の導入を積極的に検討する必要がある。</p>
<p>アセットマネジメントにおける固定資産の管理と公共施設のコスト管理</p>
<p>【意見 9】アセットマネジメントのデータベース化においては、財務情報との連動性を確保できるよう、留意すべきである。</p>
<p>【意見 10】将来的にアセットマネジメントを地方公会計と有機的に結び付け、効率的に実施するには、基準モデルの考え方に基づく固定資産台帳を整備することが望ましい。</p>
<p>【意見 11】実質的な効果と効率性を追求できるアセットマネジメントの推進のため、フルコストによる公共施設ごとの行政コスト計算書を作成することが望ましい。</p>
<p>【意見 12】一部の施設だけでなく、全ての施設に係る維持管理コストについて施設ごとに把握することが望ましい。</p>

総務部
【意見 13】各建物施設統一の点検マニュアルを整備し、各施設担当者は当該マニュアルに従って点検を実施すべきである。
【意見 14】修繕の要望が出された施設に対してなされた点検の結果や、予算化に至らなかった具体的な理由につき、営繕工事要望書（総括表）の中で優先順位決定の参考となるように詳細に記録することが望まれる。
【意見 15】公有財産（管財課が管理すべき）の老朽度の評価や修繕予算の管理に関して、管財課は各プロセスにおけるトータル・コントロールを行う部門となるべく検討することが望まれる。
【指摘 4】新たに導入した新公有財産管理システムに関して、その導入目的、未入力項目の速やかな入力促進及び最終的な活用方法等について、各建物施設や部局の施設管理担当者へ周知徹底する必要がある。
【意見 16】修繕履歴についての情報を各建物や設備に厳密に区分して関連付けできるように管理する必要がある。また、委託・点検項目ごとの年度比較、業者ごとの施設間比較等ができるような分類・集計の仕組みが必要である。
【指摘 5】修繕履歴の入力基準を策定する必要がある。
【意見 17】点検結果による施設・設備の劣化状況などの情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが必要である。またこれは、設備情報との関連付けが可能となるような仕組みを構築すべきである。
県土整備部
【意見 18】外部からの要求や問い合わせにも迅速に対応できるよう、維持管理に関する情報・データ管理の一元化、及び、そのための専門部署が必要である。
【意見 19】県土整備部において、中長期の修繕計画の策定を進めるにあたっては、進捗管理を確実にを行う必要がある。
【指摘 6】県土整備部が管理する施設について、アセットマネジメントを効率的に導入するには、固有の課題を織り込んで中長期の修繕計画を策定・文書化する必要がある。
【意見 20】県土整備部内でアセットマネジメントを推進するために、専門部署（例えば、アセットマネジメント推進室）を設置して、施策推進の権限を与えるべきである。そのうえで、担当者が代わっても業務を確実に引き継ぎ、組織として業務の継続性が確保されるように取り組むべきである。
【意見 21】平成 26 年度までに実施することが予定されている 19 橋の架け替えは、県土整備部にとっての最優先課題であり、確実に実施する必要がある。
【意見 22】将来的には、全数の約 70% を占める橋長 15m 未満の橋梁についても、維持管理計画を策定すべきである。
【意見 23】健全度 1 の橋梁に加えて、健全度 2 の橋梁についても、できるだけ早い対応を目指すべきである。

【意見 24】供用後 2 年以内の橋梁は初回点検を、供用年数が多い橋梁ほど 5 年以内の定期点検を着実に。老朽化が進んだ橋梁は、隔年又は毎年の点検実施を検討すべきである。
【意見 25】橋梁の施設管理データについて、アセットマネジメントの第一歩であることから電子化することが必要である。
【意見 26】年次整備計画について、5 年から 10 年スパンで見直すことが必要である。
【意見 27】排水機場の施設管理データについても、電子化が必要である。
【指摘 7】予防保全に適した施設における維持管理システムの構築を行うべきである。
【意見 28】上記フローを実地に移していく際に、異なる施設間で横断的に順位付け（優先度設定）ができるように、「トレードオフ施策」を確立すべきである。
都市整備部
【指摘 8】公園施設長寿命化計画の策定にあたっては、アセットマネジメントのためにも県の公園施設を全て対象とし、安全性や住民及び時代のニーズを念頭に置き、ライフサイクルコストの縮減や予防保全的管理の視点に留意する。
【意見 29】耐震化が不十分とされる施設については、早急にスケジュールを決定し実行に移す必要がある。
病院局
【意見 30】耐震化が不十分とされる施設が見受けられる。耐震化が不十分とされる施設については早急かつ確実に対応する必要がある。
下水道局
【意見 31】下水道局と下水道公社では、施設点検の結果につきシステム上で適切にデータ管理すべきである。
【意見 32】下水道局は、国から通知された「下水道長寿命化支援制度実施要綱について」の通知に基づき、早急に現在策定されている中長期修繕計画を見直すべきである。
教育局
【意見 33】耐震化が不十分とされる施設が見受けられる。耐震化が不十分とされる施設については早急かつ確実に対応する必要がある。
県民活動総合センター
【意見 34】宿泊棟について、他使用目的への転用などを検討することが望ましい。
児童養護施設いわつき
【意見 35】施設の基本的な運営方針を決定するにあたって、他の児童養護施設と利用状況や社会的ニーズへの対応状況を比較分析できるように評価方法を確立し、指標を用いて検討することが望ましい。

総合リハビリテーションセンター
【指摘 9】総合リハビリテーションセンターにおいては、電子錠の導入という社会的なニーズに対して積極的に対応すべきである。
【意見 36】適切なアセットマネジメントを実施していくためには、施設に関する社会的ニーズに対して分析するとともに、余剰施設に対しての対応を具体的に検討する必要がある。
北本県土整備事務所
【意見 37】健全度 2 の橋梁については、点検してから 5 年以内に修繕すれば安全上問題はない、との認識で一致しているようであるが、不測の事態に備えるためにはできる限り早い対応をすることが、より良い県民サービスを提供するための原則である。大芦橋・糠田橋のように、交付金を申請したにもかかわらず延期又は減額と決定したもののについては、次年度に最優先で予算措置を講じる等の検討を促したい。
越谷県土整備事務所
【意見 38】吉川橋は、長期間にわたり荷重制限が講じられる等、老朽化が深刻な状況にある橋梁である。一日も早い架け替えが望ましい。

6 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む。）との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

次頁以降の報告書中の表の合計は、端数処理の関係で各々の数字合計と一致しない場合がある。

第2章 監査結果の概要

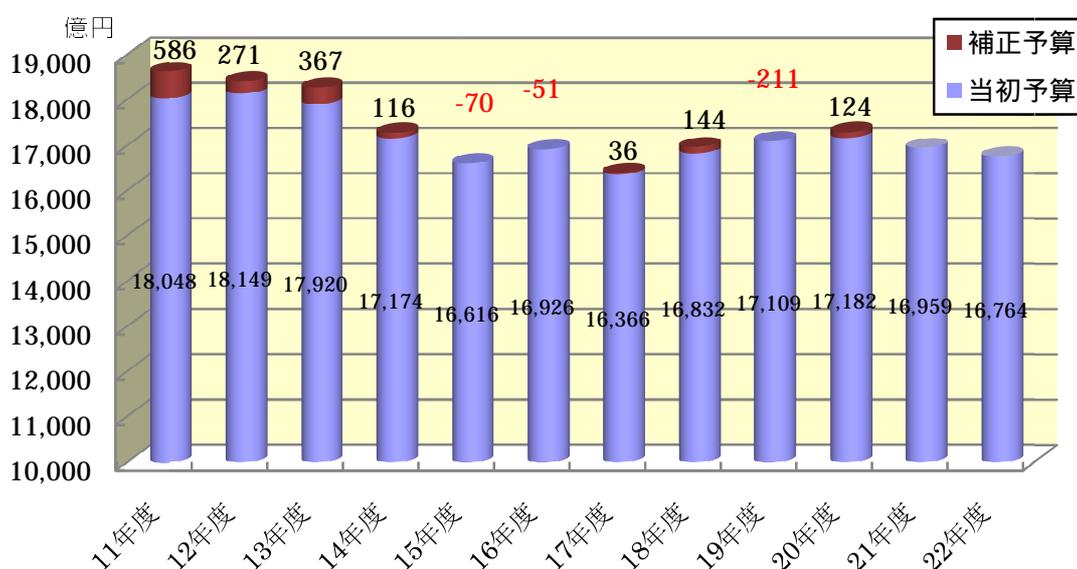
1. 県財政と公有財産の状況及び今後の課題

(1) 県の財政状況

① 一般会計予算の推移

県の一般会計当初予算のここ12年間の推移は次のとおりである。

図1 一般会計予算規模の推移



出典：埼玉県ホームページ

県の予算は、平成13年度から平成17年度にかけて減少化傾向が続き、その後は若干の増減が続いているが、平成22年度の予算は平成11年度予算に比べ7.1%、金額で1,284億円減少している。平成22年度予算編成時の主な歳出抑制の取組は、人件費・職員定数の抑制、外郭団体への財政支出の削減、公の施設の管理費の圧縮、補助金の見直しである。このうち、通常発生する施設管理費や修繕費を見直したものであるが、建設後30年から40年が経過し、今後、修繕・更新時期を迎える大量の老朽化した施設についてはこれらの費用が急激かつ多額に発生することが予想される。これらを今後、限られた予算で賄わなければならない。

また、平成20年度から22年度までの予算歳入内訳は表1のとおりであり、近年では県税収入の減少が顕著である。

表1 一般会計予算歳入内訳

単位：億円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
県税	8,206	7,010	6,054	36.1%
地方交付税	1,730	1,797	1,968	11.7%
国庫支出金	1,487	1,466	1,634	9.7%
県債	2,756	3,142	3,375	20.1%
その他	3,003	3,544	3,733	22.3%
合計	17,182	16,959	16,764	

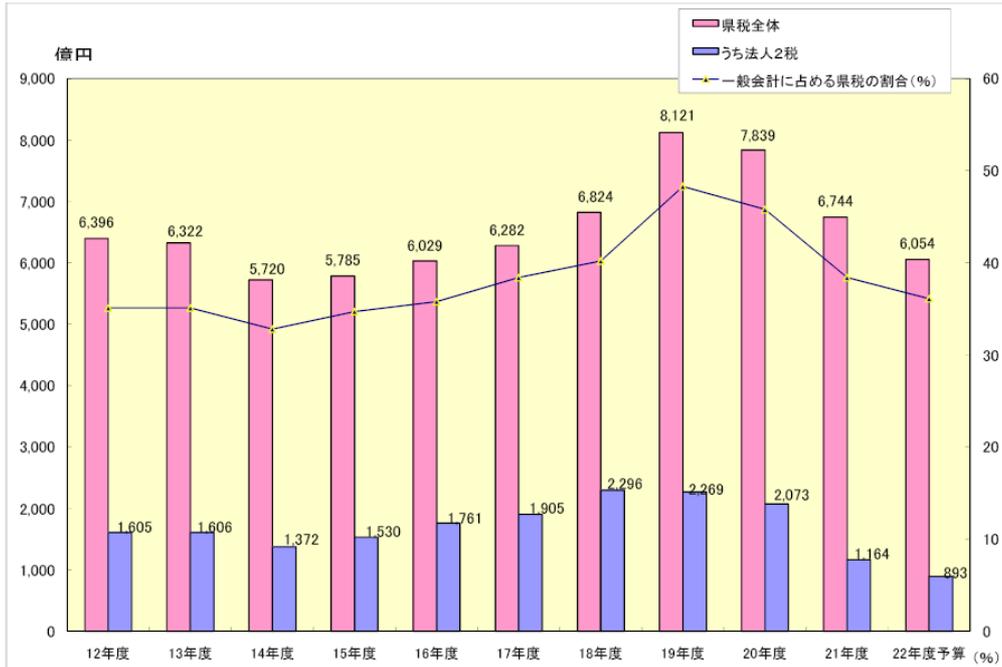
出典：埼玉県「県政ニュース」から作成

) 県税収入の推移

図2のとおり、県税収入は平成19年度をピークとして毎年減少しており、平成22年度当初予算は平成16年度の規模とほぼ同じとなっている。これは、個人県民税とその他（地方消費税、不動産取得税、自動車取得税等）が微減ないしほぼ横ばいであるのに対して、企業収益の減少によって法人2税の落ち込みが大きく県税全体の減収の原因となっている。

県税収入については、将来的には次に述べる生産年齢人口の減少等により、大幅な伸びは期待できないと考えられる。

図 2 県税収入の推移



(単位: 億円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度予算
県税全体	6,396	6,322	5,720	5,785	6,029	6,282	6,824	8,121	7,839	6,744	6,054
うち法人2税	1,605	1,606	1,372	1,530	1,761	1,905	2,296	2,269	2,073	1,164	893
一般会計に占める 県税の割合 (%)	35.1	35.1	32.8	34.7	35.8	38.4	40.2	48.3	45.8	38.4	36.1

※ 21年度までは決算額、22年度は当初予算額

出典：埼玉県ホームページ 埼玉県の財政状況

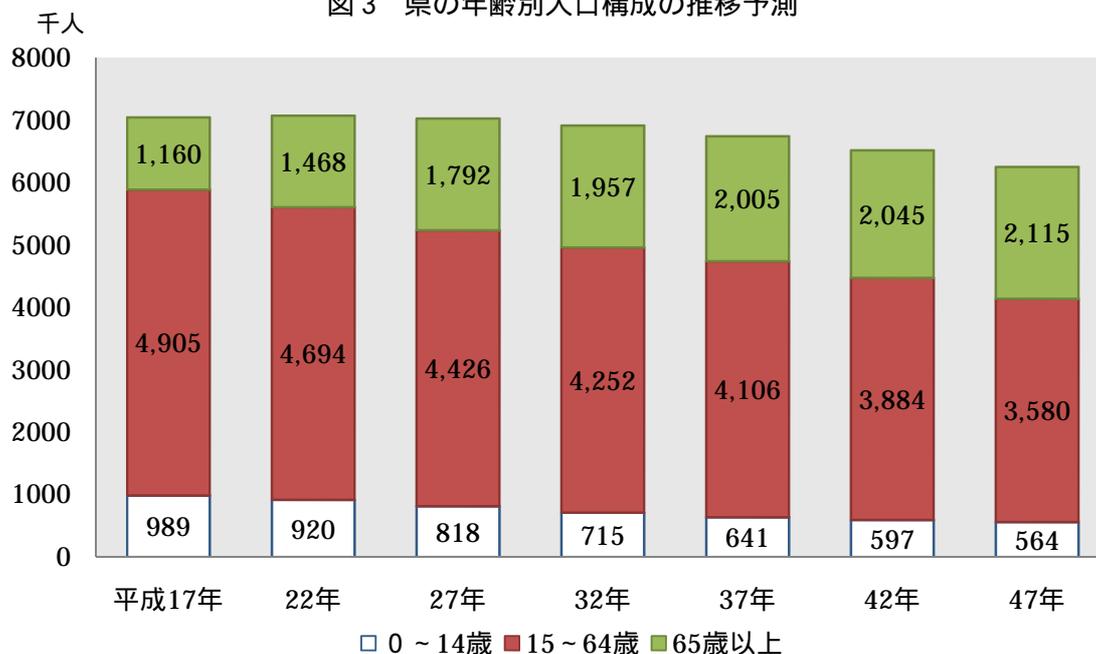
(2) 県の人口

県) 県の人口、年齢別人口構成の推移

県の人口は、現在まで増加傾向で推移してきたが、国立社会保障・人口問題研究所によると今後は平成 32 年頃までは緩やかな減少を続け、その後は急激な減少が予測されている。平成 21 年の 713 万人から約 25 年後の平成 47 年には県の人口は 626 万人になると予測されている。

また、県の年齢別人口構成は図 3 で見ると、平成 17 年の年齢別人口構成比は、(a) 年少人口比率 (0~14 歳) が 14.0%、(b) 生産年齢人口比率 (15~64 歳) が 69.4%、(c) 老年人口比率 (65 歳以上) が 16.4%であったのが、平成 47 年には(a)が 9.0%、(b)が 57.2%、(c)が 33.8%と、高齢化・生産年齢人口の著しい減少が予測されている。

図3 県の年齢別人口構成の推移予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の都道府県別将来推計人口について

）県財政の伸び悩みと人口減少の問題点

今後の県の財政は、日本経済の先行きの不透明感と少子高齢化によって県税収入の大幅な増大は期待できないことが予想される。一方で高齢者人口の増加は、福祉・介護・医療などの社会保障費を押し上げる。また、公有財産に関して、少子高齢化に対応して既存の関連施設の統廃合などにより施設の有効活用を図ることが必要となり、バリアフリー化への対応、耐震化、アスベスト対策や二酸化炭素削減といった環境ニーズ対応を行わなければならない。人口減少により道路・橋梁・上下水道の利用機会が減少したとしても、これらのインフラ施設は総量の縮減を図ることは困難である。住民生活の安全性・利便性を確保するために、老朽化したインフラ施設や建物施設の維持管理コストの財源も確保しなければならない。

県は、今後の財政規模や人口構成の推移について分析を行い、保有する膨大な公有財産をどのように維持管理し、有効活用するかという課題に取り組まなければならない。

(3) 県の公有財産の規模と維持補修費等の推移

県の貸借対照表（連結）による有形固定資産残高の行政目的別金額及び資産合計に占める割合は表2のとおりである。

これによると平成21年度において、生活インフラ・国土保全が71.4%、教育が9.9%であり、道路、公園、教育施設用の設備等に過去からの累積で多額の資金を投入してきた

ことがわかる。

また、平成 21 年度末の公有財産（貸借対照表上の公共資産）残高は、約 6.8 兆円となっており、総資産額約 7.7 兆円に占める割合は、87.5%となっている。

表 2 有形固定資産残高の支出目的別の内訳（連結）

支出目的	平成 20 年度		平成 21 年度		増減（：減） 金額（千円）
	金額（千円）	割合	金額（千円）	割合	
生活インフラ・国土保全	4,614,656,851	71.1%	4,601,348,199	71.4%	13,308,652
教育	648,183,463	10.0%	639,569,725	9.9%	8,613,738
福祉	42,108,699	0.6%	40,351,564	0.6%	1,757,135
環境衛生	537,780,790	8.3%	537,516,597	8.3%	264,193
産業振興	308,362,590	4.8%	288,404,687	4.5%	19,957,903
警察	170,095,085	2.6%	170,137,973	2.6%	42,888
総務	164,916,577	2.5%	167,873,082	2.6%	2,956,505
収益事業	2,461,539	0.0%	2,548,119	0.0%	86,580
その他	6	0.0%	657,281	0.0%	657,275
(A) 有形固定資産合計	6,488,565,600	100.0%	6,448,407,227	100.0%	40,158,373

(B) 公共資産合計	6,795,176,251		6,756,137,890		39,038,361
------------	---------------	--	---------------	--	------------

(C) 資産合計	7,691,824,684		7,724,331,215		32,506,531
----------	---------------	--	---------------	--	------------

(A) / (C)	84.4%		83.5%
-----------	-------	--	-------

(B) / (C)	88.3%		87.5%
-----------	-------	--	-------

出典：埼玉県の財務諸表（平成 21 年 11 月及び平成 22 年 12 月公表）

また、決算統計によれば、施設等の維持補修費・普通建設事業費（普通会計）の過去 5 年間の推移は表 3 のようになっている。

表 3 維持補修費・普通建設事業費(普通会計)の5年間の推移 (金額単位:億円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
(a)歳出額	15,431	15,041	15,580	15,345	15,821
(b)維持補修費	125	120	128	128	131
(c)普通建設事業費	1,923	1,760	1,839	1,695	1,597
(d)=(b) + (c)	2,048	1,880	1,967	1,824	1,727
(d)/(a)比率	13.3%	12.5%	12.6%	11.9%	10.9%

出典：総務省ホームページ掲載の埼玉県の決算統計

この推移表から、県の社会資本整備や既存施設の維持管理・更新のためのおおよその支出額は、この5年間で約321億円減少し、歳出総額に占める割合も約2.4ポイント減少してきていることがわかる。

(4) 公有財産の課題

人口が増加し、高度経済成長期に新設した多様で多量の公有財産が、現在一斉に更新時期を迎えている。少子高齢化の加速と悪化する財政環境の中で、老朽化した公共インフラの改修に多額の財源を必要としているうえ、後世代への過重負担も問われている状況にある。これからの公有財産の整備は単に改修や補修をするだけに視点をおくのではなく、廃止や変更も見据えた発想の転換を図らなければならない。

公有財産を保有することの課題を、財務・品質・供給の3つの視点から整理すると、次のようになる。

1) 財務上の課題

財務の視点では、税収などの歳入の減少が財政の逼迫をもたらすことになる。そして、膨大な量の公有財産ストックの維持管理費の増大が見込まれ、県はそれに対応しなければならなくなる。公共施設数を現状のままとして、それらを適切に維持するためには、将来大きな歳出増加となることが予想される。

2) 公共施設の品質上の課題

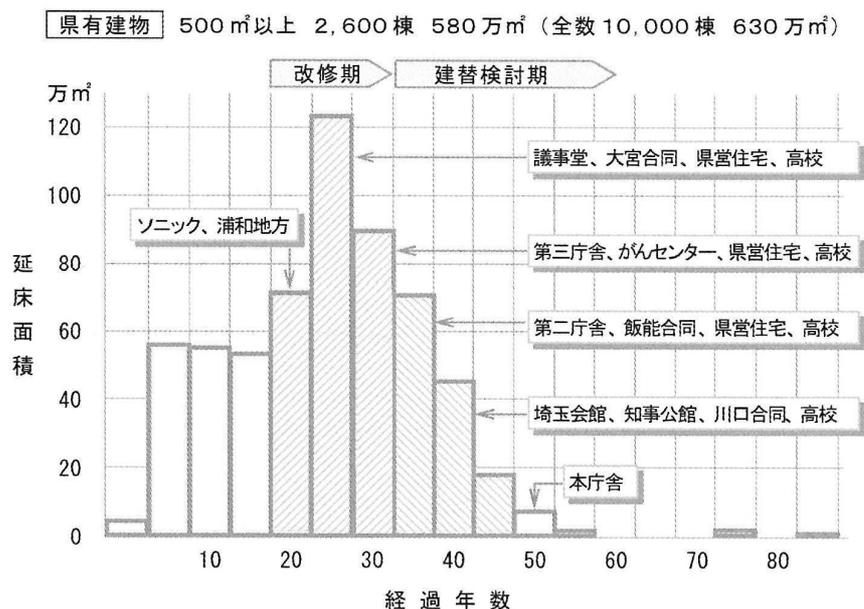
県が保有する公共施設は、高度経済成長の拡大時期を中心として大量に投資・整備され、急増する県民の生活や地域の経済活動を支えてきた。これらの多くは、昭和40年代から昭和50年代に集中して建設されたものであり、現在ではかなり老朽化が進んでいる。これら施設の老朽化に対応し、安全性・利便性の確保のために、今後、改修や修繕を実施しなければならない。

建物施設は、図4で見るように、平成18年度末では建物延床面積の約1/4が、築後30

年を超える経過年数となっている。

図4 県有建物の経過年数

大規模改修の急増期を迎える



出典：県有資産マネジメント会議資料（平成18年度）

また、インフラ資産として代表的な橋梁のストックの状況は、図5-1、図5-2のとおりである。建設後50年を超える橋梁はわずかであるが、1960年代から1970年代に建設数のピークがあり、建設後30年～40年を経過したそれらの橋梁の維持管理費が、今後急速に増加していくことが予想される。

図5-1 架設年代別橋梁数

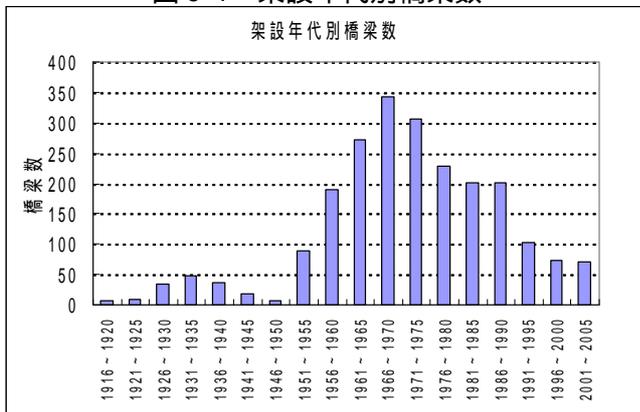
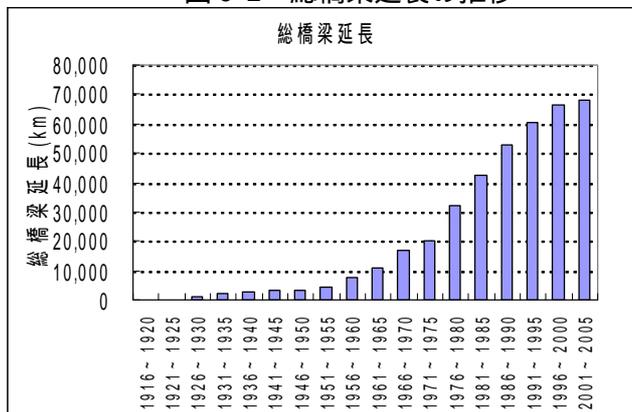


図5-2 総橋梁延長の推移



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成18年3月）

）施設ニーズの減少、変化に対応した供給の点からの課題

限られた歳入の中で、必要最小なサービスを最適に提供するという見地から、人口減少等に伴う余裕施設（利用度が低下した結果、本来の施設用途として利用されないスペースが一定程度存在する施設。）・余剰施設（施設利用者の減少など、利用度が低下した結果、当該施設全体が余剰となっている施設。）が生ずることが予測される。こうした余裕施設・余剰施設への対策を行って、保有建物の有効活用を図ることが必要になる。また、反対に、高齢者の福祉施設や夫婦共働きに対応した保育施設など、不足する施設への対応が必要となってくる。

2. アセットマネジメントの導入

県においては現在、総額約 6.8 兆円（連結）の公有財産をどのようにマネジメントするのかというビジョンが希薄である。

（1）県は全庁的なアセットマネジメント推進のための導入準備を行う必要がある。

）導入の必要性

税収が減少化傾向にある経済環境下において、公有財産が生み出すサービスを安全性を中心に今後も一定の水準で提供するためには、施設ごとに中長期的にどのくらいの維持管理コストが発生するのかを予測し、資産の費用対効果を総合的に判断して所有（更新を含む。）・処分等の方針を決定し、戦略を推進するための体制作りに取り組む必要がある。

そのためには公有財産をあらゆる側面から見直し、縦割り組織を超えて、県全体としてのアセットマネジメントの目的・導入方針・組織体系作りに取り組む必要がある。

ここではアセットマネジメントを、「公有財産（施設）を資産として捉え、各施設構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、施設構造物を計画的かつ効率的に管理すること。」であり、特に建物施設についてはさらに、「施設をとりまく環境・住民のニーズの変化に対応して、施設を戦略的に活用すること。」と定義する。つまり、施設とその環境を全庁的に把握し、地方自治体としての全体最適を目指して、施設の企画・設計・建設・運営維持・処分までの一生涯の管理、計画的保全を行い、施設の長寿命化・ライフサイクルコストの最適化を図り、施設資産の有効活用を推進することである。

）アセットマネジメント導入に必要な体制

アセットマネジメントを導入するには以下の体制を整えなければならない。

個々の公有財産の資産価値及び経過年数の把握

平成 21 年度末の連結貸借対照表上の公有資産残高は約 6.8 兆円であるが、これは個々の資産ごとに評価された資産価値の積み上げによって算定されたものではない。県が採用している総務省方式改訂モデルはひとこと言うと、公有財産の残高を、個々の資産残高の積み上げによらず、過年度において自治体が資産取得のために支出した総額を基に、一律の耐用年数を適用して算定する方法である。

しかし、アセットマネジメントの観点からは、まず、県が保有している公有財産が各々どれくらいの価値があるのか、取得してからどれくらい経過しているのかについて計数的に把握し、また資産劣化度の診断結果等を資産評価額に適切に反映していくことが前提となる。

全庁的アセットマネジメント推進を担う独立した統括部門の設置

アセットマネジメントは、現在の縦割り組織である各部局で完結するものではなく、部局を超えた横断的・全庁的な観点での推進が不可欠となる。インフラ資産と建物資産を区分してアセットマネジメントに取り組むことは実務対応として合理的であるが、それでも最終的にはこれらを総合した統括的運営が必要である。なぜなら、実効性のあるアセットマネジメントのためには、公有財産の維持管理のために必要となる施設の更新・修繕計画を、県全体として総合的判断のもとで適切に優先順位付けを行う必要があるからである。そのためには、公有財産の維持管理の水準を全庁的に統一化することも必要となる。

アセットマネジメント統括部門には、各部局との調整を図りながらアセットマネジメント導入の企画を策定し、全庁統一的な施設維持管理水準のもとで、個々の施設の更新・修繕計画の優先順位付けを行うという権限を持たせなければならない。そして、順位づけに沿った予算措置を図る必要がある。こうした大きな変革に取り組むには、適切な人材によって構成された新たな統括部門を設置することが必要であると考えられる。

アセットマネジメントと予算の連動

また、アセットマネジメントの導入にあたっては、その優先順位付けに従い予算化されない効果が無い。政策と予算の一体化に向けての取組みが必要となる。施設維持管理に関する予算は、アセットマネジメント計画に基づいて算定された維持管理費に対して、全庁的な判断による優先順位に従って、限られた予算を最適に配分するという方針、予算手法の導入を検討する必要がある。

(2) 県のアセットマネジメントに対する取組状況

) 県有資産まるごと改革への取組

平成 18 年からスタートしたこの取組は、膨大な県有資産を経営的な視点から県全体で一元的に管理するため、未利用地の売却の加速化、全庁的エネルギー削減、資産の生涯コスト削減という 3 本の改革方針に沿って県有資産改革を進めてきた。そして、社会情勢の変化に対応するため、平成 22 年度は、従来から進めている必要な取組は引き続き推進しつつ、新たな視点を加えながら、柔軟な利活用・グリーン庁舎化・施設の長寿命化という 3 本の改革方針に沿って、県有資産改革を進めている。

しかし、県有資産まるごと改革は、県有資産のうち土地・建物に限定した行動計画でありインフラ資産を含むすべての公有財産を対象としていない。同改革を拡充し、全庁的アセットマネジメントの目的・方向性を明確に示すべきである。

) 新行財政改革プログラムにおける取組

平成 17 年度より、財政収支を改善し県債残高の伸びを抑制するなど、財政運営の健全化に取り組んできており、平成 17 年度から 19 年度までの「行財政改革プログラム」に引き続き、平成 20 年度から新たな発想や視点からの改革を導入した「新行財政改革プログラム」を、平成 22 年度までにわたって推進してきている。

この中で、事業の見直しによる歳出削減策として、維持管理費の削減・施設の長寿命化、修繕費の平準化、資産・負債管理の見直しとして、公共事業の重点化・新規施設の整備、既存施設の大規模修繕・県有不動産の管理など、アセットマネジメントに関連する取組方針がいくつか織り込まれている。

しかし、「新行財政改革プログラム」の中に示されているアセットマネジメントに関連する事項は断片的であり、アセットマネジメント計画の必要性、その目的、全庁的な取組方針やそのための体系作りなどについて、今後の県の行財政改革方針として明確に示す必要がある。

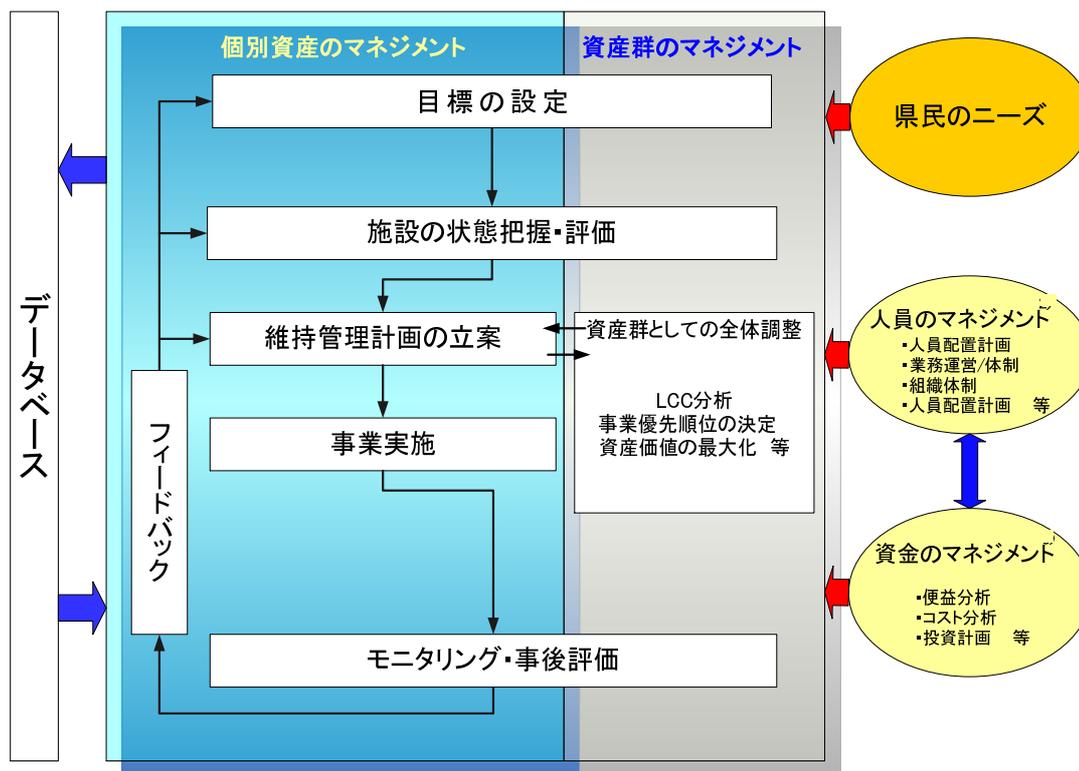
) 施設管理行動方針による取組

県土整備部・都市整備部が平成 18 年 3 月に策定した「施設管理行動指針」は、当該部局が管理する施設の維持管理の基本的な考え方をまとめたものであり、この中にインフラ施設に対するアセットマネジメント導入目的が明示されている。

そこでは、「アセットマネジメントは公共施設を資産として捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法である。本県におけるアセットマネジメントの導入目的は、適正な維持管理水準の確保（安全性確保など）、計画的な施設の維持管理・更新、効率的な投資計画と予算配分、アカウンタビリティの確保などである。」としている。

そして、アセットマネジメントの全体像を図6のように示している。

図6 アセットマネジメントの全体像



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成18年3月）

）全庁的なアセットマネジメント導入に向けた施設管理行動方針の活用

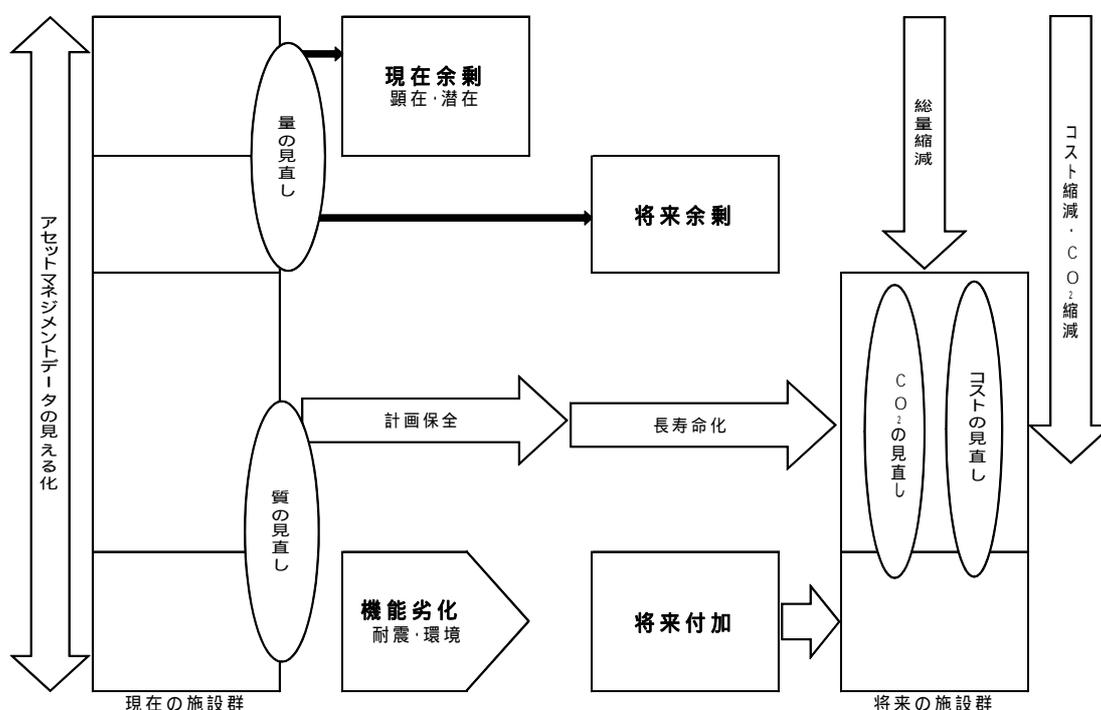
アセットマネジメントは、対象とする施設をインフラ施設と建物等施設に区分して体系づけることにより、効率的に推進すべきである。全ての公有財産に対するアセットマネジメントの基本的考え方は同じであるが、インフラ施設は社会的影響がより大きく、また他への転用、売却、処分ということが原則できない施設であるので、制約はあるもののこれらの諸策が一般的に可能である建物等施設とは区分して、アセットマネジメント計画を策定することが合理的である。

従って、現在策定されている施設管理行動指針を、全てのインフラ資産に活用し、建物等施設については、これに総量縮減や有効利用という考え方を加えた施設管理行動方針を新たに策定して、アセットマネジメントに取り組むことを検討すべきである。

(3) アセットマネジメントの戦略

アセットマネジメントは、図7に示すアセットマネジメント戦略の全体構想をもとに、総合的かつ戦略的重点課題から取り組む必要がある。そのためには、従来の所管部門別の縦割りで個々の施設を対象として実施するにとどまらず、全庁的に施設を把握し、全体としての最適を目指すものでなければならない。(注：図7は建物施設をイメージした全体構想である。)

図7 アセットマネジメントの全体構想



出典：社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会編「公共ファシリティマネジメント戦略」

）量的見直し

施設利用のニーズの減少が予測されることに対応して、全体としては総量縮減を図るアセットマネジメント戦略が必要となる。そのためには、縮減の対象候補となる余裕施設や余剰施設を利用度評価などにより合理的に洗い出し、「見える化」する必要がある。また、施設利用者の要求は多様化・高度化する傾向にあり、将来の施設のニーズを合理的に予測しなければならない。そしてこれらをふまえて、施設の有効活用・統廃合などの利用調整や、用途変更・貸付・売却などの実行計画と遂行が必要となる。

）質の見直し

量的見直しによって保有すべき施設あるいは建物が特定されると、これらについて質の

見直しを行うことになる。従来、施設の修繕・改修の費用は単年度で、しかも壊れてから直すという事後保全主体の予算が組まれているが、このプロセスを改革して、施設の将来を検討し、計画的に予防保全を実施しなければならないという大きな課題がある。そのためには、すでに有効活用されている施設・建物については計画的保全を行い、30～40年程度で建替えをするのではなく、長寿命化を図る戦略を採用する必要がある。また、耐震性、省エネ性など機能劣化の建物、用途変更が必要な建物は、それらを実施して建物の有効活用を図る戦略を採用しなければならない。

インフラ資産についても基本的には同様であるが、インフラ施設が破壊されると社会的ダメージが甚大となりライフラインが滞り、住民の命や生活が脅かされる。また、経済活動にも大きな損害を与え膨大な社会的損失を与えることになる。従って、インフラ資産に対して必要な修繕・改修は、他の施設に比べより優先的に実施されるよう計画しなければならない。

）アセットマネジメントデータの一元管理

施設情報は所管部門ごとに管理されており、施設群として一元化できていないのが現状である。上記のアセットマネジメント戦略を策定するために重要なことは、全体像が把握できるデータの収集・管理ができる体制づくりである。また、財務・品質・供給の3視点による評価が可能となるようなデータが必要である。データベースの一元化とは、データ管理が各部局にとどまらず、全庁的に把握できる体制が整い、データの管理水準が統一化されているということである。

これらの目的に対応した適切なアセットマネジメントデータベースを整備することが重要であり、具体的な例(建物施設の例)として、図8のようなデータ項目が挙げられる。

図8 財務・品質・供給の3視点による評価に必要なアセットマネジメントデータの例

・評価の目的に照らした必要データを収集する

A・財務評価用データの例

マネジメントコストデータ：施設の維持管理に要する費用

施設資産データ

- ・建物：建物取得価額、延床面積、建物取得年、減価償却累計額、現在価額
- ・土地：土地取得価額、土地面積（筆単位のもの施設の別合計）
- ・付属設備：取得価額、種類（昇降設備、空調設備、電気設備など）

B・供給評価用データの例

施設利用度データ：利用度を測定し、評価するための基本データ

- ・施設の特性と評価目的に応じて、適切に設定する

施設利用に関する所管部門のコメント：現状と改善すべき点の把握

C・品質評価用データの例

施設の耐震性データ

建物劣化診断データ

環境保全性データ（施設エネルギー排出量など）

福祉性能データ（ユニバーサルデザインの実現度など）

）アセットマネジメントに期待される効果

施設群の大規模修繕時期の総合的判断と予算管理の適正化が期待できる。

施設群管理の全容が把握でき、限られた予算の中で、より最適な保全が図れる。

修繕周期と関連工事などの調整により、無駄を省き保全の効率化が図れる。

施設の延命が図れるため、建築投資面からみて経済性の向上が期待できる。

優先順位に基づき実施するため、ある施設に偏ることなく公正化が図れる。

主管課及び財政部局が年度ごとに行う予算化での事務量が軽減できる。

施設の潜在的危険性が少なく、利用者に良好な環境を提供することができる。

日常の保守・点検を体系化することで、良好な環境を提供することができる。

ベンチマーキングにより、施設の改善及び職員のコスト意識向上が期待できる。

他用途への転用など、行政の総合的な判断とマネジメントが期待できる。

(4) アセットマネジメント導入に向けた県の課題

量の見直しプロセスにおける現状の課題

総量縮減を図るために定量的利用度評価を十分に行い、余裕施設・余剰施設の特定を適切に行う必要がある。定量的評価基準として例えば、施設ごとの行政コスト計算を行い、利用者一人当たりの行政コストなどを算定し、県外を含む他の同種施設との比較評価を行うということも有用である。

総量縮減のプロセスを統括する組織体制づくりが必要である。アセットマネジメント担当部門を新設し、全庁的に総量縮減の戦略・計画・利用調整を統括する役割を担わせるという組織体制の構築を検討する必要がある。

質の見直しプロセスにおける現状の課題

活用する公有財産が生み出すサービスを、今後も一定の水準を保ちながら提供するために、事後保全の考え方から計画的な保全へと切り替えることが重要となる。そのためには、施設ごとに中長期的な保全・修繕計画を策定し、将来発生すると見込まれる施設の維持管理コストを把握する必要がある。

県保有の施設あるいは施設群について、維持管理の手法に応じて、中長期の修繕計画を策定する必要がある。アセットマネジメントには、県民に次世代にわたる公有財産に対する県の施策を示すという役割があることから、当該計画は30年から50年の長いスパンで捉えなければならない。

現在、中長期修繕計画を策定している施設は橋長15m以上の橋梁、排水機場、上水道、大型公共施設10施設及び公共・県営住宅のみであり、他のインフラ施設や建物等施設については策定されていない。

策定した中長期計画は、見直しの必要性が生じた場合には、適宜、実態を反映してローリングしなければならない。

施設所管の各部局において、営繕要望と予算措置にギャップが生じた場合、これを一覧性のある管理資料として作成して総合的に把握し、翌年度以降に有効活用しなければならない。

予防保全を適切に実行するには、修繕計画を基に、一定の統一的な優先順位付け（優先度設定）の基準・ルールを適用して営繕予算請求をする必要がある。

）アセットマネジメントデータの一元管理に関する現状の課題

アセットマネジメントの観点からみた、新公有財産システムの課題

県は、従来の縦割りによる施設情報の管理体制から一元管理を行う方向で、平成 22 年度に総務部管財課において新公有財産管理システムを導入し、施設のデータベース化を進めている。しかし、アセットマネジメントの観点からみると、下記の課題がある。

- A) 管財課が新たに導入した新公有財産管理システムに関して、その導入目的及び最終的な活用方法等について、各建物施設や部局の施設管理担当者へ周知徹底する必要がある。
- B) システム運用初年度である現時点では入力すべき情報が十分に入力されていないので、未入力項目は速やかに入力を進めるべきである。
- C) 修繕履歴についての情報を各建物や設備に厳密に区分して関連付けできるように管理する必要がある。
- D) 修繕履歴の入力方法がまちまちであるので、入力基準を策定する必要がある。
- E) 委託・点検項目ごとの年度比較、業者ごとの施設間比較等ができるような分類・集計の仕組みが必要である。
- F) 点検結果による施設・設備の劣化状況などの情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが必要である。またこれに先立ち、管財課は、各建物施設統一の点検マニュアルを整備し、各施設担当者は当該マニュアルに従って点検を実施すべきである。
- G) 当該システムを誰にどこまでの範囲を利用させるかという利用環境についても考慮する必要がある。

アセットマネジメントに必要なデータの例は先の図 8 に示しているが、新公有財産システムでは、必要十分なデータを取り込むことができない。従って、アセットマネジメントを推進するには、現システムの機能を拡張するかあるいは、新たな管理システムの構築の検討が必要である。

アセットマネジメントデータの一元化を進めることは、データ管理業務の質が大きく変わり、これに携わる職員の配属も変わることになる。従って、適切な人材を必要となる人数だけ配置しなければならない。

）公有資産残高の算定と固定資産台帳の整備に関する現状の課題

県の貸借対照表に計上されている公共資産残高は、保有している個々の資産を個別に評価して集計されたものではない。当年度に取得した固定資産を年度末において、例えば普通建設事業費として支出処理された項目から、資産に計上すべきものを選別して一括に資産計上している。本来、固定資産の管理・保全に重点を置く企業会計等では、資産の取得

時に、例えば建物施設であればまず支出内訳から資産計上するものと費用処理するものに区分し、資産も建物本体・付属設備・構築物・機械設備・器具備品等に明確に区分して勘定科目処理している。そしてこれを固定資産台帳に反映させ、各々の耐用年数を適用して減価償却計算を行っている。特別に評価替えしなければならない要因がなければ、台帳に示された減価償却後の残高がその時点の当該資産の公正評価額となっている。このようなアプローチは、公会計においても、アセットマネジメントにおいても基本となるものである。

県が現在採用している総務省方式改訂モデルは、売却可能資産を優先して固定資産台帳を整備することも認めているが、段階的にすべての固定資産台帳を整備することにより、財務書類の検証可能性が確保できることを予定している。いずれすべての固定資産台帳を整備することが必要となるため、基準モデルの採用等を検討することにより、早期に固定資産台帳を整備することが、アセットマネジメントのためには有効な方策と考えられる。

(5) アセットマネジメント戦略の実現のためのその他の基本事項

）首長である県知事の積極的参画

これまで国の行政改革の方針のもと、地方自治体においてもアセットマネジメントの考え方を一部で取り入れなければならない事項が生じ、これに対応してきている。しかし今後は、国の方針との調整が必要ではあるものの、県が主体的に改革を行い、当該改革を通して自らの進むべき方向性を決定しなければならない。こうした中で、アセットマネジメントを導入し、継続して運用していくためには、首長たる県知事が明確な方針を掲げ、推進過程の重要な場面に積極的に参画し、リーダーシップを発揮して進めることが基本的に最も重要なことである。

）県職員の意識改革

アセットマネジメント統括部門は、県職員が従来の縦割り組織にとらわれず、県全体としての観点から、アセットマネジメントの必要性・進むべき方向性を理解し共有するという意識改革を行うための教育を行う必要がある。

）アカウンタビリティの遂行

県は、納税者である県民に対して、政策の選択、目標の達成度、活動の効率性及び過程を説明する責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならない。このアカウンタビリティを高めるためには、事後の情報公開ばかりでなく、検討段階での政策決定の過程や根拠、想定されるリスク、目標や成果など住民に必要な事項をタイムリーに説明されることが求められる。

) 民間のアセットマネジメント手法の導入

導入のスピードアップを図るには、従来から民間が実施しているアセットマネジメント手法を研究し、それを参考にして進めることが重要である。また公的施設を対象とした外部コンサルティングを導入し、効率的に推進することも検討に値する。

) PPP、PFI 事業の推進

県の財政負担の圧縮を図りながら、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本の整備や公共サービスの充実を図るために、PPP、PFI の導入を積極的に検討する必要がある。これらの推進により、財政支出が減少する中、民間の資金を活用して必要な公共サービス・インフラの維持・拡大を図るとともに、民間のノウハウと経営努力により、民間へのリターンと県民・利用者の負担抑制を両立しつつ、より高いサービスの提供が実現すると思われる。

第3章 監査の結果

・ 県の財政と公有財産の状況及び今後の課題

近年、わが国においては厳しい財政状況が継続する中で、人口減少という大きな問題を抱えている。人口減少は、公共サービスの対象となる住民が減少するだけでなく、税収など歳入の減少、市場の規模縮小、労働人口の低下など、経済活力にも大きな影響を与える。また、公共施設資産にも大きな影響を与え、公共施設ニーズの全体規模が縮小し、少子高齢化に伴いニーズの質も変化していく。さらに、高度経済成長期に新設された大量の公共施設が老朽化し一斉に更新時期を迎える。従って、自治体を取りまく様々な社会環境の変化や財政環境を的確に捉え、限られた財源で、住民の安全と生活を守り、利便性を確保する公共施設をどのように構築すべきかを新たに模索しなければならない。

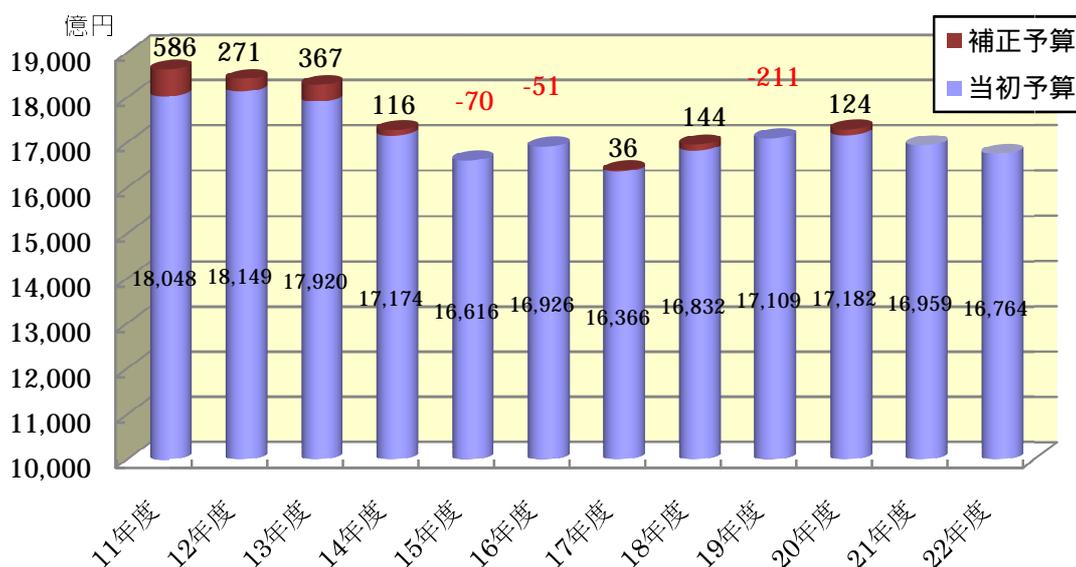
1. 県の財政状況

ここでは、県の財政状況についてその現状と将来の予測を行い、あわせて県債の発行状況及び県税収入について考察する。次に、社会状況の変化である人口問題が県財政や政策に与える影響について触れることとする。

(1) 一般会計の現在までの推移

県の一般会計予算規模の推移、一般会計当初予算歳入歳出及び一般会計決算額推移は図 - 1、表 - 1 及び図 - 2 のとおりである。

図 - 1 一般会計予算規模の推移



出典：埼玉県ホームページ

表 -1 平成 22 年度一般会計予算歳入歳出

【歳入】

単位：億円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
県税	8,206	7,010	6,054	36.1%
地方交付税	1,730	1,797	1,968	11.7%
国庫支出金	1,487	1,466	1,634	9.7%
県債	2,756	3,142	3,375	20.1%
その他	3,003	3,544	3,733	22.3%
合計	17,182	16,959	16,764	

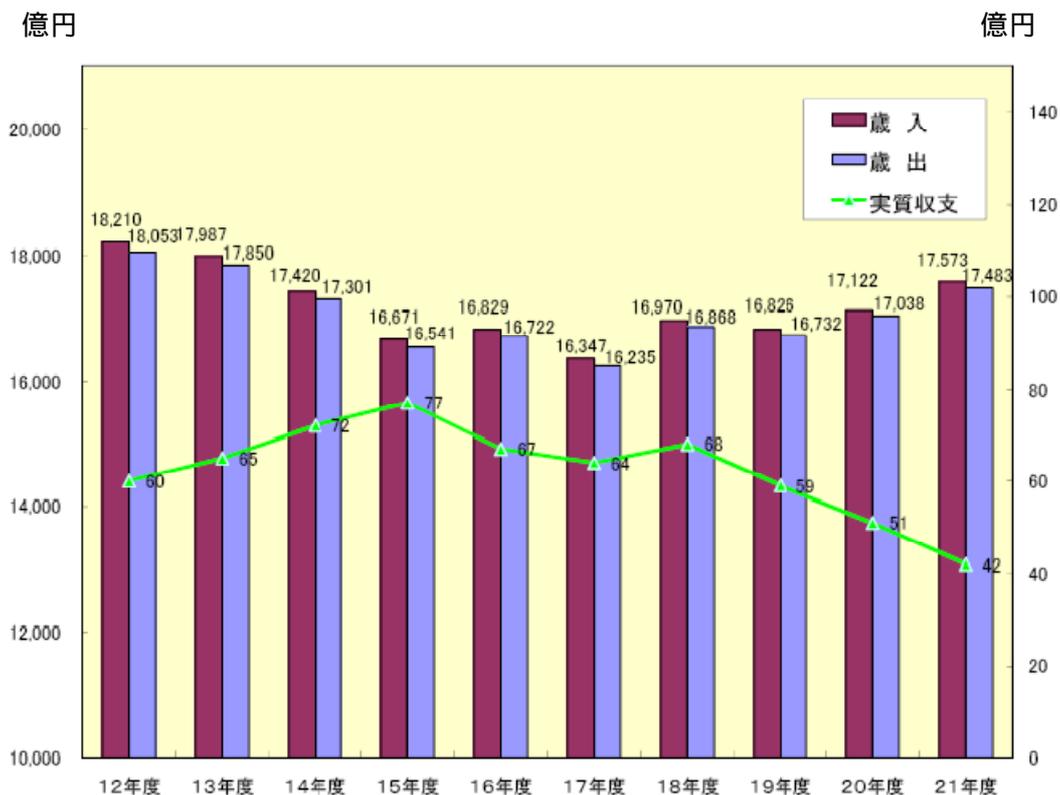
【歳出】

単位：億円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
給与費	6,704	6,801	6,756	40.3%
義務費	3,453	3,115	2,998	17.9%
投資的経費	1,808	1,726	1,639	9.8%
維持補修費	27	27	26	0.2%
補助費	2,010	2,090	2,451	14.6%
投融資	293	274	202	1.2%
一般行政費	706	756	825	4.9%
他会計繰出金	309	309	290	1.7%
県税交付金等	1,872	1,861	1,577	9.4%
合計	17,182	16,959	16,764	

出典：埼玉県「県政ニュース」から作成

図 - 2 一般会計決算額の推移



出典：埼玉県ホームページ

県の当初予算は、平成 13 年度から平成 17 年度にかけて減少化傾向が続き、その後は若干の増減が続いているが、平成 22 年度の当初予算は平成 11 年度に比べ 7.1%、金額で 1,284 億円減少している。一般会計の歳入と歳出の決算額については、予算とほぼ同じ推移である。

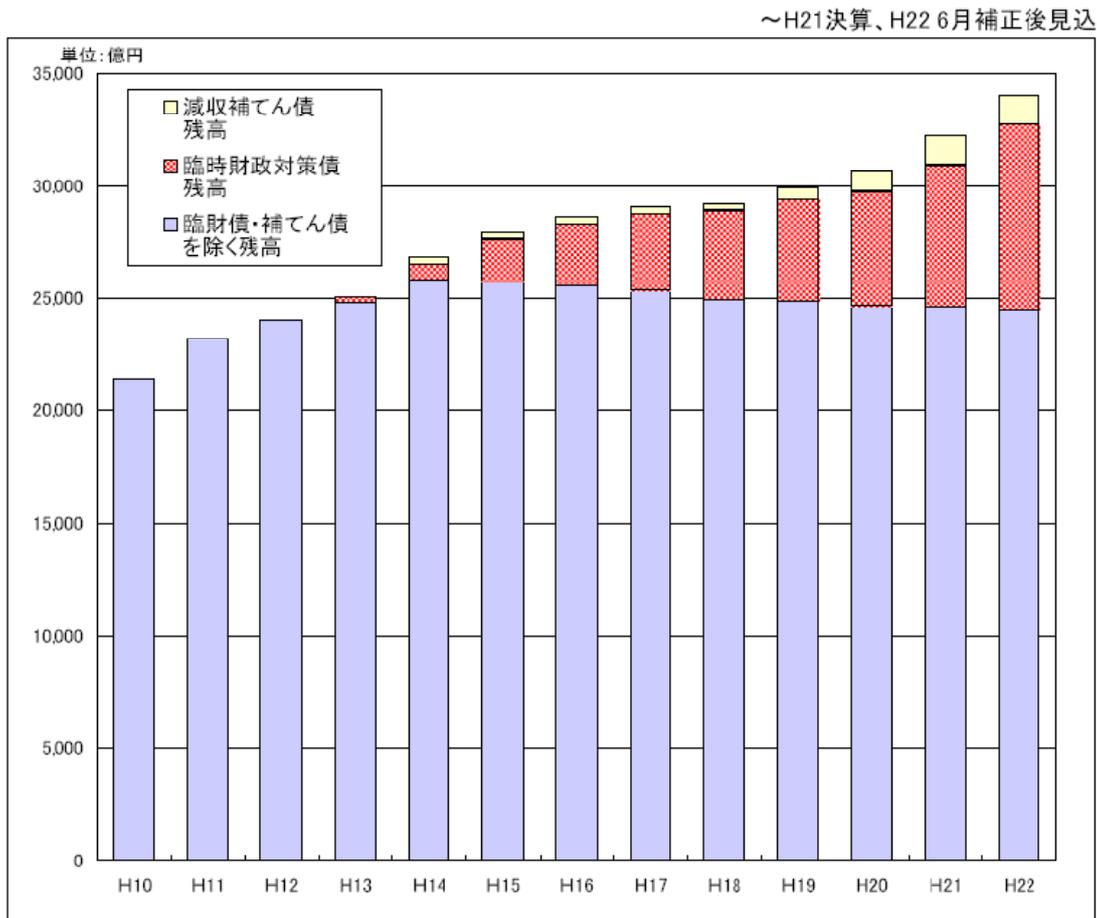
平成 22 年度の当初予算規模については、県の経済・雇用情勢の厳しい状況が続く中、限られた財源を重点的・効率的に配分し編成した結果、16,764 億円と前年度比 1.2%となった。平成 22 年度の編成にあたり歳入・歳出別にその取組状況をみると、歳入については、
 県税収入の確保、
 使用料・手数料の見直し、
 財産売払収入の確保、
 現有資金の活用などの財源確保策に取り組んでおり、歳出については、
 人件費・職員定数の抑制、
 外郭団体への財政支出の削減、
 公の施設の管理費の圧縮、
 補助金の見直しなどの歳出抑制策に取り組んでいる。このうち歳出抑制策としての 公の施設の管理費の圧縮については、通常、発生する施設管理費や修繕費を見直したものであるが、その中で建設後 30 年から 40 年が経ち、今後、修繕・更新時期を迎える大量の老朽化した施設についてはこれらの費用が急激かつ多額に発生することが予想される。今後、限られた予算でこれらを賄わなければならない。

また、表 - 1 で見ると、近年では県税収入の減少が顕著である。

(2) 県債残高の推移と今後の動向

県債残高の推移は図 - 3 のとおりである。

図 - 3 一般会計県債残高の推移



単位: 億円

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 見込
県債残高	21,390	23,232	24,076	25,071	26,864	27,990	28,662	29,087	29,238	29,896	30,668	32,262	34,027
臨時財政対策債残高	0	0	0	236	691	1,904	2,769	3,438	4,003	4,519	5,113	6,327	8,274
減収補てん債残高	0	0	0	0	308	308	308	308	308	508	905	1,317	1,285
臨財債・補てん債を除く残高	21,390	23,232	24,076	24,835	25,865	25,778	25,585	25,341	24,927	24,869	24,650	24,618	24,468

出典：埼玉県ホームページ

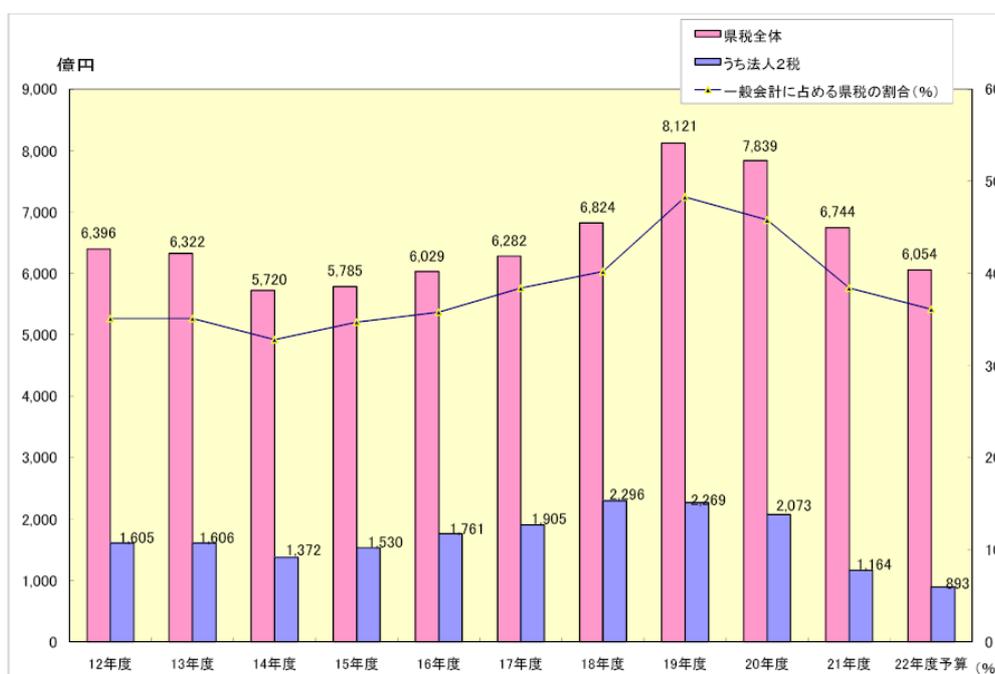
県債残高は、平成7年度から平成14年度においては増加した。しかし、平成15年度以降は、地方交付税の振替である臨時財政対策債・減収補てん債の特例債の発行残高が増加していることが県債全体の増加の原因となっているが、これらを除く県債残高については減少となっている。

県債は、公共事業や県有施設の耐震改修、学校教育施設の大規模改修などの緊急性、必要性の高い事業に活用されてきた。しかし、今後は特例債を除く県債の発行を極力抑制していく予算編成が行われることが予想されることから、たとえ公共事業に対する活用が減少しても、県有施設維持管理への活用は大幅には期待できないであろう。

(3) 県税収入の推移

県税収入の推移は図 - 4 のとおりである。

図 - 4 県税収入の推移



区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度予算
県税全体	6,396	6,322	5,720	5,785	6,029	6,282	6,824	8,121	7,839	6,744	6,054
うち法人2税	1,605	1,606	1,372	1,530	1,761	1,905	2,296	2,269	2,073	1,164	893
一般会計に占める 県税の割合 (%)	35.1	35.1	32.8	34.7	35.8	38.4	40.2	48.3	45.8	38.4	36.1

※ 21年度までは決算額、22年度は当初予算額

出典：埼玉県ホームページ

平成13年度から平成18年度までは県税収入はほぼ横ばいであったが、平成19年度に税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲による個人県民税の大幅な増加があり、県税収入は大きく増加した。しかし、この平成19年度をピークとして、平成22年度までは毎年減少している。特に平成21年度は前年度比で14.0%の減少となった。これは、製造業を中心とする収益減少や、地方法人特別税制度の影響により、法人県民税・法人事業税（以下、法人2税）が減収となったことが主な理由である。また、県税収入の一般会計（歳

入)に占める割合も平成19年度の48.3%から、平成21年度は38.4%に9.9ポイントの下落となった。

県税の内訳ごとの推移をみると、平成19年度以降は、個人県民税とその他(地方消費税、不動産取得税、自動車取得税等)が微減ないしはほぼ横ばいであるの対して、法人2税の落ち込みが大きく、県税全体の減収の原因となっている。平成22年度の当初予算においても、企業収益の動向や地方法人特別税制度の影響から法人2税を中心に減収が見込まれている。県税収入は平成21年度当初予算の7,010億円から平成22年度当初予算は6,054億円で13.6%の減少となった。うち、法人2税については、同比33.0%の減少となっている。

県税収入については、将来的には次に述べる生産年齢人口の減少等により、大幅な伸びは期待できないと考えられる。

(4) 県の人口、年齢別人口構成の推移

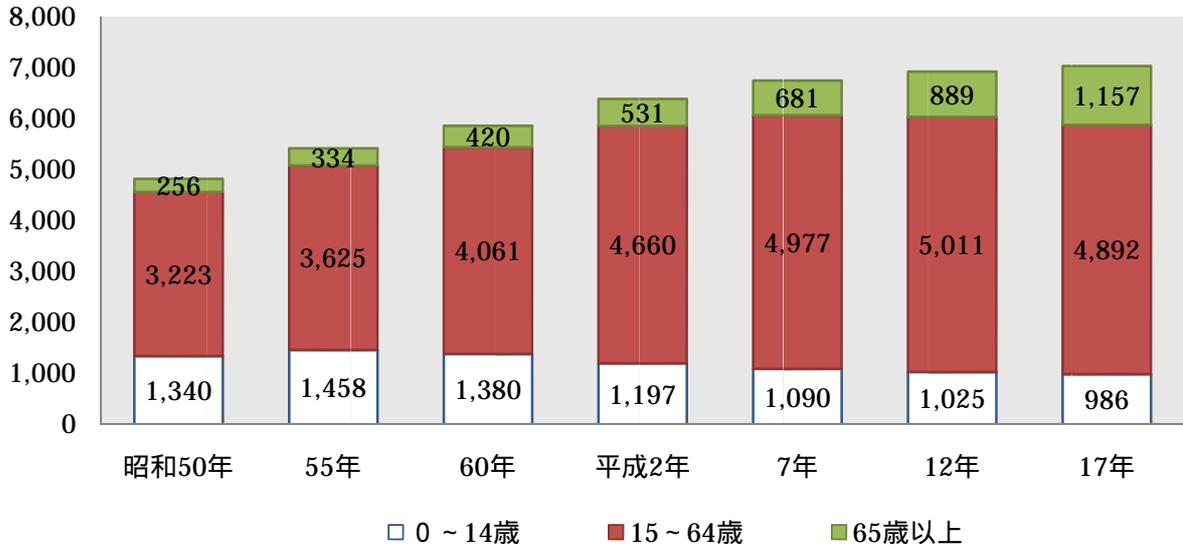
県の人口、年齢別人口構成の推移及び同推移予測は以下図 - 5、図 - 6、図 - 7、図 - 8のとおりである。



出典：総務省「国政調査」平成21年は総務省「人口推計」

千人

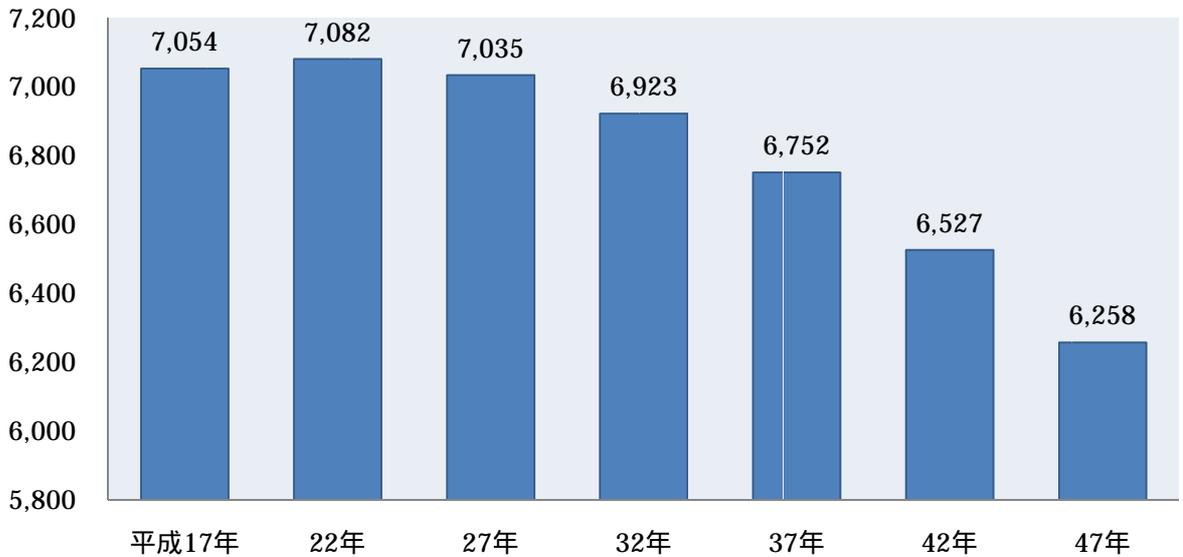
図 - 6 県の年齢別人口構成の推移



出典：総務省 国政調査

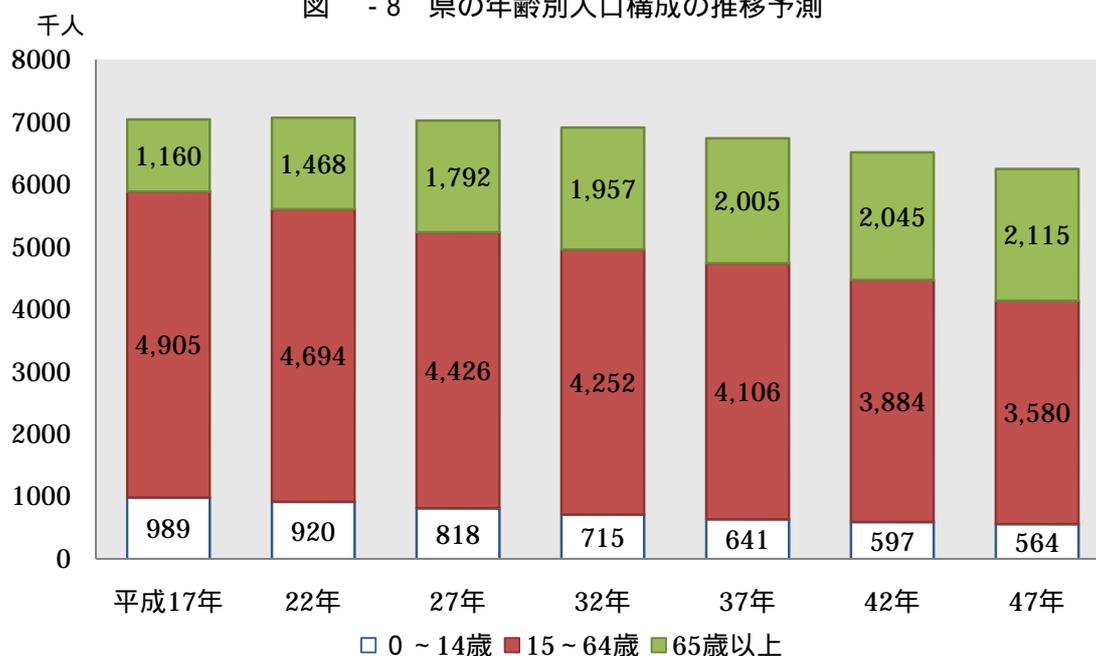
千人

図 - 7 県の人口推移予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の都道府県別将来推計人口について

図 - 8 県の年齢別人口構成の推移予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の都道府県別将来推計人口について

）県の人口の推移について

県の平成 21 年の人口は、713 万人で、全国人口総数の 5.6% を占め、全国第 5 位である。県の人口の推移をみると、昭和 35 年頃から我が国経済が高度成長期に入り、急速に増加し、昭和 55 年にかけて年平均 10～20 万人の勢いで増加した。これは、全国順位も上位であつた。昭和 60 年代その後、年平均 8～9 万人で増加し、平成 2 年にかけては、600 万人を超え、昭和 60 年から平成 2 年にかけては、年平均増加率は、10 万人台で増加した。しかし、バブル崩壊後の景気低迷により増加の勢いが弱まったこと、住宅立地の東京都へのシフトなどにより、平成 7 年以降、県の人口の増加率は下降をたどり、平成 17 年～21 年の年平均増加数は、2 万人と低い水準にとどまった。

将来的には、わが国の総人口は、平成 16 年には 1 億 2,700 万人とピークであったが、今後は平成 32 年頃までは、ゆるやかな減少を続け、その後は毎年、多大な人口減少が予測されている。県においては、全国との比較では、生産年齢人口比率は全国的にも高く、老年人口比率は逆に低い水準であった。それでも少子高齢化は将来的にはこの傾向は同じである。平成 17 年には、705 万人であった県の総人口は、平成 47 年の将来推計では、625 万人と 11.3% の減少が見込まれている。

）県の年齢別人口構成の推移

県の平成 17 年の年齢別人口構成比は、年少人口比率（0～14 歳）が 14.0%、生産年齢人口比率（15～64 歳）が 69.4%、老年人口比率（65 歳以上）が 16.4% であった。県にお

いても少子高齢化の進展は著しく、平成 47 年の将来予測では、年少人口比率（0～14 歳）が 9.0%、生産年齢人口比率（15～64 歳）が 57.2%、老年人口比率（65 歳以上）が 33.8% であり、年少人口で 5 ポイントと生産年齢人口で 12.2 ポイント減少し、老年人口比率で 17.4 ポイントの増加となっている。

）高齢化と人口減少の問題点

上記のように、高度成長期をピークとする人口増加の時代は終焉を迎え、高齢化と人口の減少の時代に突入しようとしている。高齢化と人口減少は以下の問題が生じると考えられる。

生産年齢人口の減少（広い意味での年少人口の減少）は、将来的に税収の減少となり、高齢者人口の増加は、福祉・介護・医療などの社会保障費が増加する。これによって公共施設への新規の投資額の減少や運営維持コストの縮減が予測され、住民サービスへの影響が懸念される。

人口減少と公共施設資産（社会資本ストック）の関係について見ると、公共資産である道路や橋は、人口減少により全体の利用の機会が減少したとしても既存の設備のメンテナンス費用は減少せず、また、利用の機会とは関係なく築後 20 年以上経過し老朽化した設備に対する膨大な費用の発生も見込まれる。また、上水道や下水道にしても、利用量は減ったとしても、県内に利用者が既存場所に分散している限り、既存の設備に対する固定費は減らない。今後は県の税収の減少が見込まれることを考慮すると、益々、財政基盤が厳しくなると予想される。

少子高齢化の時代になると、これに対応して関連施設の統廃合などの検討を行う必要が生じる。これは既存の施設の有効活用を図ると同時に、施設のバリアフリー化への対応が必要である。また、近年、耐震対策やアスベスト対策及び二酸化炭素削減等に対する諸種の市民のニーズが高まっており、これらへの対応が迫られる。

（５）今後の県財政の問題点

以上、県財政、すなわち、歳入・歳出に影響を及ぼす要因である県債の発行、県税収入、人口問題についての現状及び将来予測について言及してきた。

今後の県の財政について、歳入については、既に考察済みであるように、県税収入の大幅な増収は見込めない。これに対して歳出は、県債の償還や少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が予想され、今後はさらにこの傾向が続くものと思われる。

上記より、公共施設の整備費及び維持管理費に充当できる予算は財源不足から厳しい状

況が続くことが十分に予想される。しかし、このために施設の安全性やサービスの低下を招くことは避けなければならない。そこで、これらに対する策を講じることが必要である。

今後は、県の保有する公共資産のあり方を細かく調整・協議し、集約していくことが必要であり、全体として最適に、利用・管理されるように資源配分することが望まれる。

2. 県の公有財産の概要

(1) 公有財産とは

公有財産とは、地方公共団体が所有する財産のうち、地方自治法第 238 条に掲げられているものをいい、以下に掲げるもの（基金に属するものを除く）である。

- ）不動産
- ）船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ）「 ）」に掲げる不動産及び動産の従物
- ）地上権、地役権、鉱業権その他これに準ずる権利
- ）特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これに準ずる権利
- ）株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債権等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ）出資による権利
- ）財産の信託の受益権

また、公有財産を分類すると以下ようになる。

公有財産

行政財産・・・地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産。

公用行政目的の効果の達成のために利用されるべきものであり貸付、交換、売払い、贈与等は原則禁止されている。但し、一定の条件の基に行政財産を貸付、また、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。（地方自治法第 238 条の 4）

・ 公用財産 地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする財産

例）県庁舎、議会棟、研究所等

・ 公共用財産 住民の一般的利用に供することをその本来の目的とする財産

例）道路、病院、学校、公園等の敷地及び建物

普通財産・・・行政財産以外の一切の公有財産であり、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、その経済的価値を保全発揮することに

より、間接的に地方公共団体の行政に貢献することとなる財産。
 条例又は議会の議決によって、貸付、交換、売払い、贈与等ができる。
 (地方自治法第 237 条)

(2) 県の公共用財産の概要

今回は、上記の公有財産分類のうち、主に公共用財産としての建物施設、インフラ施設とその関連部局に焦点を当て監査を実施した。改革推進課が作成している県立施設の一覧は下記のとおりである。また、一覧表以外の公共用財産として、県土整備部が統括する道路・橋梁・河川施設、企業局が統括する上水道施設、下水道局が統括する下水道施設などのインフラ施設がある。

表 - 2 県立施設の管理形態 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態		施設数
県民生活部	平和資料館	広聴広報課	直営		1
	県民活動総合センター	NPO活動推進課	(財)いきいき埼玉	指定管理者(随意 5 年)	1
	埼玉会館	文化振興課	(財)埼玉県芸術文化振興財団	指定管理者(随意 3 年)	3
	彩の国さいたま芸術劇場				
	熊谷会館				
	青少年総合野外活動センター	青少年課	小学館プロダクショングループ (株)小学館プロダクション、(特)国際自然 な学校、日本環境マネジメント (株)、シースワードサービス(株)	指定管理者(公募 5 年)	1
	婦人相談センター	男女共同参画課	直営		1
	男女共同参画推進センター		直営		1
	消費生活支援センター	消費生活課	直営		1
危機管理 防災部	防災学習センター	消防防災課	日立システム・丹青社共同事業体	指定管理者(公募 5 年)	1
環境部	環境科学国際センター	環境政策課	直営		1
	埼玉県山西省友好記念館	自然環境課	(財)小鹿野町振興公社	指定管理者(公募 5 年)	1
	自然学習センター		(財)埼玉県生態系保護協会	指定管理者(公募 5 年)	1
	北本自然観察公園				1
	長瀬総合射撃場		(株)秩父開発機構	指定管理者(公募 3 年)	1
	狭山丘陵いきものふれあいの里センター		(財)トトロのふるさと財団	指定管理者(公募 5 年)	1
	さいたま緑の森博物館		岩堀・環境クリアーJV	指定管理者(公募 5 年)	1

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態		施設数
福祉部	社会福祉総合センター	社会福祉課	(社) 埼玉県社会福祉協議会	指定管理者(公募 5 年)	1
	上里学園(児童養護施設)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	おお里(児童養護施設)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	いわずき(児童養護施設)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	嵐山郷(知的障害児施設・重症心身障害児施設・知的障害者更生施設)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	障害者交流センター(身体障害者福祉センター A 型)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	あさか向陽園(障害者歯科診療所)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	皆光園(障害者歯科診療所)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	そうか光生園(障害者歯科診療所)		(社福) 埼玉県社会福祉事業団	指定管理者(随意 5 年)	1
	奥武蔵あじさい館		高齢介護課	(株) グリーンハウス	指定管理者(公募 5 年)
	総合リハビリテーションセンター	障害者福祉推進課	直営		1
	精神保健福祉センター		直営		1
	伊豆潮風館(障害者更生センター)	進課	(株) 馬淵商事	指定管理者(公募 5 年)	1
	熊谷点字図書館	こども安全課	(社福) ブルーバードホーム	指定管理者(公募 5 年)	1
	母子福祉センター(母子福祉施設)		(財) 母子寡婦福祉連合会	指定管理者(随意 5 年)	1
	埼玉学園(児童自立支援施設)		直営		1
保健医療部	高等看護学院	医療整備課	直営		1
	県民健康福祉村	健康づくり支援課	(財) 埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)	1
産業労働部	産業文化センター	産業労働政策課	(財) 埼玉県産業文化センター	指定管理者(随意 5 年)	1
	彩の国ビジュアルプラザ	産業拠点整備課	直営		1
	産業技術総合センター	産業支援課	直営		1
	高等技術専門学校(中央、川口、川越、熊谷(秩父)、春日部、職業能力開発センター)	産業人材育成課	直営(6校1分校)		6
農林部	農林公園	農業政策課	(社) 埼玉県農林公社	指定管理者(公募 5 年)	1
	農業大学校	農業支援課	直営		1
	種苗センター	生産振興課	(社) 埼玉県農林公社	指定管理者(随意 5 年)	1
	県民の森	森づくり課	(社) 埼玉県農林公社、特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブグループ	指定管理者(公募 5 年)	1
	みどりの村		(株) 高橋造園	指定管理者(公募 5 年)	1
	森林科学館		(社) 埼玉県農林公社	指定管理者(公募 5 年)	1
	秩父高原牧場	畜産安全課	直営		1
	ふれあい牧場		直営		1

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態		施設数
都市整備部	さいたまスーパーアリーナ	都市整備政策課	(株)さいたまアリーナ	指定管理者(随意 5 年)	1
	大宮公園(第一:直営、第二・三:指定管理者)	公園スタジアム課	アメニス埼玉グループ(株)日比谷アメニス・日建総業(株)	指定管理者(公募 5 年)	1
	上尾運動公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 2 年)	1
	しらこぼと公園				1
	加須はなさき公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)	1
	川越公園				1
	秩父ミュージーパーク		秩父開発機構・西武造園グループ	指定管理者(公募 5 年)	1
	こども動物自然公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 5 年)	1
	羽生水郷公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 3 年)	1
	熊谷スポーツ文化公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 5 年)	1
	戸田公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)	1
	荒川大麻生公園		(財)埼玉県生態系保護協会	指定管理者(公募 5 年)	1
	吉見総合運動公園		北荒川緑地(株)・伊田テクノス(株)グループ	指定管理者(公募 5 年)	1
	久喜菖蒲公園		日本環境マネジメント(株)	指定管理者(公募 5 年)	1
	彩の森入間公園		入間公園・西武パートナーズ(西武造園(株)・西武緑化管理(株)・(株)植清園)	指定管理者(公募 5 年)	1
	秋ヶ瀬公園				1
	みさと公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)	1
	吉川公園				1
	さきたま緑道		(株)清香園	指定管理者(公募 5 年)	1
	花の里緑道				1
	森林公園緑道		(財)公園緑地管理財団	指定管理者(公募 5 年)	1
	狭山稲荷山公園		狭山市	指定管理者(随意 3 年)	1
	和光樹林公園		和光市	指定管理者(随意 3 年)	1
	新座緑道		新座市	指定管理者(随意 3 年)	1
	所沢航空記念公園		(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループ	指定管理者(公募 5 年)	1
	まつぶし緑の丘公園		松伏町	指定管理者(公募 3 年)	1
	権現堂公園		幸手市、久喜市	指定管理者(随意 3 年)	1
	埼玉スタジアム 2002 公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 5 年)	1
	県営住宅		住宅課		管理代行
	特別県営住宅	埼玉県住宅供給公社		指定管理者(随意 5 年)	1
特定公共賃貸住宅				1	

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態		施設数
教育局	学校	県立学校人事課	直営	中学校 1、高校 144、特別支援学校 33	178
	総合教育センター・深谷支所・江南支所	高校教育指導課	直営		1
	図書館（浦和、熊谷、久喜）	生涯学習文化財課	直営		3
	歴史と民俗の博物館		直営		1
	さきたま史跡の博物館		直営		1
	さきたま古墳公園				1
	嵐山史跡の博物館		直営		1
	近代美術館		直営		1
	北浦和公園		直営		1
	自然の博物館		直営		1
	川の博物館		(株)乃村工藝社	指定管理者(公募 5 年)	1
	げんきプラザ（長瀬、加須、小川、神川、大滝）		直営		5
	名栗げんきプラザ		名栗フィールドパートナーズ（(株)東急コミュニティ、(特)国際自然大 学校、(株)コックス）	指定管理者(公募 5 年)	1
	文書館		直営		1
	さいたま文学館		(財)けやき文化財団	指定管理者(随意 5 年)	1
	スポーツ研修センター		スポーツ振興課	直営	
武道館		(財)埼玉県体育協会・(株)サイオ ー共同事業体	指定管理者(公募 5 年)	1	
病院局	循環器・呼吸器病センター	経営管理課	直営		1
	がんセンター		直営		1
	小児医療センター		直営		1
	精神医療センター		直営		1
合 計					583

企業局、下水道局の 10 施設を除く。

出典：改革推進課作成資料

(3) 県の公有財産の規模

① 公有資産の行政目的別残高（連結）

公有財産（有形固定資産）についての県の保有残高の公表は、「埼玉県の財務諸表」によって行われている。県は、地方自治法に定められている歳入歳出決算書の他に、平成 12 年 12 月（平成 11 年度決算分）から総務省の作成モデルに従い貸借対照表等を作成している。また、平成 20 年度決算分からは新たに「総務省方式改訂モデル」により貸借対照表等を作成している。

この新方式の貸借対照表（連結）による有形固定資産残高の行政目的別の金額及び資産合計に占める割合は次のとおりである。なお、(B)の公共資産合計は(A)の有形固定資産合計に売却可能資産を加えたものである。

これによると平成21年度において、生活インフラ・国土保全が71.4%、教育が9.9%であり、道路、公園、教育施設用の設備等に過去からの累積で多額の資金を投入してきたことがわかる。

また、平成21年度末の公有財産（貸借対照表上の公共資産）残高は、約6.8兆円となっており、総資産額約7.7兆円に占める割合は、87.5%となっている。

表 - 3 有形固定資産残高の支出目的別の内訳（連結）

支出目的	平成20年度		平成21年度		増減（：減）
	金額（千円）	割合	金額（千円）	割合	金額（千円）
生活インフラ・国土保全	4,614,656,851	71.1%	4,601,348,199	71.4%	13,308,652
教育	648,183,463	10.0%	639,569,725	9.9%	8,613,738
福祉	42,108,699	0.6%	40,351,564	0.6%	1,757,135
環境衛生	537,780,790	8.3%	537,516,597	8.3%	264,193
産業振興	308,362,590	4.8%	288,404,687	4.5%	19,957,903
警察	170,095,085	2.6%	170,137,973	2.6%	42,888
総務	164,916,577	2.5%	167,873,082	2.6%	2,956,505
収益事業	2,461,539	0.0%	2,548,119	0.0%	86,580
その他	6	0.0%	657,281	0.0%	657,275
(A) 有形固定資産合計	6,488,565,600	100.0%	6,448,407,227	100.0%	40,158,373

(B) 公共資産合計	6,795,176,251		6,756,137,890		39,038,361
------------	---------------	--	---------------	--	------------

(C) 資産合計	7,691,824,684		7,724,331,215		32,506,531
----------	---------------	--	---------------	--	------------

(A) / (C)	84.4%		83.5%
-----------	-------	--	-------

(B) / (C)	88.3%		87.5%
-----------	-------	--	-------

出典：埼玉県の財務諸表（平成21年11月及び平成22年12月公表）

）公有財産の維持補修費等の推移

また、総務省のホームページに掲載されている埼玉県の決算統計によれば、施設等の「維持補修費」、「普通建設事業費」（普通会計）の過去5年間の推移は表 - 4 のようになって

いる。

(参考) 「維持修繕費」には、施設等の維持管理上必要と認められる程度のものを計上し、改築、増築等の形状ないし構造そのものを改良し、その効用をも増加させる経費(例えば施設の耐用年数を増す大規模な改修事業にかかる経費)については、維持補修費ではなく「普通建設事業費」に計上する。

(地方財政調査研究会編 地方公共団体決算統計ハンドブックによる。)

表 - 4 維持補修費・普通建設事業費(普通会計)の5年間の推移

(金額単位: 億円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
歳出額	15,431	15,041	15,580	15,345	15,821
維持補修費	125	120	128	128	131
普通建設事業費	1,923	1,760	1,839	1,695	1,597
= +	2,048	1,880	1,967	1,824	1,727
/ 比率	13.3%	12.5%	12.6%	11.9%	10.9%

出典: 総務省ホームページ

この推移表から、県の社会資本整備や既存施設の維持管理・更新のためのおおよその支出額は、この5年間で約321億円減少し、歳出総額に占める割合も約2.4ポイント減少してきていることがわかる。

3. 公有財産の課題

人口が増加し、高度経済成長期に新設した多様で多量の公有財産が、現在一斉に更新時期を迎えている。少子高齢化の加速と悪化する財政環境の中で、老朽化した公共インフラの改修に多額の財源を必要としているうえ、後世代への過重負担も問われている状況にある。

医療や福祉の必要性が増大し、財政を圧迫する要因と併せて、これからの公有財産の整備は単に改修や補修をするだけに視点をおくのではなく、廃止や変更も見据えた発想の転換を図らなければならない。

公有財産を保有することの課題を、財務・品質・供給の3つの視点から整理すると、次のようになる。

(1) 財務上の課題

財務の視点では、税収などの歳入の減少が財政の逼迫をもたらすことになる。そして、膨大な量の公有財産ストックの維持管理費の増大が見込まれ、県はそれに対応しなければ

ならなくなる。公共施設数を現状のままとして、それらを適切に維持するためには、将来大きな歳出増加となることが予想される。そして、施設の新築・建替えに際して起債した債務の返還が相当な負担となることもあり得る。

(2) 公共施設の品質上の課題

県が保有する公共施設は、高度経済成長の拡大時期を中心として大量に投資・整備され、急増する県民の生活や地域の経済活動を支えてきた。これらの多くは、昭和40年代から昭和50年代に集中して建設されたものであり、現在ではかなり老朽化が進んでいる。これら施設の老朽化に対応し、安全性・利便性の確保のために、今後、改修や修繕を実施しなければならない。

また、発生する可能性のある地震の災害に備えて、施設の建築及び設備上の耐震化対策が講じられなければならない。インフラ施設への地震災害は、住民の生活に直接かかわる社会的ダメージを与え、また経済活動にも甚大な損失を与える。公共建物は、多くの利用客の安全を確保することはもちろん、被災後の地域の避難活動の拠点としての役割を求められている。

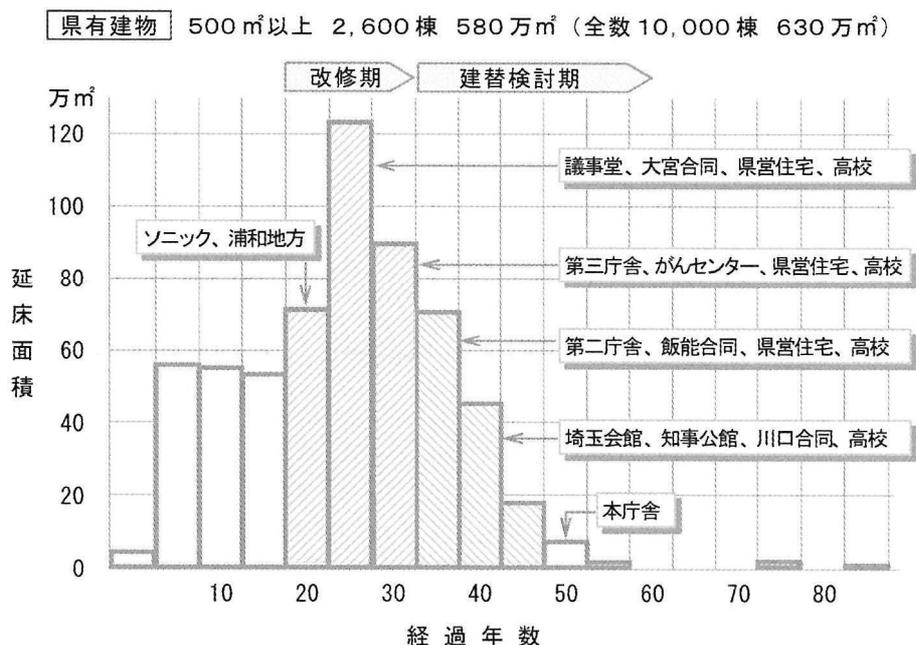
特に、図 - 9 で見ると、築後20年を超える建物が半数以上となっており、大規模修繕など老朽化への対応、耐震性といった安全性を高める改修工事など、建物の適切な修繕・改修が必要になってくる。

) 県有建物の経過年数の状況

平成18年度末における県有建物の建設後の経過年数をグラフにすると図 - 9 のようになり、延床面積では約1/4が30年を超える経過年数となっている。

図 - 9 県有建物の経過年数

大規模改修の急増期を迎える



県有建物の耐震化の状況

耐震化への取組状況について

県有施設は、避難所や防災拠点として重要な機能を果たす。このため、県では、県有建築物について、「防災上重要な建築物」をはじめとして優先順位を定め、耐震診断・改修等を行い、順次耐震化を進めており、施設の現状を示すため主要な県有建築物（715施設、2,259棟）についての、耐震性能の状況も公表されている。

表 - 5 《建築物の用途別の内訳》 平成 22 年 3 月現在

用途区分		例示
(A) 防災上重要な県有建築物 401 施設 1,211 棟		
A-	災害対策本部等が設置される施設 22 施設 29 棟	県庁舎、地方庁舎等
A-	医療救護活動施設 18 施設 49 棟	保健所、県立病院等
A-	応急対策活動施設 128 施設 190 棟	警察署、県土整備事務所、浄水場等

用途区分		例示
A-	避難収容施設 218 施設 876 棟	県立学校、埼玉会館等
A-	社会福祉施設 15 施設 67 棟	児童養護施設、総合リハビリテーションセンター等
(B) 多くの県民が利用する県有建築物 38 施設 93 棟		県民活動総合センター、埼玉スタジアム2002等
(C) 県営住宅 276 施設 955 棟		県営住宅団地、団地内の集会室

出典：埼玉県ホームページ

県有資産の耐震化の進捗状況

また、県有建築物の耐震化の進捗状況は表 - 6 のとおりである。

表 - 6 県有建築物の耐震化状況内訳（平成 22 年 3 月現在）

対象施設	棟数	耐震合格	未対策	内訳		耐震化率
				不十分	未診断	
< A 防災上重要な施設 >	1,211	1,129	82	76	6	93.2%
災害対策本部等が設置される施設 ...県庁舎、地方庁舎 等	29	19	10	9	1	65.5%
医療救護活動施設 ...保健所、県立病院 等	49	42	7	5	2	85.7%
応急対策活動室 ...警察署、県土整備事務所、浄水場 等	190	162	28	27	1	85.3%
避難収容施設 ...県立学校、埼玉会館 等	876	849	27	27	0	96.9%
社会福祉施設 ...総合リハビリテーションセンター、児童養護施設 等	67	57	10	8	2	85.1%
< B 多くの県民が利用する公の施設 > ...県民活動総合センター、埼玉スタジアム2002 等	93	91	2	2	0	97.8%
< C 県営住宅 > ...県営住宅団地、団地内の集会室	955	937	18	15	3	98.1%
A+B+C 合計	2,259	2,157	102	93	9	95.5%

出典：埼玉県ホームページ

未対策についての状況は、ヒアリングした部局で該当するものにつき、当該部局の報告の中で述べている。

) 橋梁のストックの状況

一方、県のインフラ資産として代表的な橋梁のストックの状況は、図 - 10、図 - 11

のとおりである。これを見ると、建設後 50 年を超える橋梁はわずかであるが、1960 年代から 1970 年代に建設数のピークがあり、現在、建設後 30 年～40 年を経過したそれらの橋梁の維持管理費が、今後急速に増加していくことが予想される。

図 - 10 架設年代別橋梁数

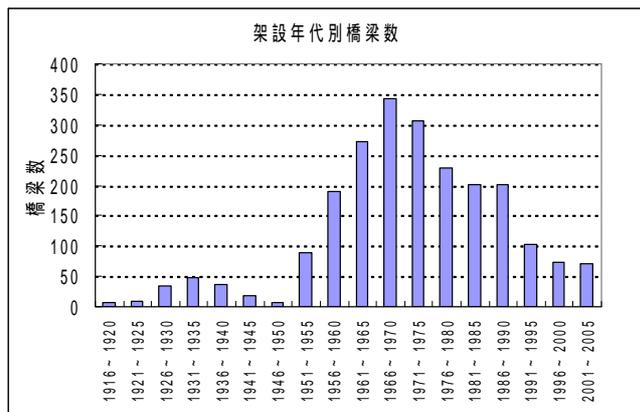
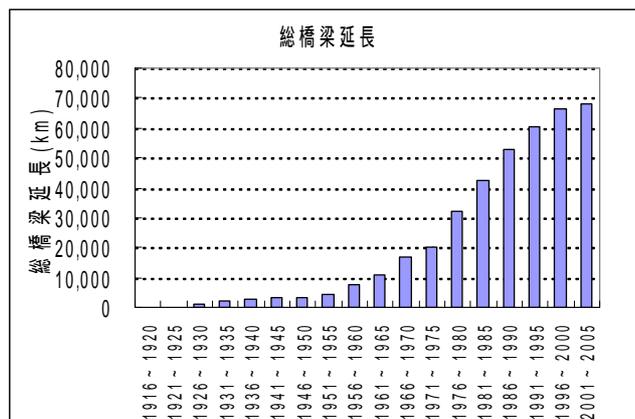


図 - 11 総橋梁延長の推移



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

品質に関する他の課題として、省エネルギー性など環境負荷を削減するための大きな努力が求められる。そして、ユニバーサルデザイン対応など、高齢者を含めた社会的弱者にも使いやすい施設に改修し、福祉性能を向上させることが必要となる。

用語：ユニバーサルデザインとは

障害の有無や性別、言語、文化などを問わず、全ての人にとって使いやすいようにデザインされた製品や情報、施設のこと。デザインの原則としては誰もが公平に使える、様々な人が自由に使える、簡単に使える、必要な情報がすぐに理解できる、間違いや危険につながらない、無理のない姿勢かつ少ない力で楽に使える、使いやすい大きさ空間が確保できるという 7 つが挙げられる。ちなみに、障害者や高齢者など特定した対象への障害を取り除いて設計されたデザインをバリアフリーという。

(3) 施設ニーズの減少、変化に対応した供給の点からの課題

限られた歳入の中で、必要最小なサービスを最適に提供するという観点から、人口減少等に伴う余裕施設（利用度が低下した結果、本来の施設用途として利用されないスペースが一定程度存在する施設。）・余剰施設（施設利用者の減少など、利用度が低下した結果、当該施設全体が余剰となっている施設。）が生ずることが予測される。

こうした余裕施設・余剰施設への対策を行って、保有建物の有効活用を図ることが必要になる。また、反対に、高齢者の福祉施設や夫婦共働きに対応した保育施設など、不足する施設への対応が必要となってくる。

・アセットマネジメントの導入

1. アセットマネジメント導入の必要性

(1) 背景

日本経済の低迷により、本県においても税収の落ち込み、財政難が顕著となった。今後とも人口減少などにより税収の伸びは期待できず、今までのように、公有財産のスクラップ・アンド・ビルドを繰り返すことは困難な状況にある。

その一方、各政策によって作りだされた膨大な公有財産ストックを抱え、財政難の中で、これらのストックをいかにマネジメントしていくかが大きな課題となってきた。

このような厳しい社会状況にあっても、公共サービスの質を低下させることは難しく、最低でも現状のサービスを維持していかなければならない。経年的な劣化に対応することに加え、多様化・高度化する建物等施設の公共サービスへのニーズにも対応していく必要がある。

そのためには、行政改革の重要事項として、公有財産をあらゆる側面から見直し、組織改革までも視野に入れた改革を実施する必要がある。すなわち、経営的な視点で公有財産の最適化を図るアセットマネジメントが不可欠となるのである。

また、県民の立場から見ると、県の公有財産は現在どのような状況であり、今後30年から50年先の次世代にわたってどのようなようになっていくのか、県はこれらの資産の維持管理についてどのように行おうとしているのかという点に関心があり、県民のために、こうしたアセットマネジメントに関する説明が必要となる。

(2) アセットマネジメントとは

ここではアセットマネジメントを、「公有財産（施設）を資産として捉え、各施設構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、施設構造物を計画的かつ効率的に管理すること。」であり、特に建物施設についてはさらに、「施設をとりまく環境・住民のニーズの変化に対応して、施設を戦略的に活用すること。」と定義する。

つまり、施設とその環境を全庁的に把握し、地方自治体としての全体最適を目指して、施設の企画・設計・建設・運営維持・処分までの一生涯の管理、計画的保全を行い（ライフサイクルマネジメントという。）施設の長寿命化・ライフサイクルコストの最適化を図り、施設資産の有効活用を推進することである。

【指摘 1】県においては現在、総額約 6.8 兆円（連結）の公有財産をどのようにマネジメントするかビジョンが希薄である。全庁的なアセットマネジメント推進のための導入準備を行わなければならない。

税収が減少化傾向にある経済環境下において、公有財産が生み出すサービスを安全性を中心に今後も一定の水準で提供するためには、施設ごとに中長期的にどのくらいの維持管理コストが発生するのかを予測し、資産の費用対効果を総合的に判断して所有（更新を含む）・処分等の方針を決定し、戦略を推進するための体制作りに取り組む必要がある。

そのためには縦割り組織を超えて、県全体としてのアセットマネジメントの目的・導入方針・組織体系作りに取り組む必要がある。この導入のために必要な体制は、次の（3）で述べる。

なお、本報告書では原則として、「維持管理コスト」とは、施設が提供するサービスの水準を一定に保つために施設の保全に必要となるコストを意味している。具体的には、大規模修繕（資本的支出も含む）・老朽箇所修繕・小破修繕などの修繕費、光熱水費、警備・点検などの建物管理委託費が含まれる。また、指定管理者に支払われる委託費は、積算情報などを基に建物管理に係る分を区分して把握することが望ましい。

（3）アセットマネジメント導入に必要な体制

全庁的なアセットマネジメントを推進するには、まず、以下の体制を整えなければならず、県はこれらの取組みに着手する必要がある。

）個々の公有財産の資産価値及び経過年数の把握

40 頁で記載のとおり、平成 21 年度末の連結貸借対照表上の公有資産残高は約 6.8 兆円であるが、これは個々の資産ごとに評価された資産価値の積み上げによって算定されたものではない。県が採用している総務省方式改訂モデルは一言で言うと、公有財産の残高を、個々の資産残高の積み上げによらず、過年度において自治体が資産取得のために支出した総額を基に、一律の耐用年数を適用して算定する方法である。

しかし、アセットマネジメントの観点からは、まず、県が保有している公有財産が各々どれくらいの価値があるのか、取得してからどれくらい経過しているのかについて計数的に把握し、また資産劣化度の診断結果等を資産評価額に適切に反映していくことが前提となる。さらに、これを公会計システムと連携させてバランスシート等を作成できれば、住民への説明責任を果たすことにも寄与すると考えられる。

）全庁的なアセットマネジメント推進を担う独立した統括部門の設置

アセットマネジメントの推進に関しては、3. で詳しく述べるが、まず言えるのは、現

在の縦割り組織である各部局でアセットマネジメントが完結するものではないということである。部局を超えた横断的・全庁的な観点での推進が不可欠となる。インフラ資産と建物資産を区分してアセットマネジメントに取り組むことは実務対応として合理的であるが、それでも最終的にはこれらを総合した統括的運営が必要である。

なぜなら、実効性のあるアセットマネジメントのためには、公有財産の維持管理のために必要となる施設の更新・修繕計画を、県全体として総合的判断のもとで適切に優先順位付けを行う必要があるからである。そのためには、公有財産の維持管理の水準を全庁的に統一化することも必要となる。維持管理の水準の統一化とは、一部の施設を対象外とすることなく、保有する公有財産を今後どのように適切に維持管理していくのかという方針を県民に説明するという観点に立って、計画策定の水準を統一化するということである。これが確保されて初めて、全庁的な総合判断による優先順位付けが可能となるのである。

アセットマネジメント統括部門には、各部局との調整を図りながらアセットマネジメント導入の企画を策定し、全庁統一的な施設維持管理水準のもとで、個々の施設の更新・修繕計画の優先順位づけを行うという権限を持たせなければならない。そして、順位付けに沿った予算措置を図る必要がある。こうした大きな変革に取り組むには、適切な人材によって構成された新たな統括部門を設置することが必要であると考えられる。

）アセットマネジメントと予算の連動

また、アセットマネジメントの導入にあたっては、その優先順位付けに従い予算化されないと効果が無い。政策と予算の一体化に向けての取組みが必要となる。

施設維持管理に関する予算は、アセットマネジメント計画に基づいて算定された維持管理費に対して、全庁的な判断による優先順位に従って、限られた予算を最適に配分するという方針、予算手法の導入を検討する必要がある。

折角、施設の長寿命化政策に基づいた維持管理計画を作成しても、各部局への予算のキャップがかけられると、全庁的に見て本当に必要な修繕が後回しになってしまうことが考えられる。過去の予算実施額に基づく各部局への予算額の公平な割当てという発想から、劣化度合いの評価に基づいた各施設への予算の適正な配分という発想に切り替えた予算手法への見直しが必要である。

2．県のアセットマネジメントに対する取組状況

現在、アセットマネジメントに関して、県が取り組んでいる内容と状況は次のとおりである。

(1) 県有資産まるごと改革への取組

平成 18 年度より、県有資産マネジメント会議及び県有資産マネジメント検討委員会が設置され、県有資産まるごと改革に取り組んでいる。会議及び検討委員会の構成メンバーと協議事項は次のとおりである。

名称	構成メンバー	検討事項
県有資産マネジメント会議	知事、副知事、各部長等	・県有資産統括マネジメントの方針 ・県有資産の総括管理
県有資産マネジメント検討委員会	関係課長	・資産の処分 ・資産の有効活用 ・新築・改修の経済合理性の確保 ・外部業務委託の合理性 ・資産の取得、処分、活用及び生涯経費の経済合理性

当該取組は、膨大な県有資産を経営的な視点から県全体で一元的に管理するため、未利用地の売却の加速化、全庁的エネルギー削減、資産の生涯コスト削減という 3 本の改革方針に沿って県有資産改革を進めてきた。そして、社会情勢の変化に対応するため、平成 22 年度は、従来から進めている必要な取組は引き続き推進しつつ、新たな視点を加えながら次の 3 本の改革方針に沿って、県有資産改革を進めている。

）柔軟な利活用

売却は引き続き公的利用を最優先として売却物件を精査する。あわせて売却以外の新たな活用方策に取り組む。

- ・公的利用、地域の活性化に資する売却
- ・多様な土地利用と方策 緑地として保全、貸付地として活用

）グリーン庁舎化

コスト削減の視点からだけではない、環境負荷の低減や景観・環境づくりのためのグリーン庁舎化を引き続き推進。さらに新技術の導入に積極的に取り組む。

- ・環境に配慮した改修
- ・県庁舎の緑化
- ・新技術の活用 省エネ機器の導入

) 施設の長寿命化

耐震改修工事を引き続き計画的に実施するなど、施設の長寿命化を進める。あわせて、車庫上分館解体後の芝生広場整備など庁舎共用空間の快適化に向けた取組を進める。

- ・耐震改修工事の円滑な推進
- ・計画的な修繕の実施
- ・安全・快適な庁舎づくり

しかしながら県有資産まるごと改革は、県有資産のうち土地・建物に限定した行動計画でありインフラ資産を含むすべての公有財産を対象としていない。また、県有資産改革の意識は伝わるが、県として、長いスパンでアセットマネジメントの方向性をどう考えるのか、中期的に何をいつまでにどのように行うのか、それはどのような体制で行うのか、改革推進の評価はどのように行うのか、これらの情報開示はどのようにするのかという点が明確に示されておらず、抽象的な表現にとどまっている。従って、当該取組は、現状では全庁的で実効性のあるアセットマネジメント導入に関しては、ほとんど役に立たない状況であると言わざるを得ない。

改めて、全庁的アセットマネジメントの目的・方向性を明確に示すべきである。

(2) 「新行財政改革プログラム」における取組

県は、平成 17 年度より財政収支を改善し県債残高の伸びを抑制するなど、財政運営の健全化に取り組んできており、平成 17 年度から 19 年度までの「行財政改革プログラム」に引き続き、平成 20 年度から新たな発想や視点からの改革を導入した「新行財政改革プログラム」を、平成 22 年度までにわたって推進してきている。

この改革の目指す方向は、もっと小さくもっと賢い「最小・最強の県庁」を実現し、県政運営の財政的、組織的な下支えを行う。そして改革で生み出される県庁の活力を柔軟で弾力的な県政運営に振り向けていく。併せて官民による「公共」の分担、県経済の拡大・活性化を進めていくというものであり、以下の 3 つの改革を進めるというものである。

) 「役割分担」からの改革

行政運営面では、NPO などとの連携により官民双方が公共を担う「官民協働」や、民間のノウハウを取り入れ、県業務の質的向上とコスト削減を図る「民間開放」を進める。また、分権時代に即した市町村との役割分担を進めていく。

) 「事業手法」からの改革

財政面では、県税を中心に経常的な収入の安定的な確保に努める。また、政策評価等の充実を図り、仕事の流れや仕組みそのものを見直すことにより、人件費や施設等の管理運

営経費、補助費等の経常的支出を圧縮する。併せて、将来世代の過度の負担とならないよう県債を管理し、財政の健全化を進めつつ県民サービスの向上を目指す。

)「実施体制」からの改革

組織面では、最小・最強の県庁づくりのために、県民 1 万人当たりの職員数 11 人台を目指して職員定数を削減するとともに、生産性の向上を目指して組織の活性化等に取り組む。

以上が、「新行財政改革プログラム」の骨子であるが、上記) の「事業手法」からの改革の中に、県有資産まるごと改革も含めてアセットマネジメントに関連する取組方針がいくつか次のように織り込まれている。

事業の見直しによる歳出削減策として

A) 維持管理費の削減

本県は県有施設として 1,500 施設 630 万㎡の膨大な資産を保有しており、清掃、警備、保守・点検、光熱水費などの維持管理に多額の経費がかかっている。

県有施設の修繕・業務委託の集中管理・効率化を図り、複数年契約の活用、地域ごとの一括契約の実施、一般競争入札による競争性の確保などを通じ、清掃、警備、保守・点検など各種管理契約の見直しを行う。

また、省エネ診断を通じた省エネ改修の実施を検討する他、運転方法や契約方法の見直しにより、光熱水費を縮減し経常的な維持管理経費の縮減に努める。

B) 施設の長寿命化、修繕費の平準化

建物は竣工と同時に劣化が始まり、ライフサイクルコストは建築費の 5 倍に達する。4,700 億円に上る県有建築資産を経営的視点から一元的・総合的に管理し、施設の維持管理手法を見直し、ライフサイクルコスト削減を図る。

また、今後 3 年間の取組目標として、橋梁や排水機場、農業水利施設においては、修繕費の平準化や施設の長寿命化などアセットマネジメントの考え方を取り入れ、中長期管理計画を作成し、計画的・効率的な維持管理を行う。埼玉スタジアム 2002、さいたまスーパーアリーナにおいてはすでに作成済みの中長期修繕計画を基に計画的・効率的な維持管理を行う。と示されている。

資産・負債管理の見直しとして

A) 公共事業の重点化

「選択と集中」、「費用対効果」の観点を踏まえ、真に必要な事業について効果的な整備を図る。また事業採択にあたっての「評価基準」を検証しつつ、一層の事業採択の透明性確保に努める。

B) 新規施設の整備、既存施設の大規模改修

施設の整備や改修にあたっては、管理運営を含むライフサイクルコストを考慮し、その水準・内容の最適化や標準化を図りコスト縮減に努める。

C) 県有不動産の管理

県は 7,150 h a の県有地、630 万 m² の建物を有し、簿価は 1 兆 5 千億円にもなる。こうした不動産を経営的視点から一元的・総合的に管理する。未利用県有地については売却を加速するとともに、活用すべき資産は有効利用について検討していく。

【意見 1】「新行財政改革プログラム」の中に示されているアセットマネジメントに関連する事項は断片的であり、アセットマネジメント計画の必要性、その目的、全庁的な取組方針やそのための体系作りなどについて、今後の県の行財政改革方針として明確に示す必要がある。

上記のように「新行財政改革プログラム」の中に、いくつかのアセットマネジメントに関わる事項が織り込まれてはいるが、それらは個別的・断片的である。現環境下で、なぜアセットマネジメントの導入が必要なのか、その目的は何か、全庁的な長期的な計画と、それを達成するための具体的な取組方針及びそのための新たな組織体系作りについて、真正面に取り組み、今後の県の行財政改革の方針として明確に示すことが必要である。

(3) 「施設管理行動方針」による取組

ア) アセットマネジメント導入方針

県土整備部・都市整備部が平成 18 年 3 月に策定した「施設管理行動指針」は、当該部局が管理する以下の施設の維持管理の基本的な考え方をまとめたものである。

表 - 1 各課の管理対象施設一覧

	課名	管理対象施設
県土整備部	道路街路課 道路環境課 道路政策課	舗装、のり面、擁壁、橋梁、トンネル 道路付属物(道路照明、道路標識、防護柵等)、植樹帯及び街路樹
	河川砂防課 水辺再生課	ダム構造物、堰、砂防ダム、地すべり施設、河川堤防の護岸・河道、治水緑地、調節池、水門等 河川監視設備、電気・制御設備、樋門・樋管、排水機場、伏せ越し、急傾斜地崩壊防止施設(法枠工、擁壁工)、砂防施設(流路工、護岸工、山腹工、床固工)
都市整備部	住宅課	建物(公営住宅等)及び工作物、電気設備
	下水道課	下水処理場、ポンプ場、処理場・ポンプ場の機械電気設備、管渠
	公園課	建物施設、遊戯施設、運動施設
	新都心管理課	建物施設

出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

表 - 2 各課の管理対象施設の総数（判明分）

課名		各課の管理対象施設の総数（判明分）	
県土整備部	道路街路課 道路環境課 道路政策課	道路路線数	344路線（実延長2,877km）
		橋梁数	2,617橋梁（橋梁延長79km）
		トンネル数	41箇所（トンネル延長19km）
	河川砂防課 水辺再生課	河川数	150河川（管理延長1,409.1km 改修率56.30%）
		ダム	3箇所
		砂防ダム	876箇所
		地すべり施設	15箇所
		樋門・樋管	59箇所
		水門	10箇所
		排水機場	41箇所
		調節池	22箇所
		護岸（+砂防護岸）	570.8km+88.6km
		河道	1,014km
		地下河川	2.7km
		浄化施設	13箇所
導水施設	1箇所		
都市整備部	住宅課	公営住宅	1,018棟（戸数26,409戸、延べ床面積175,250,000㎡）
	下水道課	下水処理場	7箇所（総面積1,658,913㎡）
		ポンプ場	21箇所（総面積75,182㎡）
		管渠	410.75km
	公園課	県管理公園	25箇所（開設総面積1,270.25ha）
		遊戯施設	15施設
		運動施設	14施設
		教養施設	11施設
新都心管理課	運動施設	1施設	

出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成18年3月）

この「施設管理行動指針」には、主にインフラ資産に対するアセットマネジメント導入方針が明示されている。

）アセットマネジメントの導入目的

ここで掲げられているアセットマネジメントの導入目的は次のとおりである。

アセットマネジメントは公共施設を資産として捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法である。県におけるアセットマネジメントの導入目的は、適正な維持管理水準の確保（安全性確保など）、計画的な施設の維持管理・更新、効率的な投資計画と予算配分、アカウンタビリティの確保などである。

）アセットマネジメントの定義

アセットマネジメントを、狭義・広義に定義している。

[狭義のアセットマネジメント]

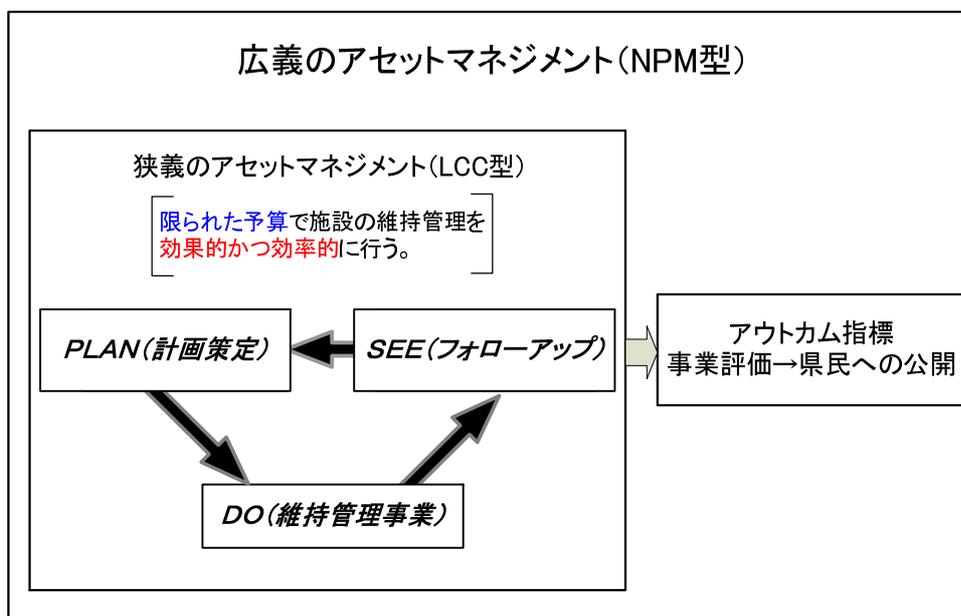
施設を資産として捉え、施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態予測に努めるとともに、予算制約の中で、ライフサイクルプロセスを通じて、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、公共施設を効果的かつ効率的に管理する。管理にあたっては、マネジメントサイクルにより、適切に見直しを行う。

[広義のアセットマネジメント]

NPM(ニューパブリックマネジメント)の考え方を導入し、顧客主義の観点からアウトカム指標を決定するなど、利用者や住民の満足度に基づく目標管理を実施し、政策目標の設定から事業評価のモニタリングまでの総合的な行政経営を目指す。

これらのイメージは図 - 1 のようになる。

図 - 1 アセットマネジメントのイメージ図

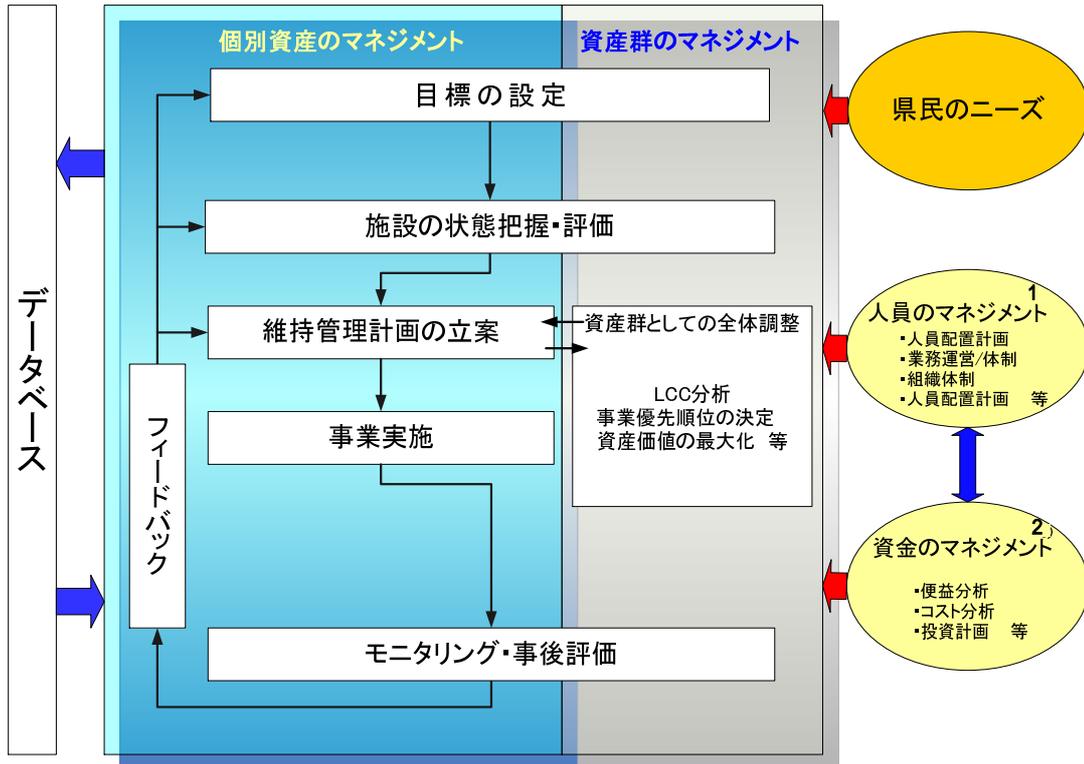


出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

）施設管理行動方針のアセットマネジメントの全体像と将来の方向性

施設管理行動方針におけるアセットマネジメントの全体像は、図 - 2 のように個々の資産のマネジメントや、施設の集合体としての資産群のマネジメントに加え、運用に際しての人員や資金のマネジメントも必要となるとしている。

図 - 2 アセットマネジメントの全体像



1 人員のマネジメント：内部の人員確保、人材の技術力向上、アウトソーシングの活用など組織や人員に関するマネジメントを行う。

2 資金のマネジメント：予算配分をどの範囲（新設や他種の施設等）で考えるか、公共の財源が不足する場合、PFI等の手法を活用するかなどを検討する。

出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成18年3月）

また、県のアセットマネジメント導入に際しては、当面ライフサイクルコスト（LCC）の最小化を主な目的とするLCC型を目指す。将来的には、価値とコストの差の極大化を目的とするNPM型を目指すこととしている。

LCC型とNPM型の違いを要約すると、表 - 3 のようになる。

表 - 3 マネジメントシステム：LCC型とNPM型

	LCC型	NPM型
直接的な動機	投資費用の不足	
達成すべき目的	LCCの最小化	価値とコストの差の極大化
アカウントビリティ	維持管理計画の合理性	投資計画の合理性
説明手法	LCC評価	施策・事業評価
制約条件	サービス水準の確保	政策目標の達成
予想される波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ (長期的に見て)維持管理費用の節減、もしくは少なくとも平準化 ・ 延命化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の最適化 ・ 事業調達方法の選択 ・ 公設民営による費用削減 ・ PFI等多様な運営 ・ 証券化等、多様な資金調達

出典：社会資本におけるアセットマネジメントの導入（小澤一雅著）

）アセットマネジメントの導入効果

施設管理行動方針では、LCC 型のアセットマネジメントを導入することによる主な効果として、以下の点を挙げている。

- ・ 施設の劣化の早期発見、適切な処置方法の決定支援
- ・ ライフサイクルコスト最小化に基づいた予防保全の実現
- ・ 予防保全の実現による、今後増大する維持管理費の縮減・平準化
- ・ 個別施設の老朽化に影響する環境条件を反映した合理的維持管理の実現
- ・ 施設の健全度の低下防止による安全性・信頼性の向上
- ・ 客観的データと合理的手法の導入による管理方針の明確化（説明責任(アカウントビリティ)への対応）

（４）全庁的なアセットマネジメント導入に向けた施設管理行動方針の活用

以上の内容からわかるように、施設管理行動方針に示されているアセットマネジメントの考え方は、その導入方針を総合的に明確に示した、現時点において県で唯一のものであるといえる。従って、全庁的なアセットマネジメントを効率的に導入するには、県土整備部・都市整備部が策定した「施設管理行動方針」を十分に活用し、参考にすべきである。

当方針は、アセットマネジメントの導入目的、導入による効果、アセットマネジメントの全体像、当面の方向性と将来の方向性について明示されている。しかし、実際には当方針は、インフラ施設である橋梁施設を対象に推進されている。インフラ施設においては、原則、総量維持という考え方が前提であるため、総量縮減や施設の有効活用といった考え方はほとんど反映されていない。

用語：インフラ施設とは

住民の社会生活の基盤となる種類の資産であり、上下水道設備や道路、橋梁、ダム、河川施設などが該当する。インフラ施設は、厳密な意味の公共経済の対象であり、代替的利用ができず、移動させることもできなく、それらを切り売りすることも一般的に不可能である。それ以外の施設を、ここでは建物等施設ということにする。

【意見 2】アセットマネジメントは、対象とする施設をインフラ施設と建物等施設に区分して体系づけることにより、効率的に推進すべきである。

全ての公有財産に対するアセットマネジメントの基本的考え方は同じであるが、インフラ施設は社会的影響がより大きく、また他への転用、売却、処分ということが原則できない施設であるので、制約はあるもののこれらの諸策が一般的に可能である建物等施設とは区分して、アセットマネジメント計画を策定することが合理的である。

従って、現在策定されている施設管理行動指針は、全てのインフラ資産を対象として取り組むべきであり、建物等施設については、総量縮減や有効利用という考え方を加えた施設管理行動方針を新たに策定して、アセットマネジメントに取り組むことが必要である。

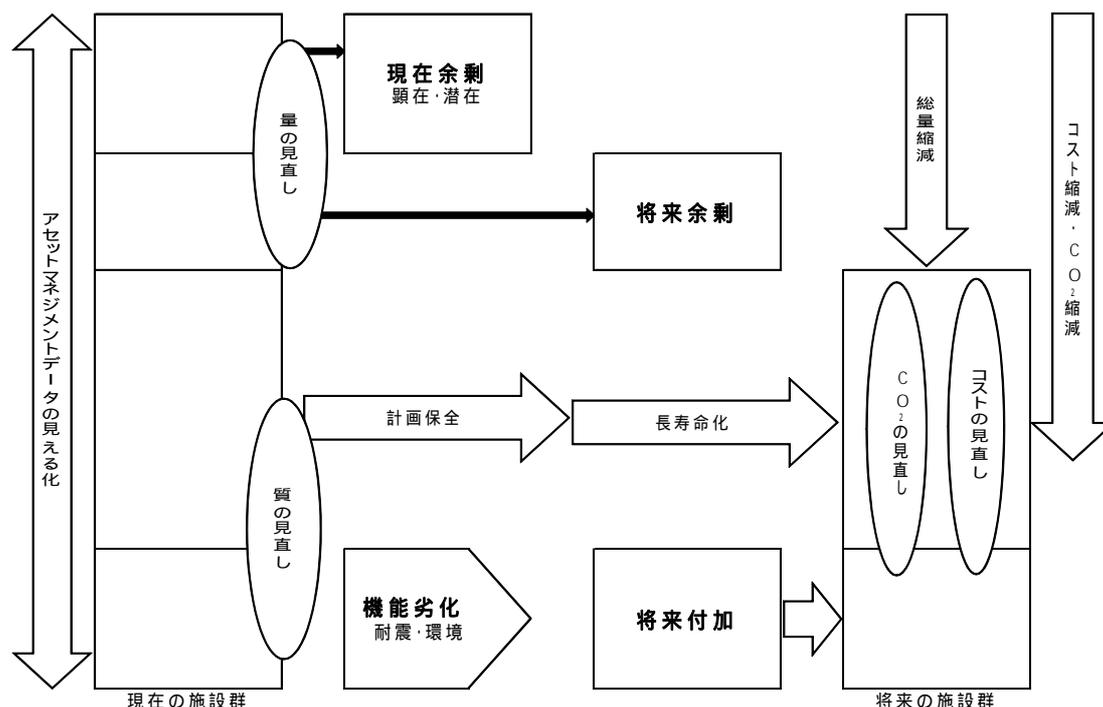
3. アセットマネジメントの戦略

公有財産の保有に伴って生ずる課題に取り組むためには、今後、経営的な視点は欠かせないものとなってくる。その意味からもアセットマネジメント及びライフサイクルコストの考え方とその手法は極めて有効な手段となる。この導入によって、経済的なコストで長期にわたって施設を良好な状態に保ち、利用者の使用に供することができる。

また、施設評価の体系化、効果的な投資判断（財務目標、品質目標、供給目標）など、今までになかった視点での総合的な判断が可能となる。

アセットマネジメントの全体構想は、図 - 3 に示すとおりである。

図 - 3 アセットマネジメントの全体構想



出典：社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会編「公共ファシリティマネジメント戦略」

このアセットマネジメント戦略の全体構想をもとに、総合的かつ戦略的重点課題から取り組む必要がある。つまり、やれるところから実行するのではなく、やるべき重点課題を積極的に実行することである。そのためには、従来の所管部門別の縦割りで個々の施設を対象として実施するにとどまらず、全庁的に施設を把握し、ライフサイクルを通して、全体としての最適を目指すというものでなければならない。

(1) 量の見直し

施設利用のニーズの減少が予測されることに対応して、全体としては総量縮減を図るアセットマネジメント戦略が必要となる。そのためには、縮減の対象候補となる余裕施設や余剰施設を利用度評価などにより合理的に洗い出し、「見える化」する必要がある。また、施設利用者の要求は多様化・高度化する傾向にあり、将来の施設のニーズを合理的に予測しなければならない。

そしてこれらをふまえて、施設の有効活用・統廃合などの利用調整や、用途変更・貸付・売却などの実行計画と遂行が必要となる。有効活用とは、無駄な経営資源は持たない、持つべき経営資源を最大限に活用するということである。そのためには、行政サービスの見直しと拠点の再配置戦略などが連携しなければならず、全庁的な視点で取り組む必要があ

る。

なお、図 - 3 は建物施設をイメージした全体構想である。インフラ施設は社会生活の基盤であり、代替利用や処分ができない資産であるので、総量縮減という課題は原則的にはないと思われる。

(2) 質の見直し

量の見直しによって保有すべき施設あるいは建物が特定されると、これらについて質の見直しを行うことになる。従来、施設の修繕・改修の費用は単年度で、しかも壊れてから直すという事後保全主体の予算が組まれているが、このプロセスを改革して、施設の将来を検討し、計画的に予防保全を実施しなければならないという大きな課題がある。

そのためには、すでに有効活用されている施設・建物については計画的保全を行い、30～40年程度で建替えをするのではなく、長寿命化を図る戦略を採用する必要がある。また、耐震性、省エネ性など機能劣化の建物、用途変更が必要な建物は、それらを実施して建物の有効活用を図る戦略を採用しなければならない。同時に、修繕や改修など建設関連費用の削減、施設の維持管理費の縮減を図るコストの見直しを行う必要がある。

インフラ資産についても基本的には同様であるが、インフラ施設が破壊されると社会的ダメージが甚大となりライフラインが滞り、住民の命や生活が脅かされる。また、経済活動にも大きな損害を与え膨大な社会的損失を与えることになる。従って、インフラ資産に対して必要な修繕・改修は、他の施設に比べより優先的に実施されるよう計画しなければならない。

(3) アセットマネジメントデータの一元管理

施設情報は所管部門ごとに管理されており、施設群として一元化できていないのが現状である。上記のアセットマネジメント戦略を策定するために重要なことは、全体像が把握できるデータの収集・管理ができる体制づくりである。また、財務・品質・供給の3視点による評価が可能となるようなデータが必要である。

データベースの一元化とは、データ管理が各部局にとどまらず、全庁的に把握できる体制が整い、データの管理水準が統一化されているということである。

データや情報収集と管理体制を明確化するためには、次のような内容を明確にしなければならない。

-) データ・情報の所在とその種類を明確にする。
-) 情報収集の方法の検討を行う。
-) 情報の扱い方(利用方法、管理方法)を明確にする。

) 情報の利用・管理のためのツールを活用する。

これらの目的に対応した適切なアセットマネジメントデータベースを整備することが重要であり、具体的な例(建物施設の例)として、図 - 4 のようなデータ項目が挙げられる。

図 - 4 財務・品質・供給の3視点による評価に必要なアセットマネジメントデータの例

・評価の目的に照らした必要データを収集する

A・財務評価用データの例

マネジメントコストデータ：施設の維持管理に要する費用

施設資産データ

- ・建物：建物取得価額、延床面積、建物取得年、減価償却累計額、現在価額
- ・土地：土地取得価額、土地面積（筆単位のもの施設の合計）
- ・付属設備：取得価額、種類（昇降設備、空調設備、電気設備など）

B・供給評価用データの例

施設利用度データ：利用度を測定し、評価するための基本データ

- ・施設の特性と評価目的に応じて、適切に設定する

施設利用に関する所管部門のコメント：現状と改善すべき点の把握

C・品質評価用データの例

施設の耐震性データ

建物劣化診断データ

環境保全性データ（施設エネルギー排出量など）

福祉性能データ（ユニバーサルデザインの実現度など）

(4) アセットマネジメントに期待される効果

上記の全体構想に基づき、アセットマネジメントが導入されることにより期待される効果を列挙すると次のようになる。

-) 施設群の大規模修繕時期の総合的判断と予算管理の適正化が期待できる。
-) 施設群管理の全容が把握でき、限られた予算の中で、より最適な保全が図れる。
-) 修繕周期と関連工事などの調整により、無駄を省き保全の効率化が図れる。
-) 施設の延命が図れるため、建築投資面からみて経済性の向上が期待できる。
-) 優先順位に基づき実施するため、ある施設に偏ることなく公正化が図れる。
-) 主管課及び財政部局が年度ごとに行う予算化での事務量が軽減できる。
-) 施設の潜在的危険性が少なく、利用者に良好な環境を提供することができる。

-) 日常の保守・点検を体系化することで、良好な環境を提供することができる。
-) ベンチマーキングにより、施設の改善及び職員のコスト意識向上が期待できる。
-) 他用途への転用など、行政の総合的な判断とマネジメントが期待できる。

4. アセットマネジメント導入に向けた県の課題

(1) 量の見直しプロセスにおける現状の課題

-) 施設の利用度評価が十分に行われていない。

【意見 3】総量縮減を図るための利用度評価を十分に行い、余裕施設・余剰施設の特定を適切に行う必要がある。

利用度評価については、全く実施されていないわけではないが、施設を所管する部門あるいは施設管理者に任せ、情報もそこに留まっていることが多い。こうした自主評価では、余裕施設・余剰施設の洗い出しが十分とはいえない状況であるといえる。また、定量的な評価基準に基づく評価は利用客数の推移以外、ほとんど実施されていない。

各所管部門は、担当する施設の事情に精通しており、施設の抱える問題点をよく把握している。しかし、定量的評価による「見える化」がなされていないため、問題が顕在化しないで、全庁的な認識があまりなされていない状況である。従って、余裕施設・余剰施設の特定が十分に行われていないといえる。

定量的評価基準としては、利用者数、利用者一人当たりの施設面積などの他に、例えば後述する、施設ごとの行政コスト計算を行い、利用者一人当たりの行政コストなどを算定し、県外を含む他の同種施設との比較評価を行うということも有用であろう。

-) 総量縮減のプロセスを統括する組織体制づくりが必要である。

余裕施設・余剰施設が特定できたとしても、縦割り組織の枠内、つまり所管部門にその処遇が任せられたままになっていることが多い。

例えば、163頁で述べているように、閉校した県立高校3校の跡利用を検討中であるが、利用制限がかかっており教育局だけでは解決できない状況であるとのことである。所管部門内で施設の統合を検討することはできるが、用途変更や外部への貸付などの大きな方策の検討は、所管する部門の枠内で行っても限界があり、県全体として施設を最適に有効利用することは図れない。縦割り組織を超えて、横断的に施設の利用調整を検討できるような体制を作る必要がある。

従って、総量縮減を推進するには、アセットマネジメント担当部門を新設し、全庁的に総量縮減の戦略・計画・利用調整を統括する役割を担わせるという組織体制の構築を検討する必要がある。

総量縮減プロセスは、以下のような流れになる。

施設の使用管理と利用度評価

余裕施設・余剰施設の特定

統合の検討 NO の場合

内部転用、用途変更の検討 NO の場合

外部貸付の検討・・・関係団体、公益・地域団体、民間企業 NO の場合

売却・譲渡の検討 NO の場合

処分

そして組織体制としては、例えば、上記プロセスのうち は各所管部門が担当し、 は管財部門が担当するが、 から のプロセスは、アセットマネジメント担当部門が主管部門として機能する。さらに当該部門は、全プロセスを統括し推進する役割を担う。このような体制が考えられる。

(2) 質の見直しプロセスにおける現状の課題

量の見直しによって活用すべき施設が特定された後は、質の見直しのアセットマネジメント戦略を実施することになる。この戦略は、活用する公有財産が生み出すサービスを、今後も一定の水準を保ちながら提供するために、施設の的確な保全を推進することと、現状で安全性、機能性、用途などに課題がある施設を改修し、有効利用を図るということを推進しなければならない。そのためには、これまでの事後保全の考え方から計画的な保全へと切り替えることが重要となる。そのためには、施設ごとに中長期的な保全・修繕計画を策定し、将来発生すると見込まれる施設の維持管理コストを把握する必要がある。

）中長期の修繕計画を策定している施設は一部に限られている。

ここで中長期の修繕計画とは、予防保全を前提とした施設の中長期管理計画や、予防保全に適さない施設の維持管理の方針等を含めた計画を将来の各年度の実施項目・内容と支出額で示したものである。

【指摘 2】 県保有の施設あるいは施設群について、維持管理の手法に応じて、中長期の修繕計画を策定する必要がある。

現在、中長期の修繕計画を策定している施設は橋長 15m以上の橋梁、排水機場、上水道、大型公共施設 10 施設（次頁）及び公共・県営住宅のみであり、他のインフラ施設や建物等施設については策定されていない。このままでは、将来にわたって公有財産にどれくらいの維持管理コストがかかるのか把握できないため、県としてのアセットマネジメント計画を策定できる状況ではない。

修繕計画を作成している施設	さいたまスーパーアリーナ
	埼玉スタジアム2002
	さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区
	彩の国さいたま芸術劇場
	ソニックシティ（ビル棟を除く）
	埼玉県立大学
	県民活動総合センター
	障害者交流センター
	彩の国すこやかプラザ
	奥武蔵あじさい館

アセットマネジメントには、県民に次世代にわたる公有財産に対する県の施策を示すという役割があることから、当該計画は30年から50年の長いスパンで捉えなければならぬ。中期の修繕計画は現状の劣化度をもとに精度の高いものが作れるが、長期計画は正確なものは難しいという考えもあろう。しかし、施設ごと又は施設群ごとの計画保全による長寿命化の数値計算のルールを定め、それに則って作成し、以降に実態を反映してローリングするという手法でも、全庁的視点から見て合理的であると考え。まずは、策定するということに取り掛かる必要がある。

各部局における施設の修繕計画の策定状況については、後述する。

）策定した修繕計画のローリングが不十分である。

【指摘 3】策定した中長期の修繕計画は、見直しの必要性が生じた場合には、適宜、実態を反映してローリングしなければならない。

現在、施設の修繕計画を策定している場合でも、当初作成した計画のままとなっているものが多い。特に上記の大規模施設については、当初、各施設又は部局が技術的専門家の検証の後に10年間の中長期の修繕計画を作成しているが、当該計画を作成したのは平成20年11月であり、その後の環境変化や将来的な予測を踏まえた適切な見直しが行われていない。計画が実績とすでに大きく違っていたり、将来に計画との乖離が見込まれる場合は、適切にそれらを反映して計画をローリングすることは必須である。アセットマネジメントの観点からは、各施設又は部局は作成済みの中長期の修繕計画を適時にローリングし、予算要求上の参考となるような有用な計画として見直すべきである。

）各所管部局は、営繕要望と予算措置のギャップを十分に把握し、翌年度以降の予算要望等に有効に活用すべきである。

【意見 4】施設所管の各部局において、営繕要望と予算措置にギャップが生じた場合、これを一覧性のある管理資料として作成して総合的に把握し、翌年度以降に有効活用しなければならない。

中長期の修繕計画を策定していない施設については、施設管理責任者が単年度の修繕計画を策定し、所管部局がこれを調査・調整し、営繕要望書を作成し、管財課に提出している。実際には、緊急度合などを勘案して、協議によって、措置事業が決定されているのが現状である。予算化されなかった事業は翌年に再度、部局・施設管理責任者間で検討されることになるが、これらの内容・状況については、データ化され、部局員全員が共有できる体制である。従って、翌年度以降の当該施設の劣化度評価や、優先順位付け等に、これらのデータを有効に活用することが重要である。これを活用せずに、翌年度において仕切り直しをすることは、将来の正確な修繕費の見積もりが困難となる。

）部局としての営繕要求の順位付けの基準・ルールが明確ではない。

【意見 5】予防保全を適切に実行するには、修繕計画を基に、一定の統一的な優先順位付け（優先度設定）の基準・ルールを適用して営繕要求をする必要がある。

各部局の営繕要求は、施設管理責任者が作成した単年度の修繕計画を基に、優先順位づけを行って決定しているが、この基準・ルールが明確に示されておらず、文書化がされていない。これではややもすると事後保全に陥ってしまう可能性がある。適切な予防保全のためには、部局として、中長期の修繕計画を基に、優先順位付けの基準に従って予算要求する必要がある。

（3）アセットマネジメントデータの一元管理に関する現状の課題

全庁的なアセットマネジメントの推進のためには、まず施設の基本情報を定量的にデータベース化し、「見える化」することである。図 - 4 に示したような、財務・品質・供給の3視点から、定点的・定期的に評価し、活用することが必要である。そのためにも、一元的にアセットマネジメントデータを管理する体制を整え、適時に更新できるようにすることが重要である。

）県の導入した新公有財産管理システム

県は、従来の縦割りによる施設情報の管理体制から一元管理を行う方向で、平成 22 年度に総務部管財課において新公有財産管理システムを導入し、施設のデータベース化を進

めている。管財課は、この情報システムを活用することにより、財産状況の把握、未利用財産の把握、エネルギーコストの把握、修繕履歴の把握、売却可能資産の把握などが図れるとしている。しかし、これらの目的や趣旨について施設管理担当者には明確に伝わってはおらず、職員の共通理解が得られてはいないのが現状である。

この、新公有財産管理システムの概要と運用状況については後述する。

【意見 6】現在の新公有財産管理システムでは、アセットマネジメントに必要なデータを入力できないため、アセットマネジメントを推進するには、現システムの機能を拡張するかあるいは、新たな管理システムの構築の検討が必要である。

アセットマネジメントに必要なデータの例は図 - 4 に記載している。しかし、導入された新公有財産管理システムは、87 頁から 95 頁で述べるように、アセットマネジメントのための必要十分なデータを取り込むことができない。従って、アセットマネジメント推進のためには、当該システムの機能を拡張させるかあるいは、新たな資産管理システムの構築を検討しなければならない。

）アセットマネジメントデータベース整備のポイント

アセットマネジメントの目的、全体像を明確にしたうえで、そのために必要なデータをどのように蓄積し、どのように評価するのか、ということの統一的な基準を設けたうえで、データベースの整備を進めることが当然に必要である。

整備のポイントを列挙すると以下ようになる。

収集すべきデータを絞り、明確化する。

- ・アセットマネジメントデータ一元管理の目的に照らしたデータに絞る。
- ・全体像の把握と現状分析に必要なデータに絞る。
- ・財務・品質・供給の3視点の評価に必要なデータとする。

所管部門、施設管理部門、関係部門の協力を求める。

- ・データベース化の目的をこれらの部門に周知させて、全体で共通認識のもとに進める。
- ・所管部門、施設管理部門から利用度データなど必要なデータの提供を受ける。
- ・必要に応じ、関係部門にデータ提供を求める。

完璧なデータ収集にこだわらない。

- ・全体像の把握と評価を優先する。
- ・90%程度の精度があれば、十分に評価は可能である。

）一元管理に伴う適切な人員配置

アセットマネジメントデータの一元化を進めることは、データ管理業務の質が大きく変わり、これに携わる職員の配属も変わることになる。従って、適切な人材を必要となる人数だけ配置しなければならない。また、長期的な視点で人材を育成する人事ローテーションの長期化が望まれる。

5. アセットマネジメント戦略の実現のためのその他の基本事項

これまでは、アセットマネジメントそのもののあるべき全体像や取り組むべき課題について述べてきた。最後に、アセットマネジメント戦略を、効率よくしかも確実に実現させるために、間接的ではあるが基本的かつ非常に重要な事項を述べることにする。

(1) 首長である県知事の積極的参画

いままで述べてきたようなアセットマネジメント戦略の導入を図ることは、県においては大きな改革であるといえる。これまで国の行政改革の方針のもと、地方自治体においてもアセットマネジメントの考え方を一部で取り入れなければならない事項が生じ、これに対応してきている。しかし今後は、国の方針との調整が必要ではあるものの、県が主体的に改革を行い、当該改革を通して自らの進むべき方向性を決定しなければならない。改革にあたっては、これまでの制度・慣習・考え方などで、いろいろな意見や戸惑い、反動が生じ、頓挫してしまう可能性がある。こうした中で、アセットマネジメントを導入し、継続して運用していくためには、首長たる県知事が明確な方針を掲げ、推進過程の重要な場面に積極的に参画し、リーダーシップを発揮して進めることが基本的に最も重要なことである。

(2) 県職員の意識改革

【意見 7】アセットマネジメント統括部門は、県職員が従来の縦割り組織に捉われず、県全体としての観点から、アセットマネジメントの必要性・進むべき方向性を理解し共有するという意識改革を行うための教育を行う必要がある。

首長のリーダーシップのもとで、実際に具体的に推進するのは県職員である。そのためには、職員の意識がこれまでと大きく変わり、全職員が改革の目的と方向性を共有し、協調体制のもとで進めなければならない。まずはアセットマネジメント導入に向けた、県職員に対する教育・研修カリキュラムとスケジュールを作成し、浸透させなければならない。

(3) アカウンタビリティの遂行

県は、納税者である県民に対して、政策の選択、目標の達成度、活動の効率性及び過程を説明する責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならない。このアカウンタビリティを高めるためには、事後の情報公開ばかりでなく、検討段階での政策決定の過程や根拠、想定されるリスク、目標や成果など住民に必要な事項をタイムリーに説明されることが求められる。

すなわち、アセットマネジメント計画とそれに基づいて実施した重要な事業の内容、実施結果の評価などにつき、県は住民に対して説明しなければならない。従って、アセットマネジメント導入後は、アカウンタビリティを遂行し得る制度的枠組みを構築する必要がある。

(4) 民間のアセットマネジメント手法の導入

導入のスピードアップを図るには、従来から民間が実施しているアセットマネジメント手法を研究し、それを参考にして進めることが重要である。また公的施設を対象とした外部コンサルティングを導入し、効率的に推進することも検討に値する。

民間においては、経営基盤の充実・保全・拡大という観点からアセットマネジメントの導入は必須であり、相当の力をつぎ込んでこれに取り組んできている。官と民という違いはあるものの、彼らの蓄積した経験・ノウハウを研究し、実用化のために活用することは非常に有意義であり、効率的なものである。また、それらの民間のノウハウを応用した官向けコンサルティング会社も多く誕生し効果をあげているようである。必要によっては、当該会社の協力を得て、併せて職員の意識改革の一翼を担ってもらおうということも検討する必要がある。

(5) PPP、PFI 事業の推進

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態である。従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、サービスの属性に応じて民間委託、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、民営化などの方策を通じて公共サービスの効率化を図る手法である。

PFI は、これまで公共部門によって行われてきた社会資本の整備と運営などの一部を、民間事業者の資金や施設の経営ノウハウを利用して、より効率的・効果的に行おうとする手法である。従って、PFI は PPP の実施手段の一つということになる。

【意見 8】県の財政負担の圧縮を図りながら、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本の整備や公共サービスの充実を図るために、PPP、PFI の導入を積極的に検討する必要がある。

これらの推進により、財政支出が減少する中、民間の資金を活用して必要な公共サービス・インフラの維持・拡大を図るとともに、民間のノウハウと経営努力により、民間へのリターンと県民・利用者の負担抑制を両立しつつ、より高いサービスの提供が実現すると思われる。

．アセットマネジメントにおける固定資産の管理と公共施設のコスト管理

1．公会計の目的と発生主義会計

民間企業においてはその活動が営利を目的としているため、複式簿記による発生主義会計により財務諸表が作成され、業績評価が行われてきた。これに対し行政は徴収した税金をもって（多くの場合）無償で公共サービスを供給することを目的としているため、予算の執行状況が重視され、単式簿記による現金主義会計での決算が行われてきた。複式簿記による発生主義会計の下ではフロー（損益）情報とストック（財産）情報が減価償却費や退職給付費用といったフルコストを計上することによって正確に把握できるが、単式簿記による現金主義会計では当該フルコストは計上されず、税金の使途と収支に関する情報しか提供されない。このため財産や費用の把握が不十分であり、行財政運営に係る将来予測を適切に見積もることができないまま、政策を選択することになる。

また、アメリカの政府会計基準審議会（GASB）において行政の運営は「当該年度のサービスに関わる支出負担を、将来年度の納税者に転嫁するようなことがあってはならない」としている。従って行政が開示すべき財務報告は、ある年度の歳入が当該年度に提供されたサービスを賄うのに十分であるかどうか、そして過年度に提供されたサービスの対価を将来の納税者に負担させる必要があるかどうかを、利用者が査定するのに役立つものでなくてはならないとしている。（訳文：藤井秀樹【監訳】「GASB/FASAB 公会計の概念フレームワーク」）そのためには、各年度において住民が負担すべきコストが正しく把握されなければならない。そしてそのうちどれほどが将来に転嫁されたかが示されなくてはならない。つまり財政収支ではなく、フルコストによる純行政コストを正しく把握する必要がある。ストック面からは、現在までに形成した資産と将来負担すべき負債の状況を把握し、将来の資産に係る維持管理コストや利子負担を明らかにするものでなければならない。

従って発生主義会計による網羅的・体系的なフロー情報とストック情報の把握に努めることが、今後行政に期待される。なおかつ、発生主義会計によって財務書類を作成することにより、住民に対する説明責任を果たすことになる。また、民間企業と同じ基準で採算性や効率性が比較できることから、行政改革の実効性も担保できるようになる。

2．アセットマネジメントの対象となる公共施設の資産評価

県においても上記のとおり、従来、単式簿記による現金主義会計の決算が行われており、すべての記録が記帳され、残されているわけではないため、公共施設（特にインフラ施設）の多くはその価値を過去の記録から正確に測定することができない。一方で、平成 21 年度においては、県の総資産の約 84%が公共資産という実態である。このため、どのように公共施設を評価するか、また公共施設にどのような減価償却を行うのかによって、資産総額

や行政コストに大きな影響を与える。

平成 18 年 5 月に総務省から出された「新地方公会計制度研究会報告書」においては、財務書類の構成要素の測定基準として、原則、公正価値を採用することとしている。公正価値を採用する理由として、超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を正確に把握することが困難であること、地方公共団体の有する資産にかかるサービス提供能力の評価としては、公正価値が最も適切と考えられることを挙げている。また、公正価値を、資産取得の場合と再評価の場合とに分け、表 - 1 のように定義づけている。

表 - 1 公正価値の定義

取得の場合	市場取引を通じて資産を取得した場合は、その取得原価 適正な対価を支払わずに資産を取得した場合は、公正な評価額
再評価の場合	(遊休資産を含む市場で売却可能な資産を再評価する場合) 将来の経済的便益の割引現在価値又は市場での売却による 実現可能価値
	(それ以外の資産を再評価する場合) 再調達原価又は取得原価

出典：「地方公共団体の会計に関する提言」(日本公認会計士協会 公会計・監査特別委員会研究報告 第1号)

さらに、地方公共団体の保有資産は、将来の(地方公共団体に対する金銭収入等の)経済的便益を生まず、市場での売却可能性もないものが大半であるから、資産の測定基準としては、通常、再調達原価又は取得原価が用いられることとなろうとも記述している。

県は財務諸表を、総務省方式改訂モデルにて作成している。「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」においては有形固定資産の計上額について、以下のとおり定めている。

236. 有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面の間取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる。
237. 取得原価を基礎として算定する方法として、昭和44年度からN年度までの普通建設事業費の累計額によることができる。ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除する。また、昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産については、財産台帳や過去の会計伝票などから把握し、可能な限り対象資産の取得価額をもとに減価償却累計額を計算して有形固定資産勘定から控除する。

県においては、現状、上記「237.」の方法で有形固定資産を計上している。しかしながら、「新地方公会計制度実務研究会報告書」においては、総務省方式改訂モデルも公有財産台帳や未収金・貸付金の評価情報などの段階的かつ計画的な整備により、より精緻な財務情報の作成・公表へ向けて進化することをあらかじめ意図したモデルであること、今回の地方公会計改革の求める目的を可能な限り短期間で達成するためには、固定資産台帳の整備を段階的に行う方法も効果的かつ効率的な方法であるとしている。県の対応は、当該研究報告書でいう「段階的かつ計画的な整備」の第1段階であり、将来の固定資産台帳の整備に向けて準備を進めることが必要となる。

3. アセットマネジメントにおける固定資産データの整備

(1) 県の公共資産残高の算定について

平成21年度の貸借対照表（普通会計）によれば資産合計は約6.2兆円であり、このうち公共資産は約5.2兆円である。すなわち、資産のうち約84%を公共資産が占めており、また公共資産の金額約5.2兆円は、平成22年度の一般会計予算約1.7兆円の3.1倍にも上っている。県にあっては県民に公共サービスを提供するため、公共施設を保有することが制度的に定められてきたことと、県民の公共サービスに対するニーズの増大及び多様化に対応してきたため、当該規模の保有資産量となっている。

このように、公共資産は県にとって極めて重要な資産であり、保有資産に関する適切なマネジメントを怠れば、県民への公共サービスの低下や劣化の原因となるものであることから、公共資産のアセットマネジメントは県の行政において重要な戦略であると考えられる。

また会計的にみると、上記の公共資産約5.2兆円というのは何を示しているのかという疑問が生ずる。これは保有している個々の資産を個別に評価して集計されたものではない。当年度に取得した固定資産を個別に会計処理するのではなく、年度末において、例えば普通建設事業費として支出処理された項目から、資産に計上すべきものを選別して一括に資産計上している。本来、固定資産の管理・保全に重点を置く企業会計等では、資産の取得時に、例えば建物施設であればまず支出内訳から資産計上するものと費用処理するものに区分し、資産も建物本体・付属設備・構築物・機械設備・器具備品等に明確に区分して勘定科目処理している。そしてこれを固定資産台帳に反映させ、各々の耐用年数を適用して減価償却計算を行っている。特別に評価替えしなければならない要因がなければ、台帳に示された減価償却後の残高がその時点の当該資産の公正評価額となっている。このようなアプローチは、公会計においても、アセットマネジメントにおいても基本となるものであると考える。従って、県はこのような取組に向けて検討しなければならない。

(2) アセットマネジメントの目的の達成のために必要な情報

県土整備部・都市整備部が作成した「施設管理行動方針」によれば、アセットマネジメントの導入目的は以下のように記載されている。

「アセットマネジメントは公共施設を資産として捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法である。

県におけるアセットマネジメントの導入目的は、適正な維持管理水準の確保（安全性確保など）、計画的な施設の維持管理・更新、効率的な投資計画と予算配分、アカウンタビリティの確保である。」

この から まで目的は県土整備部・都市整備部の公共施設だけではなく、県のすべての公共施設に共通に求められるものである。

「施設管理行動方針」によれば、効果的かつ効率的な維持管理を行うためには必要なデータを一元的に整備することを必要としており、データ整備の目的を次のように位置づけている。

「施設のデータは諸元データ、点検データ、補修履歴データ、一般図、現場写真等で構成され、それらを台帳にまとめる。また県民のニーズに対応するために、県民からの苦情や要望も加える必要がある。また、点検データは各点検記録用紙から抽出を行う。各データを一元的に整理することにより、必要な情報を即座に得ることができ、維持管理の効率化に繋がる。」

(3) アセットマネジメントのデ - タベースと財務情報との連動性

【意見9】アセットマネジメントのデ - タベース化においては、財務情報との連動性を確保できるよう、留意すべきである。

デ - タベース化において留意すべき重要な事項として、財務情報との連動性の確保がある。建物・設備の維持及び更新のためには、「取得年月日」「取得価額又は公正価値」「耐用年数」「減価償却累計額」「帳簿価額」「補助金」の情報や「修繕費」「改築などの資本的支出」、さらには、「水道光熱費」や「清掃・警備などの委託料」の情報も重要となる。これらの財務情報を総合的に分析することが中長期管理計画の予算作成には必要とされるからである。

(4) 固定資産台帳の整備

情報は、網羅的かつ最新であることが必要である。現在、公共施設に関する情報は、県土整備部・都市整備部や管財課などが独自に収集している。公共施設は施設によってその管理すべきレベルや方法、情報の種類は異なるが、前述の財務情報は共通事項として必要

とされる情報と考えられる。従って、予算の執行の結果である財務書類は、個々の公共施設の「取得価額」「修繕費」「水道光熱費」などの財務情報と関連付けることによりその網羅性が担保され、かつ、最新で利用可能な有用な情報となりえると考えられる。すなわち、予算の執行、財務書類、個々の公共資産の財務情報が連動することにより、財務情報により有機的に結びついた情報の管理が可能となり、ひいては統一的な管理も可能となるのである。換言すれば、固定資産台帳をベースとすることによって、施設のコストデータや利用データ、保全データへとアセットマネジメントデータの一元化を図ることが可能となる。

このように、財務情報をキーとした基本的な情報をもとに、施設によって必要な追加的情報を付加することにより、アセットマネジメントに必要な情報が集積される。また、県の財政状態の正確な把握のためにも、公正価値や減価償却累計額等を記載した網羅的な固定資産台帳が必要不可欠であるため、まずは当該固定資産台帳を整備する必要がある。

基準モデルにおいては、上記の網羅的な固定資産台帳を作成するための手続きや様式が詳述されているため、当該モデルの考え方に基づいた台帳の整備を行うことは効率的であり、アセットマネジメントにも有用である。なぜならば、固定資産台帳に以下の情報が整備されているからである。

(基準モデルに基づく財務書類作成要領 平成19年10月)

132. 貸借対照表に計上する固定資産については、資産単位(口座)ごとに固定資産台帳を作成し管理する。

133. 固定資産台帳に記載すべき1単位(口座)は、棟、個、台、筆、 m^2 、 m 等を基本単位とする。但し、例外として、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量(延長キ口等)をもって記帳単位(口座)とすることも妨げない。

134. 固定資産台帳には、一資産単位ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額(又は無償取得等の場合の取得価額相当額)、減価償却・直接資本減耗累計額(償却資産の場合)、帳簿価額等を記帳する。

アセットマネジメントを実効性のあるものにするためには、個々の公共施設の情報の整備がその前提となる。従って、基準モデルの考え方に基づく固定資産台帳は、財務に係る個々の公共施設の情報を予算の執行に関連させて提供するものであり、このような固定資産台帳を基本情報としたデータベースを構築することが有効なアセットマネジメントのための有力な方法である。

県が現在採用している総務省方式改訂モデルは、当初売却可能資産を優先して固定資産台帳を整備することも認めているが、段階的にすべての固定資産台帳を整備することによ

り、財務書類の検証可能性が確保できることを予定している。いずれすべての固定資産台帳を整備することが必要となるため、前述した行政に存在する問題点も解消する基準モデルの採用等を検討することにより、早期に固定資産台帳を整備することが、アセットマネジメントのためには有効な方策と考えられる。

【意見 10】将来的にアセットマネジメントを地方公会計と有機的に結び付け、効率的に実施するには、基準モデルの考え方に基づく固定資産台帳を整備することが望ましい。

平成 21 年度普通会計の貸借対照表に計上されている公共資産約 5.21 兆円のうち、売却可能資産を除いた有形固定資産約 5.19 兆円（公共資産の 99.8%）については、現状基準モデルの考え方に基づく固定資産台帳が整備されていない。売却可能資産だけの当該固定資産台帳は、全体最適を図るためのデータとしては役立てることはできないため、その他の資産についても基準モデルの考え方に基づく固定資産台帳の整備を進めるべきである。

4. 行政コスト計算書の減価償却費

県においては、平成 20 年度より「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」に準拠して、「普通会計」、「県全体」及び「連結」の財務諸表（財務書類 4 表「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」）を作成している。総務省方式改訂モデルで作成される行政コスト計算書は、基本的には、地方公共団体の現金主義に基づく歳入・歳出の実行結果を示す決算統計を組替えることによって作成されるものであり、個々の資産のストック情報の網羅性に欠けている。このため資産の減価償却費に関する情報にはおのずと限界がある。

基準モデルにおいては、各地方公共団体が住民に負っている受託者責任を会計的に明らかにするため、発生主義を前提とし、すべてのフロー情報及びストック情報を網羅的かつ誘導的に記録・表示することに主眼をおいている。また、ストック情報の測定基準としては公正価値評価を採用している。このため、公正価値や減価償却累計額等を記載した網羅的な固定資産台帳の整備を当該モデルにおける財務書類作成の大前提として位置付けており、全 5 章で構成されている「基準モデルに基づく財務書類作成要領」のうち、第 4 章を「固定資産にかかる実務」として詳細に記載している。そのポイントは以下のとおりである。

- (1) 固定資産台帳は資産単位（口座）ごとに作成・管理する。
 - (2) 固定資産台帳の帳簿価額の集計額は、総勘定元帳及び合計試算表残高と一致させる。
 - (3) 固定資産の取得価額には、付随費用を含める。
 - (4) 耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従う。
- よって基準モデルにおける減価償却費は、個々の固定資産ごとに網羅的に適切な耐用年

数を基礎として計算された金額となる。

これに対し、総務省方式改訂モデルにおいては、固定資産とすべき支出の一部が費用として計上されてしまったり、その逆もあることから、固定資産が網羅的に集計されない。また使用する耐用年数表は、決算統計上の行政目的別区分に基づき定めた耐用年数の記載のみであり、資産種別や構造を加味した耐用年数はない。さらに、固定資産台帳の整備が必須ではないことから、一般的には個々の資産ごとの減価償却費は算出されない。従って、総務省方式改訂モデルにおける減価償却費は算定基礎額の網羅性と使用する耐用年数の妥当性に欠いたものとなっており、アセットマネジメントのデータとしては使用できない。このため、前述のとおり基準モデルの考え方に基づいた固定資産台帳を整備することが必要である。

5. アセットマネジメントにおける公共施設ごとの行政コスト計算書の作成

厳しい県財政のもとで、現在保有する公共施設を今後も全て保有し、サービスを提供し続けることは困難であることが予想される。従って、総合的アセットマネジメントの推進によって、個々の公共施設が生み出すサービス提供を、長寿命化政策により維持するのか、縮小又は廃止するのか、民間に委託するのかあるいは事業を民間に売却するのかということを、県全体として検討しなければならない。そのためには、施設ごとに行政コスト計算を行うことが必要となる。

【意見 11】 実質的な効果と効率性を追求できるアセットマネジメントの推進のため、フルコストによる公共施設ごとの行政コスト計算書を作成することが望ましい。

(1) フルコストによる公共施設ごとの行政コスト計算書を作成することの意義

発生主義（フルコスト）によって施設ごとの行政コスト計算書を作成する主な意義は以下の4点であり、施設が提供するサービスの実質的な効果と効率性を追求できるアセットマネジメントを推進するものである。

）行政評価において、個々の施設利用情報とコスト情報を組み合わせることによって、当該施設利用の具体的改善・利用転換等を検討することができるようになる。

）施策担当者の実施計画の策定及び実施において、実態に即した個々の施設コスト情報を踏まえた具体的展開を図ることができる。

）PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）や指定管理者制度の選択、市

場化テストにおいて、施設コスト情報と民間企業のコスト情報が発生主義により同じ物差しで比較検討ができ、効果の算定が明確になる。

) 施設維持管理行政コストの期間比較、施設間比較による効率性評価が実施でき、施設ごとの問題点を財務数値による客観性をもって把握し、対応することができる。

このように施設ごとの行政コストを把握することは、実効性のあるアセットマネジメントを行うにあたっては必要不可欠であることから、基準モデルの考え方に基づいた固定資産台帳の整備と併せて導入スケジュールを検討し、作成すべきと考える。

(2) 行政コストの集計

) 直接コスト

直接コストは、施設ごとに把握できる事業運営に係るコストと、維持管理に係るコストと定義する。

通常、施設は複数の固定資産で構成されるが、個々の固定資産ごとに把握できるコストは可能な限り当該固定資産別に把握することが、行政全体のマネジメント上有効である。情報は可能な限り小さな単位で整理することで、利用する機会が増えるからである。固定資産別に把握することができない・そぐわないコストは、適切な固定資産グループ別に把握するが、一番大きなグループが当該施設単位であることは言うまでもない。複数施設の保守点検を一括して一業者に委託したような場合であっても、適切な基準に基づいた按分計算や、当該業者から施設別の見積りを取り寄せる等の措置を講じて、施設ごとに把握する。

) 間接コスト

間接コストは、各施設の管理責任者が所属する本庁の部局で生じるコストと定義する。各部局にて発生する人件費をも含めた間接的な施設の事業運営・維持管理に関するコストまで把握することにより、最適なアセットマネジメントや行政サービス評価を可能とし、施設に関する政策の策定にも貢献する。

間接コストは各施設と個別対応できないため、適切な基準を定め、各施設に按分する。

(3) 施設ごとの行政コスト計算書の例示

上記を基に、施設ごとの行政コスト計算書のひな型を例示する。

表 - 2 行政コスト計算書

【直接コスト】			XXX
1. 人件費		XXX	
職員給料	XXX		
賞与引当金繰入	XXX		
退職給付費用	XXX		
その他の人件費	XXX		
2. 事業費			
委託費	XXX		
通信運搬費	XXX		
広告費	XXX		
その他	XXX		
3. 維持管理費用		XXX	
光熱水費	XXX		
修繕費	XXX		
委託費	XXX		
保守点検費	XXX		
減価償却費	XXX		
その他	XXX		
【間接コスト】			XXX
1. 人件費		XXX	
職員給料	XXX		
賞与引当金繰入	XXX		
退職給付費用	XXX		
その他の人件費	XXX		
2. その他の費用		XXX	
総行政コスト			XXX
【収益】			
1. 業務収益			XXX
自己収入	XXX		
その他の業務収益	XXX		
2. 補助金・交付金等			XXX
収益合計			XXX
純行政コスト			XXX

(4) 各施設の即時実態把握のための簡便的な維持管理コストの把握

上記のような行政コスト計算書の作成には、相応の準備期間が必要となるが、アセットマネジメント実施のためには、早急な対応を要する。従って、各種の整備を実施する当面

の間は、少なくとも施設ごとの直接の維持管理コストの把握に努めるべきである。なお、指定管理者を置いている場合にはそのくくりで把握することも現状においては容認できる。

【意見 12】一部の施設だけではなく、全ての施設に係る維持管理コストについて施設ごとに把握することが望ましい。

これまで述べてきた施設ごとの行政コスト計算が適正に行われれば、表 - 2 の行政コスト計算書ひな型の「直接コストの 3 .」で施設の維持管理コストが把握できる。民間企業においてアセットマネジメントを行う場合、この維持管理コストを使用し将来コストを見積るのが一般的である。しかしながら官では過去において取得価額による固定資産計上がなされていないため、実態を反映した適切な減価償却計算ができていない。

従って、本報告書で現在及び将来の施設維持管理コストを合理的に把握すべきとしているが、維持管理コストの範囲については 47 頁に記載のとおり、減価償却費は含めず代わりに資本的支出（固定資産の価値を高める改修・修繕費で資産計上するもの）を含めるものとしている。これは、現状の県の会計制度から見てやむを得ないものとの考えによる。本来は、行政コスト計算書から算定される維持管理コストを利用すべきである。

・施設維持管理に対する各部局・施設の現状と課題

県の各部局及び施設管理者が、施設の維持管理に対して現在どのように取り組んでいるのか、またどういう課題があるのかということを読み出すために、部局・施設・事務所を直接調査した。対象とした部局・施設・事務所と主な調査事項は下記のとおりである。

番号	調査対象の部局・施設・事務所	主な調査事項
1	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・統括している各部局の施設の修繕計画の状況 ・修繕の優先順位付けの基準及び予算調整の状況 ・新公有財産管理システム導入の目的、システムの概要及び運用状況
2	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の状況、維持管理費の推移 ・所管する全ての施設の維持管理計画の現況 ・橋梁の維持管理計画及びこれに基づくアクションプランの運用状況 ・橋梁の点検結果の管理状況 ・施設管理データの状況 ・河川排水機場の維持管理計画 ・道路の維持管理計画と予算の状況
3	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設の概要 ・修繕要望の基準やルール ・中長期修繕計画の作成状況
4	企業局	
5	病院局	
6	下水道局	
7	教育局	
8	県民活動総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の概要 ・修繕計画の状況 ・施設の老朽化、耐震化についての課題と対応策 ・施設点検の状況と結果の記録 ・修繕要望の基準やルール ・施設の利用状況
9	埼玉会館	
10	児童養護施設いわつき	
11	総合リハビリテーションセンター	

番号	調査対象の部局・施設・事務所	主な調査事項
12	北本県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁の概要、老朽化・耐震化の現状 ・ 中長期修繕計画の立案状況
13	越谷県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架け替え、大規模修繕未実施の理由と今後の予定
14	歴史と民俗の博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の概要 ・ 修繕計画の状況 ・ 施設の老朽化、耐震化についての課題と対応策 ・ 施設点検の状況と結果の記録 ・ 修繕要望の基準やルール ・ 施設の利用状況
15	熊谷特別支援学校	

1. 総務部

(1) 総務部管財課の修繕費予算管理対象部局及び施設数

県は、作成した「埼玉県新行財政改革プログラム」の中で、県有施設を経営的視点から一元的・総合的に管理し、施設の維持管理手法を見直して、ライフサイクルコスト削減を図ること、そのために劣化診断や修繕の集中化を行うとともに中長期計画に基づいて当該施設を維持管理すべきことを目標として掲げている。

また県では、まず総務部管財課（以下、管財課という。）が公有財産を管理するための新たなシステムを導入し、これを適切に運用することで、当該財産の把握やより効率的な管理を進めることとしている。さらに、管財課が各建物施設や部局からの施設修繕に関する要望をとりまとめ、企画財政部財政課（以下、財政課という。）の審査を経て予算執行の可否を決定する制度となっている。従って、公有財産を管理する上で、県の中で特に中心的な役割を担っているのは管財課であるものと考えられる。

建物施設のうち、管財課が修繕費予算を管理している対象施設は表 - 1 - 1 のとおりであり、169 施設に上る。

表 - 1 - 1 管財課の修繕費予算管理対象施設

事務庁舎	本庁舎、地方庁舎(11)、合同庁舎(6)、 上記以外の庁舎(児童相談所、福祉事務所、保健所、 農林振興センター、県土整備事務所など(89))
指定管理施設	青少年総合野外活動センター、埼玉会館、県民活動総合センターなど(62)
合計	169 施設

出典：管財課作成資料

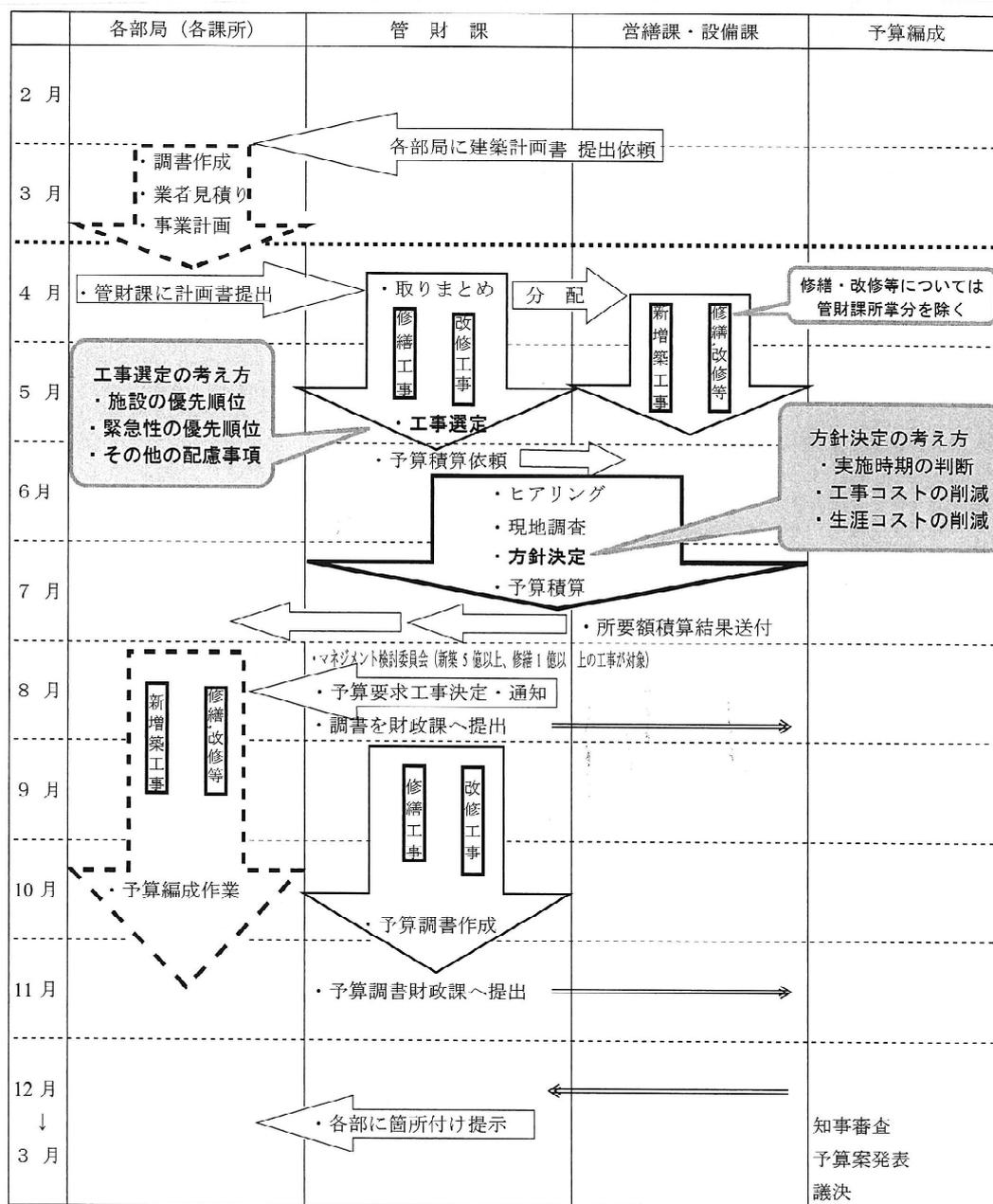
また、これに対する平成 22 年度の修繕工事業費（管財課集中予算）は、約 22 億円である。

(2) 修繕費予算の優先順位づけに関する管理

各建物施設や部局では、管理する施設や施設を構成する設備、構築物などに対して、法定・任意の点検を定期的に行っている。その結果、修繕を要する箇所が発見された場合、各部局等では業者見積りや事業計画などを添付して管財課に対し修繕の要望書を提出するルールとなっている。管財課は、修繕工事要望書（統括表）としてこれを取りまとめ、修繕

箇所の緊急性その他配慮事項を検討して、来年度予算として要求する修繕工事を選定し、財政課と調整して具体的な予算編成過程に入る。管財課で扱う工事費の流れに関しては図 - 1 - 1、営繕工事要望書（統括表）の様式に関しては、表 - 1 - 2のとおりである。

図 - 1 - 1 管財、営繕、設備課で扱う工事費の流れ（平成 23 年度予算編成）



出典：管財課作成資料

ては、施設の中長期修繕計画も含まれるものと考えられるが、現状では一部の大規模施設を除いては、修繕に関する中長期計画が作成されていない。（【指摘 2】にて記載のとおりである。）

従って、現在は、要求された予算の執行状況と各施設が作成した修繕計画との整合性を検証することはできず、予算措置がとられなかった修繕工事の事後的なコントロールは実質的に困難な状況である。これについて、本来は、管財課・財政課との調整も含めた予算要求・編成の段階で、施設が作成した適切な中長期修繕計画との整合性を検証しながら、最終的な修繕費予算の編成、執行が行われるべきである。

）施設ごとの修繕の優先順位づけに関する管理について
点検マニュアルの作成について

【意見 13】各建物施設統一の点検マニュアルを整備し、各施設担当者は当該マニュアルに従って点検を実施すべきである。

建物施設の自主点検に関して、現状では県統一の点検マニュアル（「いつ」「どの部分を」「誰が」「どの程度」点検するのかといったことを、詳細・具体的に記述した点検マニュアル）が作成されていない。特に、消火設備、空調設備、防犯設備といった基本設備の点検項目に関しては、より詳細な点検項目を検討、作成することが求められる。

点検マニュアルは、管財課としてまず点検項目や点検手法のルール化、統一化を図った上で各施設又は部局担当者への落とし込みを実施することにより、全ての建物施設における点検レベルを一定以上に確保することが実現できると考えられる。これによって、従来は発見できなかった危険箇所を発見することも可能となる。

従って、まずは、管財課は統括管理する建物施設の点検マニュアルを作成することが必要である。そして、点検の運用レベルをより高めるために各施設担当者へ研修などを実施することも必要と考えられる。

営繕工事要望書（統括表）の記録内容について

【意見 14】修繕の要望が出された施設に対してなされた点検の結果や、予算化に至らなかった具体的な理由につき、営繕工事要望書（統括表）の中で優先順位決定の参考となるように詳細に記録することが望まれる。

各建物施設や部局から修繕の要望が出された場合、管財課では、課の技術職員が要望のある施設の現地調査を行い、修繕の緊急性や必要性を個別に判断して、修繕工事選定のための優先順位を付している。従って、ここでは個別の点検担当者の点検実施内容と、それを基に下された判断結果の内容が優先順位決定の非常に重要な根拠データとなる。

管財課としては、要望のあった修繕項目につき営繕工事要望書（統括表）としてとりまとめを行い、来年度予算として要求したか否かの顛末やその理由を記載する方法が制度化されている。このとき、備考欄を使用して点検記録を付記しているが、その中には内容が概括的で具体性に欠けているものが見受けられる。

また、各建物施設や部局から営繕要望がありながら、管財課の判断で結果として予算化に至らなかった修繕工事に関しても同様に、営繕工事要望書（統括表）上で、予算化に至らなかった理由の内容が概括的で具体性に欠けているものがある。

当該点検結果等の情報が持つ重要性を考え、優先順位決定の際に重要な参考資料とするためには、営繕工事要望書（統括表）の中に当該事項についてより詳細に記載することが望まれる。

）公有財産の老朽度評価や修繕費予算の調整プロセスにおけるトータル・コントロールについて

【意見 15】公有財産（管財課が管理すべき）の老朽度の評価や修繕予算の管理に関して、管財課は各プロセスにおけるトータル・コントロールを行う部門となるべく検討することが望まれる。

管財課では、各県有施設や部局から、管理する施設の営繕要望が提出された際に、その要因を老朽度限界（老朽修繕）・政策的判断（政策改修）・故障／事故（緊急修繕）の3つに分類し、中でも防水設備や空調設備、安全設備といった公有財産の基本機能の修繕に関しては、基本的に老朽度限界に分類した上で要望書を管理している。しかしこの際、各施設管理担当者は、老朽度限界の具体的内容、すなわち老朽度を評価する共通の尺度、ランクを有しておらず、老朽度評価はあくまで管財課のみによって定義付けされている。管財課は本来、設備の形態、老朽化の具体的な内容等に基づき、共通の尺度で評価することを可能とするような施設の老朽度ランクを設定し、これを修繕工事の優先順位を決定する上での重要な参考情報とすべく、施設や部局に伝達し、了解を得るべきである。しかし、現状でそれが困難な場合は、最低限達成すべき目標（達成度目標）をより具体的に設定し、これを各施設や部局へ提示して第一優先順位の基準を明確にする必要がある。

また、平成 22 年度の修繕工事業費（管財課集中予算）の管財課、財政課による内容の検証状況を、管財課から提出された資料により閲覧したところ、各県有施設や部局から老朽度限界として要望が出された修繕費合計 25 億円に対して、管財課としての技術的判断により 23 億円で圧縮して予算要求され、さらに最終的には必要最低限度の 22 億円で査定されて予算執行がなされている。現状では、上記のとおり共通の達成度目標や老朽度ランクが施設や部局側で不明のため、どのレベルの老朽度の設備がいかなる段階で対象外の修繕工事とされたのか施設や部局側では明瞭となっていない。これについても、最終的に

予算化に至らなかった修繕工事がいかなる老朽度にあったのか検証し、安全性の確保は十分になされていることを網羅的に確認し、施設側へ伝達するとともに、来年度以降の優先順位を決定する上で有効に活用すべきである。

なお、管財課は、修繕工事の要否を検討する際の判断要素として、表 - 1 - 3 のとおり考えている。

表 - 1 - 3 修繕工事要否の判断要素

必要性の判断要素		
施設の優先順位	緊急性の優先順位	その他の配慮
1 病院、福祉施設 2 有料で貸付けている施設 3 学校、会館 4 公園施設 5 事務庁舎、研究所 6 その他の施設(倉庫、車庫)	1 安全性(耐震、アスベスト) 2 建物の基本機能(電話、空調) 3 県民利用に支障 4 耐用年数超過、老朽化 5 効用の上昇 6 陳腐化、美観 7 事後対応できるもの	・政策的な事案 ・国庫補助 ・民間との合築施設 ・組織の統廃合 ・他工事との関連 ・法令等により必要な修繕
経済性の判断要素		
実施時期	工事コストの削減	生涯コストの削減
・統廃合の時期 ・施設又は基幹設備の余命 ・耐震改修計画などとの整合 ・老朽化の進行状況	・代替工法の選定(オーバーホール、部品交換、簡易補修など) ・他工事との一括発注の可能性 ・建物寿命を勘案した応急復旧	・ESCO、エコオフィスの導入 ・高品質化による管理費の削減 ・システム変更によるコスト削減 ・中央監視、機械警備の変更による人件費の削減 ・集中空調から個別空調への変更による光熱水費の削減

出典：管財課作成資料

また修繕費予算の管理について、県は基本的に、建物施設の100万円以上の修繕(改修を含む。)に関して、管財課で集中管理させる方針を有している。但し、上下水道や県営住宅などの特別会計、教育施設・警察施設・公園スタジアム課の管理する公園施設及びインフラ施設については、管財課ではなく各会計、担当課、担当部局で管理している。これは、営繕要望が提出された各施設に対する技術的な点検から、修繕工事の優先順位付け、各建物施設や部局との調整、財政課との予算調整、予算執行され修繕工事がなされた施設の事後継続的な点検といった施設修繕に関する予算調整プロセスのトータルコントロールを要求するものと解される。

これに対して、現状では、営繕要望を提出した部局等との予算調整及び財政課との調整の過程ないしは結果の記録が一部概括的な情報として管理されてはいるが、トータル・コントロール部門としての情報管理に不足がある状況である。

営繕要望を提出した施設に対して、予算化に至ったプロセスに関する履歴をより詳細に記録し、これを管財課が予算管理のために有効に活用することにより、管財課が各部局からの営繕要望の取りまとめに始まり、調査・調整を経て予算請求し、最終的に予算措置に至る過程のトータル・コントロールを行う役割を果たすことになる。

(3) 新公有財産管理システム

1) 新公有財産管理システムの概要

新システム導入の経緯

平成7年度に稼働した旧公有財産管理システムからのデータを移行し、平成22年度から新公有財産管理システムを運用している。

旧公有財産管理システムは、大型コンピュータを使ったオンラインシステムで端末数は約500台であった。企画財政部では、「新IT推進アクションプラン」に基づき、大型電子計算機を含めた庁内電子計算機の再編成に取組み、平成22年第4四半期には大型電子計算機で運用されているシステムの中止を予定していた。これに伴い、旧システムの操作性が低かったことから、平成19年度の包括外部監査の指摘等を踏まえ、利便性が高く使いやすいシステムの開発を進めることとした。

新システムの開発目標

新システムの開発にあたっては、次の3点を目標とした。

- A) 土地の活用や維持管理コストなど資産マネジメントに役立つシステム
- B) 事務処理の省力化と財産管理の正確さを向上させるための使いやすいシステム
- C) 財産照会に即時対応可能な検索・集計機能を持ち全職員が操作可能なシステム

特にA)については、従来、修繕履歴は各財産管理者が管理する修繕台帳に記載していたが、平成19年度包括外部監査の指摘を踏まえ、データベース化することとした。また、修繕履歴をデータベース化するため、新公有財産管理システムに各財産管理者が当該履歴データを入力することとし、各部署間でのデータの相互利用も可能なものとしていくこととした。

データベース化した対象施設

特別会計（企業局、病院局、下水道局）及び道路管理・河川管理の施設関係を除く知事部局、教育局、警察本部の施設を対象としている。

表 - 1 - 4 新公有財産管理システムにおける対象施設 平成 22 年 4 月 1 日現在

知事部局	事務庁舎	本庁舎、地方庁舎(11)、合同庁舎(6)、 上記以外の庁舎(児童相談所、福祉事務所、保健所、 農林振興センター、県土整備事務所など)(89)
	指定管理施設	青少年総合野外活動センター、埼玉会館、県民活動 総合センターなど(61)
	県営住宅(管理代行)	浦和北浦和住宅など(299)
	職員住宅	別所東職員住宅など(5)
教育局	教育施設	県立学校(178)(高校 144、特別支援学校 33、中学校 1)、県立図書館(3) 他
	指定管理施設	名栗げんきプラザ、川の博物館、武道館、さいたま 文学館
	教職員住宅	浦和西堀教職員住宅など(42)
警察本部	警察施設	警察署(39)、駐在所(124)、交番(249)、警察学校 等 など
	職員住宅	待機宿舎(129)、独身寮(42)、署長公舎(38) など

区分名及び()内の施設数は当該システムによるもの

出典：管財課作成資料

新システムの情報活用目的

新システムの情報をデータベースとして活用する目的は、図 - 1 - 2 のとおりである
としている。

図 - 1 - 2 データベースを活用したマネジメントシステム(情報活用システム)

ア) 未利用財産の把握

各財産が「未利用財産」であるかどうかを把握できることにより、今後の有効活用方法
の迅速な検討が可能となる

他の財産管理者による県での活用可能性

↓ (活用なし)

公共活用の可能性(地元市町村・国等)

↓ (活用なし)

民間売却・貸付

イ) エネルギーコストの把握

各施設の毎月のエネルギーコスト把握(電気、ガス、水道等)し、効率的な空調等のコ

スト削減を実施



- ・エコオフィス改修（中規模施設）
- ・ESCO（Energy Service Company）改修（大規模施設）

ウ）修繕履歴の把握

修繕の状況をリアルタイム、全体修繕費用の把握により、今後の施設の活用の検討材料とする



修繕費用の見込み、施設存続の検討など

エ）売却可能資産の時価把握

新公会計制度のデータに活用

オ）財産状況の把握

施設の検索、集計機能の強化による資産状況の迅速な把握

出典：管財課作成資料

【指摘 4】新たに導入した新公有財産管理システムに関して、その導入目的、未入力項目の速やかな入力促進及び最終的な活用方法等について、各建物施設や部局の施設管理担当者へ周知徹底する必要がある。

管財課は、公有財産の一元的な管理を目的として新公有財産管理システムを導入しているが、この中で施設の修繕に関する履歴について、各施設管理担当者に将来の修繕計画の策定や修繕費予算の編成に有効となるような方法で入力・管理することを求めている。

これに対して、現状では各施設管理担当者に対し、それらの主旨説明を徹底していないため、各施設側では管財課から指示のあった事項の同システムへの入力を最終目標としているのが実態であり、今後の活用方法等を念頭においた検討や課題の抽出が必要であるという認識がない。

管財課は、早急に当該システムの将来的な活用目標を各施設管理担当者に伝達し、そのために生じるシステム運用上の課題について抽出・集計して、改善措置を講じることが必要である。

）新公有財産管理システムの現状の問題点と課題

施設の視察時点では、新公有財産管理システムが本格的に稼働して間もないことから、

土地、建物の基本情報は、旧公有財産管理システムのデータを移行したままの入力状況となっている。

建物の基本情報の入力状況について

建物の基本情報画面においては、建物構造に関し、システム入力画面 - 1 - 1 で見るように、「主体」の入力はあるが（鉄筋鉄骨コンクリート造等）「基礎」、「屋根」、「外壁」、「建具」の情報はほとんど入力されていない。また、延床面積も合計面積の入力はあるが、各階ごとの床別面積の記載を省略しているケースがある。旧公有財産管理システムのデータを移行したままとなっており、データのメンテナンスがされていないと考えられる。

建物の基本情報の入力項目となっているデータの不備・不足があると、新システムの開発目標とした資産マネジメントに役立つことができないため、入力データの不備・不足を速やかに解消する必要がある。

システム入力画面 - 1 - 1 建物の基本情報画面

階	床別面積(m ²)
1 5F	0.00
2 4F	0.00
3 3F	0.00
4 2F	0.00
5 1F	22,835.76

出典：新公有財産管理システム

維持管理コスト（修繕費、委託・点検費）について

【意見 16】修繕履歴についての情報を各建物や設備に厳密に区分して関連付けできるように

に管理する必要がある。また、委託・点検項目ごとの年度比較、業者ごとの施設間比較等ができるような分類・集計の仕組みが必要である。

修繕履歴については、建物物件番号、工事名、修繕工事内容、修繕金額、請負業者、備考の項目を設けて支払単位で入力管理されている。(システム入力画面 - 1 - 2 を参照。) 建物単位での修繕費の金額は集計できるが、設備の種類ごとにどのような修繕がどれくらいの頻度でいくらかかっているのかを自動的に把握することができないため、新公有財産管理システム外で、別途設備ごとに区分した台帳で管理している施設もあった。

将来の施設の維持管理コストを見積もるには、実績の把握が必要であり、将来計画策定に役立てるには、設備情報との関連付けをもった仕組みが必要である。設備情報のデータ項目追加と合わせたシステムの改良等を検討する必要がある。

システム入力画面 - 1 - 2 修繕履歴の入力画面

出典：新公有財産管理システム

委託・点検費については、委託項目、委託内容、委託金額、委託者、備考の項目を設けて支払単位で入力管理されている。(システム入力画面 - 1 - 3 を参照。) 委託・点検費は委託項目ごとに入力できるが、委託・点検項目ごとの年度別計算は自動的に把握で

きない。

当該コスト削減目的からは委託・点検項目ごとの年度比較、業者ごとの施設間比較等ができるような分類・集計の仕組みが必要である。

システム入力画面 - 1 - 3 委託・点検入力画面

委託項目	委託内容	委託金額	委託者	備考
1	その他の委託業務 春日部地方庁舎から排出される一般廃棄物	224,070		春日部地方庁舎に係る一般廃棄物
2	特殊建築物等定期 春日部地方庁舎の環境衛生管理（年4回）	252,000		建築物環境衛生管理業務（委託）
3	電話設備保守点検 電話交換機設備等の保守点検（毎月1回）	540,540		（委託）
4	警備 庁舎の機械警備業務	441,000		管財課発注
5	空調設備保守点検 冷却塔の清掃・点検冷暖房切替点検	1,002,700		管財課発注
6	消防設備保守点検 法律に基づく、消防用設備点検保守業務	232,050		管財課発注
7	清掃 庁舎の総合的建物管理業務	5,802,300		管財課発注
8	エレベーター設備 庁舎内のエレベーター設備保守業務	354,900		管財課発注

委託金額合計 8,849,580 円

委託項目: その他の委託業務（一式）
委託内容: 春日部地方庁舎から排出される一般廃棄物の運搬処理（週3回）
委託金額: 224,070 円
委託者: [Redacted]
備考: 春日部地方庁舎に係る一般廃棄物運搬処理業務（委託）

項目の単位について特に記載がない場合、面積は「㎡」、価格は「円」とする。

出典：新公有財産管理システム

修繕履歴の入力基準について

【指摘 5】修繕履歴の入力基準を策定する必要がある。

修繕履歴の入力基準が、一定金額以上の修繕を入力、小破修繕も含むすべての修繕を入力、年間の修繕を合計して入力（明細は入力しない）など各施設により異なっていた。設備の種類ごとに修繕履歴を自動的に把握できず、システムでの修繕履歴の活用もされないことが原因と考えられる。

入力することを最終目標とするのではなく、その後どのように活用していくのかを見据えた修繕実績の入力基準を策定する必要がある。

点検結果の情報のデータ入力について

【意見 17】点検結果による施設・設備の劣化状況などの情報は、システムを利用して一元

的にデータ化して保存することが必要である。またこれは、設備情報との関連付けが可能となるような仕組みを構築すべきである。

点検を実施することで把握することができた施設や設備の劣化状況などの詳細な情報については、主に紙で管理されている施設が多い状況である。また、点検した結果を具体的にどのレベルまで詳細に記録するのかといったルールも定まっているわけではない。

しかし、点検結果の情報は、施設や設備の劣化状況を示し、アセットマネジメントにとって必要欠くべからざる情報であることから、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが望ましい。なぜなら、当該情報をデータ化することで適時に閲覧及び分析することができ、施設の劣化状況を事前に把握し迅速に対応することも可能となり、それによって中長期修繕計画の策定にも役立つこととなるからである。このデータ入力は、新公有財産管理システムを利用することが望ましいが、システムの改良などのコスト面から利用が難しい場合は、当面、他のシステムやエクセルなどで代替的に管理することも考えられる。

さらに、データ化することにより県全体で閲覧することが可能になれば、各施設間で施設の劣化状況を比較することが可能となり、県財政が厳しい中、施設の修繕についての優先順位付けなどにも役立つことが考えられる。

点検結果の入力の仕組みについて

また、法定・任意での点検結果を新公有財産管理システムには登録する仕組みがない。管財課としては、委託・点検費の備考欄への入力を考えているとのことである。

将来の施設の維持管理コストを見積もるには、物理的劣化度や管理・利用状況（一部未使用等）の評価基準を設けた点検結果の把握が必要であり、施設間比較や将来計画策定に役立てるには、設備情報との関連付けをもった仕組みが必要である。設備情報のデータ項目追加と合わせたシステムの改良等を検討する必要がある。

建物の現在価格の算定について

既存建物については、新公有財産管理システムの建物の基本情報に決算価格欄があり、「公有財産評価要領」による再建築価格での決算価格（現在価値）を入力することが可能である。しかし、現状では当該入力の利用を決算時における公有財産の把握にとどめており、公会計（貸借対照表価額の算定）にはほとんど活用していない。

ただし、今後取得する新規建物について、取得価額等を入力してデータを蓄積していくことで、固定資産台帳の整備に資することになる。

（参考） 決算価格の算定式

$$\text{建物評価額} = \text{再建築価格}^{(1)} \times \text{残存価格率} \times \text{延床面積}$$

$$\text{残存価格率} = 1 - (1 - \text{残存率}^{(2)}) \times \text{経過年数} / \text{耐用年数}^{(2)}$$

1 表 - 1 - 5 建物再建築価格基準表を参照

2 表 - 1 - 6 建物耐用年数及び残存率表を参照

表 - 1 - 5 建物再建築価格基準表

平成21年3月31日現在

種類	用途	分類 構造	非 木 造				木 造	
			鉄骨造	鉄筋コン クリート造	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造	コンクリ ートブロッ ク造	木造	プレハブ造
			円	円	円	円	円	円
事務所建	会 館		192,300	187,800	245,100	187,800	105,800	40,800
	庁舎・事務所		161,000	153,000	199,600	124,700	105,800	40,800
	病 院		161,000	155,100	202,200	124,700	105,800	40,800
校 舎 建	校舎・教習所		123,600	142,100	178,500	98,000	100,100	38,400
	講堂・体育館		123,200	152,600	191,600	98,000	100,100	38,400
住 宅 建	住宅(一戸建)		137,300	189,400	193,300	115,500	112,400	57,100
	アパート		137,300	146,400	149,400	115,500	106,400	57,100
	宿泊設備(寮)		137,300	172,100	175,700	115,500	112,400	57,100
工 場 建	工場・作業場・ 倉庫		71,200	95,400	95,400	90,700	89,000	38,400
雑 屋 建	小屋・物置		71,200	95,400	95,400	90,700	89,000	32,400
	宿直室		71,200	95,400	95,400	113,600	111,500	32,400
	車 庫		71,200	95,400	95,400	90,700	37,000	32,400
	渡り廊下		35,400	95,400	95,400	90,700	37,000	32,400
	自転車置場		35,400	95,400	95,400	90,700	37,000	32,400
	温 室		35,400	95,400	95,400	90,700	37,000	32,400

時点修正率算出基礎 建築費指数 出典：『標準建築費指数季報』建設工業経営研究 発行及び『建設物価』
(財)建設物価調査会 発行

表 - 1 - 6 建物耐用年数及び残存率表

区 分 構 造	種 類 耐 用 年 数				残 存 率
	事務所建	校舎建 住宅	工場建	雑屋建	
鉄骨鉄筋コン クリート造	年 50	年 47	年 38	年 38	% 10
鉄筋コンク リート造					
鉄骨造	38	34	31	31	10
コンクリートブ ロック造					
石造	41	38	34	34	10
れんが造 土造					
木造	24	22	15	15	10
プレハブ造	7	7	7	7	10

出典：減価償却資産の耐用年数等に関する省令 昭和40年3月31日財務省令第15号/平成20年改正

新公有財産管理システムの利用環境について

新公有財産管理システムは、財産管理者が登録、照会できるシステムとなっていることから、指定管理者制度を利用した施設については、指定管理者はシステム内のデータを直接照会できない。例えば、過去の修繕履歴を参照したい時には、財産管理者からデータを入手する必要がある。新公有財産管理システム外で、別途設備ごとに区分した台帳で管理している施設もあった。

日常的に有効利用するシステムとするには、誰にどこまでの範囲を利用させるかなど、セキュリティに配慮し、ユーザーの業務範囲と利用すべき機能に応じて設定した利用権限も考慮する必要がある。

(4) 公有資産マネジメントを有効に行うためのデータベースの構築

）機能拡張か再構築か

現状の新公有財産管理システムは、施設の所在、面積、取得・登記年月日などの財産台帳的機能に維持管理費やエネルギー使用量の実績を登録するシステムである。すなわち、旧公有財産管理システムのデータと維持管理費やエネルギー使用量の記録簿を電子化した仕組みであり、新システムの開発目標とした「土地の利活用や維持管理コストなど資産マネジメントに役立つシステム」とは乖離があると思われる。

アセットマネジメントに役立つためには、基本情報としての新公有財産管理システムをベースに、建物管理情報や営繕情報との一元管理が必要であり、新公有財産管理システムを改修し機能を追加していくのか、新たなシステムを導入するのかを検討すべきである。その際、管財部門・財産管理部門・営繕部門・各出先機関などそれぞれの場面での具体的な活用方法を意識し、必要な情報を洗い出し、ビジョンを明確にして構築する必要がある。また、定期的に異動する職員への対応や周知方法も考慮する必要がある。

）不足データ項目

公有資産マネジメントを有効に行うためには、上述の新公有財産管理システムの不足項目に加え、以下に掲げる物理的劣化度、リスク・高機能化対応状況等、管理・利用状況等の客観的なデータを蓄積する仕組みを整える必要がある。

・施設の残存年数、建物や各設備に係る劣化調査・診断結果、定期点検結果等からみた施設の物理的劣化度

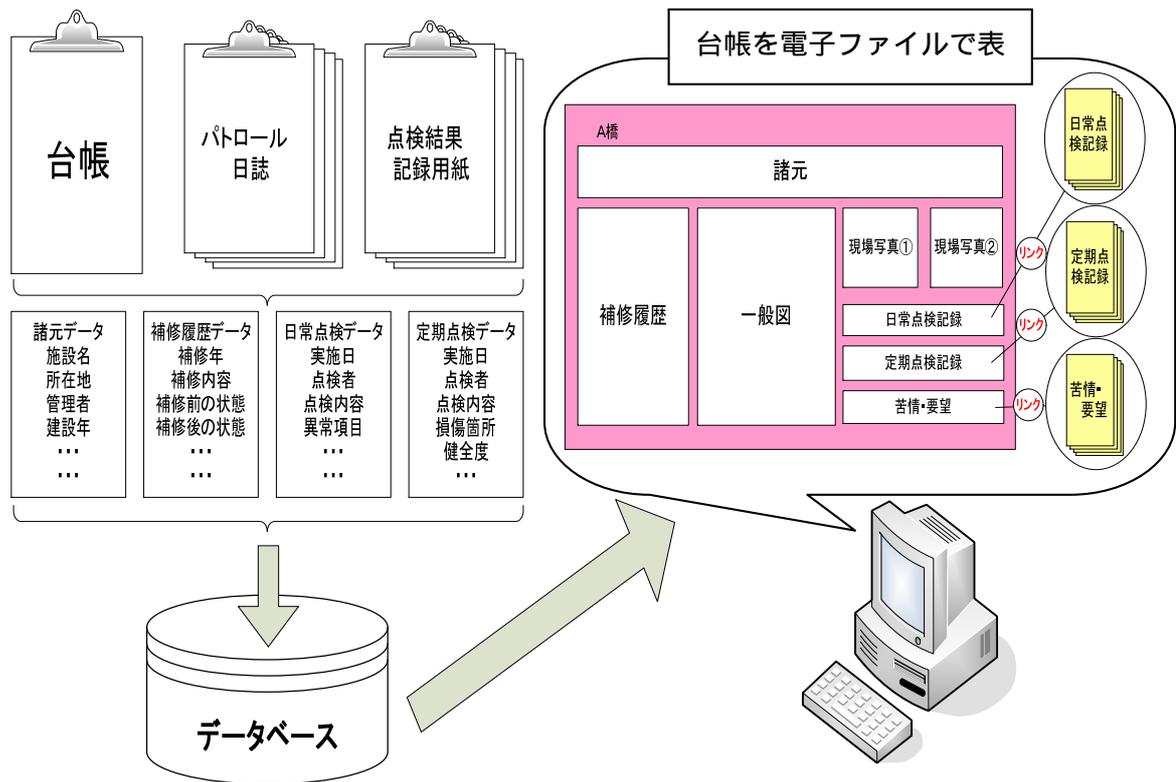
・耐震対応度、アスベストの除去状況、高度情報化への対応、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応、省エネルギーなどの環境負荷低減への対応等、資産リスクの低減や高機能化ニーズへの対応状況

・開館日数、利用者数などの施設の利用状況、施設の管理状況、提供しているサービス内容と運営状況、施設利用者の満足度調査結果、行政評価結果などからの管理・利用状況等

）全庁一元的な管理

県土整備部・都市整備部が策定した施設管理行動方針の中にも「データ整備と活用」としてデータベース化のイメージを示しているのが参考となる。

図 - 1 - 3 データベース化のイメージ



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

今後、部局横断的・経営戦略的なマネジメントを推進していくためには、インフラ資産を所管する県土整備部・都市整備部のデータベースとの連携についても考慮し、全庁一元的に管理されたシステムをデータベースとして、必要な情報を収集・記録する仕組みを整備していくことが必要である。

2. 県土整備部

(1) 県土整備部の組織及び管理対象施設

県土整備部が管轄する施設のうち、本外部監査が対象とするのは、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課及び14の地域機関によって建設・管理される施設である。(図 - 2 - 1 の枠内)

図 - 2 - 1 県土整備部機構図 (平成22年4月現在)

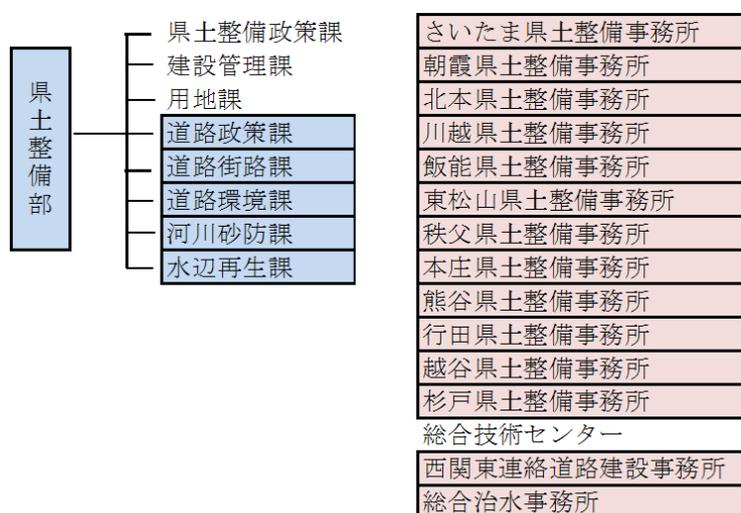


表 - 2 - 1 各課の管理対象施設一覧

課名	管理対象施設
道路政策課 道路街路課 道路環境課	舗装、のり面、擁壁、橋梁、トンネル 道路付属物(道路照明、道路標識、防護柵等)、植樹帯及び街路樹
河川砂防課 水辺再生課	ダム構造物、堰、砂防ダム、地すべり施設、河川堤防の護岸・河道、治水緑地、調節池、水門等 河川監視設備、電気・制御設備、樋門・樋管、排水機場、伏せ越し、急傾斜地崩壊防止施設(法枠工、擁壁工)、砂防施設(流路工、護岸工、山腹工、床固工)

出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針(平成18年3月)

表 - 2 - 2 各課の管理対象施設の総数

課名	各課の管理対象施設の総数	
道路政策課 道路街路課 道路環境課	道路路線数	344 路線 (実延長 2,877km)
	橋梁数	2,617 橋梁 (橋梁延長 79km)
	トンネル数	41 箇所
河川砂防課 水辺再生課	河川数	150 河川 (管理延長1,409.1km、改修率56.30%)
	ダム	3 箇所
	砂防ダム	876 箇所
	地すべ施設	15 箇所
	樋管・樋管	59 箇所
	水門	10 箇所
	排水機場	41 箇所
	調節池	22 箇所
	護岸 (+砂防護岸)	570.8km + 88.6km
	河道	1,014 km
	地下河川	2.7 km
	浄化施設	13 箇所
	導水施設	1 箇所

出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

(2) 予算の状況

県土整備部の全体予算

入手した県土整備部・都市整備部作成の「施設管理行動方針」(平成 18 年 3 月) などより、以下予算を分析した。

平成 21 年度における県土整備部・都市整備部の予算は、平成 7 年度の約 44% になっており、県の総予算額に占める県土整備部・都市整備部の予算の割合は、年々減少している。

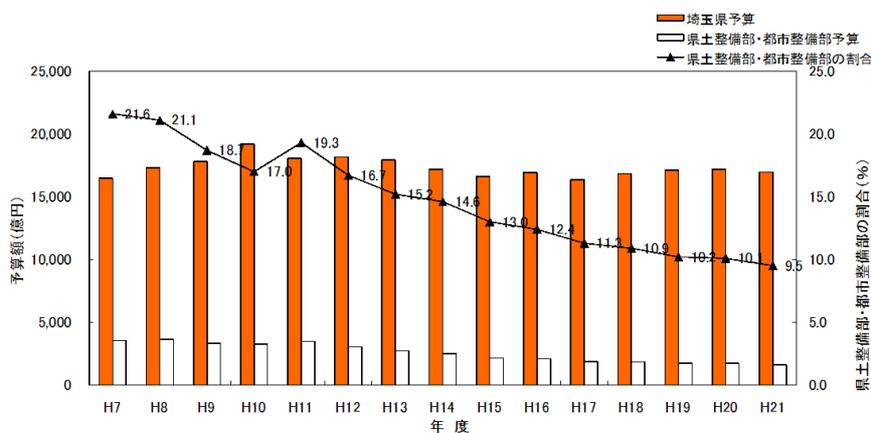
表 - 2 - 3 県全体の予算と県土整備部・都市整備部の予算（一般会計）

(単位：億円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
埼玉県予算	16,471	17,312	17,785	19,198	18,048	18,149	17,920	17,174	16,616	16,926	16,366	16,832	17,109	17,182	16,959
県土整備部・都市整備部予算	3,550	3,646	3,327	3,262	3,489	3,036	2,720	2,505	2,152	2,097	1,856	1,839	1,750	1,727	1,605
県土整備部・都市整備部の割合	21.6	21.1	18.7	17.0	19.3	16.7	15.2	14.6	13.0	12.4	11.3	10.9	10.2	10.1	9.5

出典：県土整備部作成資料

図 - 2 - 2 県と県土整備部・都市整備部の予算(H7～H21)

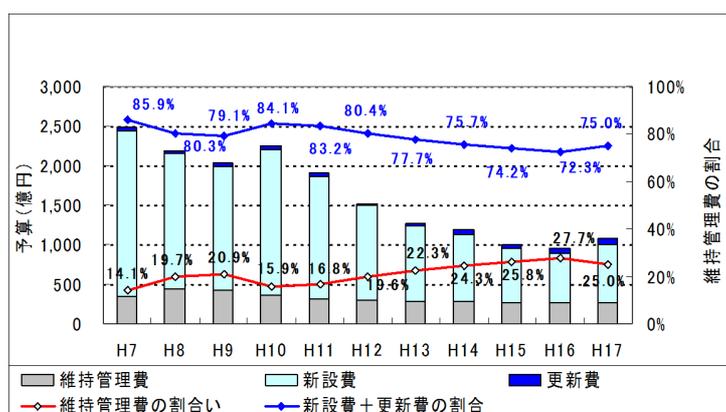


出典：県土整備部作成資料

）維持管理担当課の予算

県土整備部・都市整備部において維持管理を担当する課の予算は、平成7年より減少傾向にあるが、維持管理費は横ばいであり、全体に占める維持管理費の割合は増加している。

図 - 2 - 3 対象7課の予算と維持管理費の割合

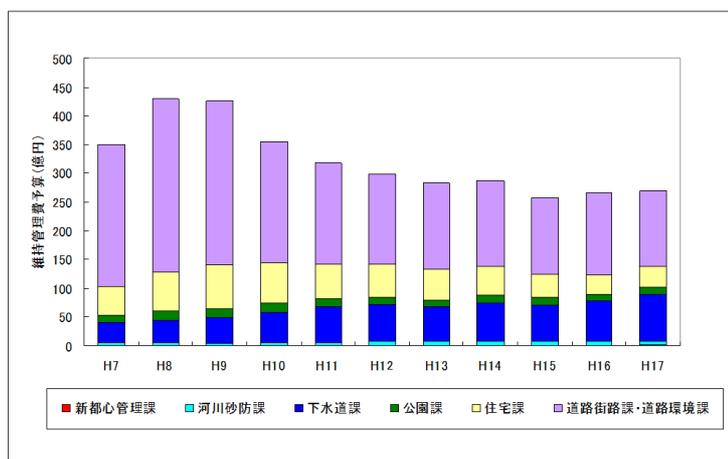


出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成18年3月）

）維持管理費の推移と構成

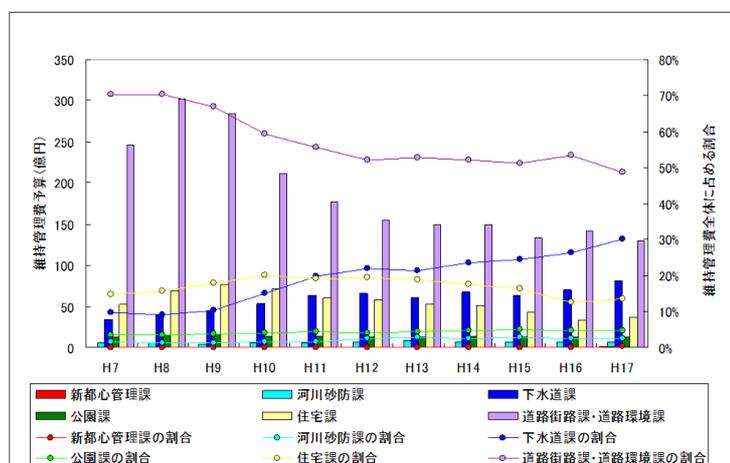
維持管理費は平成8年度より減少傾向にある。道路施設（舗装、橋梁、トンネル）の維持管理費は全体に占める割合が大きく、かつ減少傾向にある。

図 - 2 - 4 維持管理予算の総額の推移



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

図 - 2 - 5 各課の維持管理予算と維持管理費全体に占める割合の推移



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

【意見 18】外部からの要求や問い合わせにも迅速に対応できるよう、維持管理に関する情報・データ管理の一元化、及び、そのための専門部署が必要である。

施設管理の現況を見てきたが、掲載した図表は、組織機構図を除き、平成 18 年 3 月策定の「県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針」から抜粋したものである。この種のデータは施設の維持管理の実施に当たって、基礎となるものである。そのため、外部から要求や問い合わせがあれば迅速に対応できるように、データ管理を一元的に行うこと、及び、それらの業務を一元的に行う専門部署が必要である。

(3) 施設維持管理計画の現況

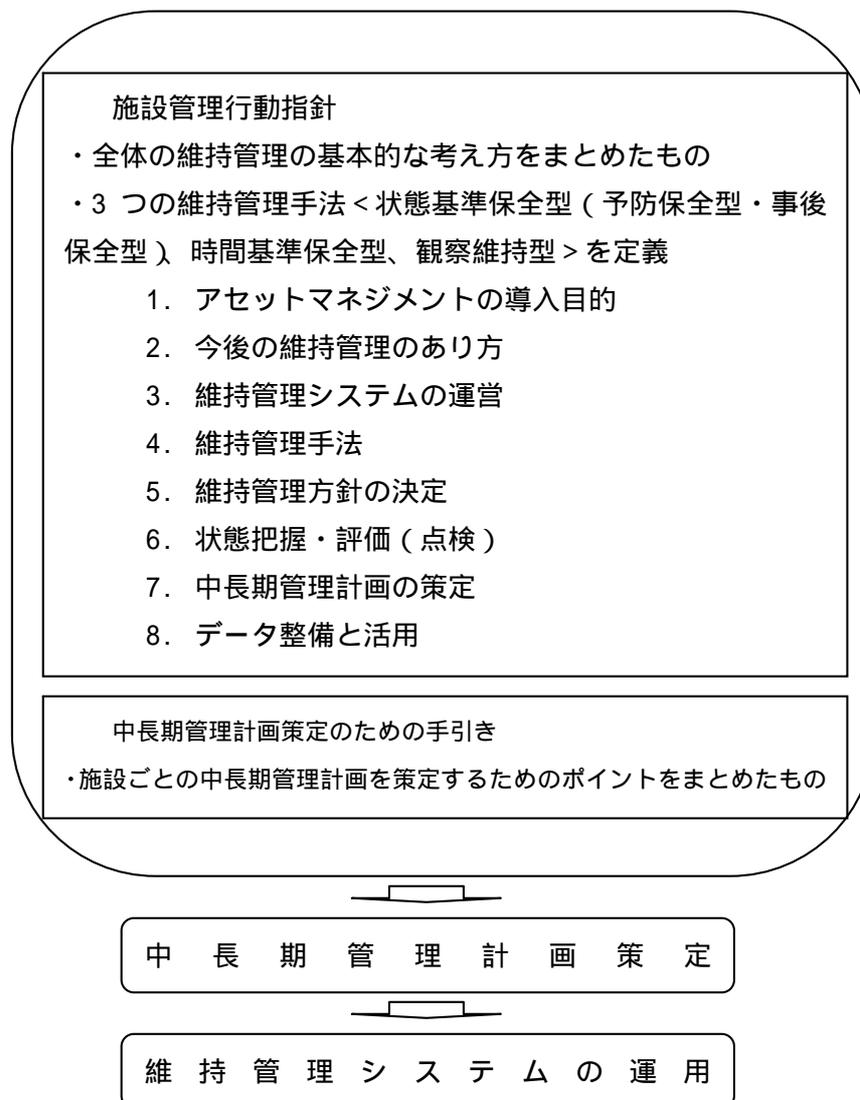
) 施設管理行動方針

県土整備部が管理する施設については、「県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針」に準拠して、施設ごとに維持管理・更新を図っていかなければならない。本行動方針は、県（県土整備部・都市整備部）の置かれている施設管理の現状を踏まえ、今後、施設を管理する上での基本的な行動を体系的に示したもので、「施設管理行動指針」と「中長期管理計画策定のための手引き」からなっている。（図 - 2 - 6）

「施設管理行動指針」は、各施設の維持管理・更新における基本的な考え方を示しており、アセットマネジメントの導入を柱としている。

「中長期管理計画策定のための手引き」は、施設管理行動指針に基づき、施設ごとの維持管理・更新の計画を策定する際の手引きとなるものである。

図 - 2 - 6 施設管理行動方針から維持管理システム運用までの策定フロー



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成18年3月）

県土整備部が管轄する施設については、図 - 2 - 6 のフローに従って、施設ごとに中長期管理計画を策定し、維持管理システムを運用していく必要がある。

現時点で当該フローに従って維持管理システムを運用しているのは、「橋梁（橋長15m以上）」と「排水機場」だけである。限られた予算の中で優先順位を付けながら維持管理・更新を図っていくには、全施設について、アセットマネジメントの考え方に準拠して維持管理を計画していかなければならない。

アクションプログラムでは、アセットマネジメントの導入をステップ1～3に区切り、
ステップ1（平成17年度）

全体の行動方針の作成を行い、県として今後の計画的な維持管理に対する基本的な考

え方を明確にした。また、各課の維持管理の問題点や点検頻度、台帳整備状況等の現状を把握した。

ステップ2（平成18年度以降）

各課において全体の行動方針に基づき、個別施設で対象施設を選定し、中長期管理計画を策定していく。また、行動方針を円滑に進めるため、担当する全職員を対象とした研修会を行う。

ステップ3

実際に中長期管理計画に基づく運用を開始し、PDCA マネジメントサイクルの中で見直し、改善を行いながらより適切な維持管理を行う。

としているが、「ステップ2、3は、各課が管理する施設の特徴によりスケジュールが異なるため、平成18年度以降のスケジュールとなっているが、具体的な期日の制限は設けずとしている。今後、各課が中長期管理計画策定時に具体的な期日の制限を決定し、取組みやすい体制を取る」としており、橋梁、排水機場に続き、他施設についても一部、検討に着手している。部で管理する施設は多岐にわたり、点検やデータ整備、計画策定には時間を要すると懸念されるが、維持管理は部の重要課題である。そこで、各施設の数量や特徴、管理上の課題、あるいは採るべき維持管理の手法（予防、時間管理等）を再確認し、中長期の修繕計画の策定を着実に進めるべきである。なお、中長期の修繕計画とは62頁で前述したとおりである。

【意見19】県土整備部において、中長期の修繕計画の策定を進めるにあたっては、進行管理を着実にを行う必要がある。

施設管理行動方針は平成18年3月に制定されており、すでに4年以上経過している。しかしながら上記のとおり、現在、維持管理システムが運用されているのは、橋長15m以上の橋梁と排水機場にとどまっている。施設管理行動方針は、「各施設においてアセットマネジメントの考え方を導入し、的確な維持管理・更新を行い、管理水準を明確にすることにより、県民に対し、透明な行政運営を行うことを目指す」としている。従って、県土整備部は的確な維持管理・更新を行うためにも、各施設における中長期の修繕計画の策定を推進するための進行管理を着実にを行う必要がある。

【指摘6】県土整備部が管理する施設について、アセットマネジメントを効率的に導入するには、固有の課題を織り込んで中長期の修繕計画を策定・文書化する必要がある。

厳しい財政状況下で、全庁的にアセットマネジメントを導入して維持管理・更新費の抑制を目指すには、県土整備部においても、管轄する施設全体の維持管理・更新に係るコスト把握に努めなければならない。予算額が、毎年漸減傾向にある中ではなおさらである。

そのためには、中長期管理計画から修繕アクションプランまで策定した橋梁（橋長 15m 以上の 800 橋）にならい、他施設（橋長 15m 未満の橋梁を含めて）についても、それぞれの課題を織り込んで中長期の修繕計画を策定・文書化する必要がある。

【意見 20】県土整備部内でアセットマネジメントを推進するために、専門部署（例えば、アセットマネジメント推進室）を設置して、施策推進の権限を与えるべきである。そのうえで、担当者が代わっても業務を確実に引き継ぎ、組織として業務の継続性が確保されるように取り組むべきである。

橋梁について維持管理・更新計画を構築し、実用に至ったことは評価に値する。県土整備部内での他施設に対するロールモデルになりうるものである。今後、他施設に波及させるため、またアセットマネジメントに精通した人材を育成するためにも、専門部署を置くことが望ましい。専任者は部局内で維持管理計画策定の旗振り役、進捗の監視役となるとともに、各課から上がってくる予算要求に対して優先順位の決定権限を与えるなど、施策を強力に推進させるための役割と権限を付与すべきである。

アセットマネジメントでは、組織的かつ継続的な取組が特に必要とされることから、担当者の異動等が業務遂行の支障にならないよう、引き継ぎ等も確実に実行しなければならない。

）橋梁の維持管理計画

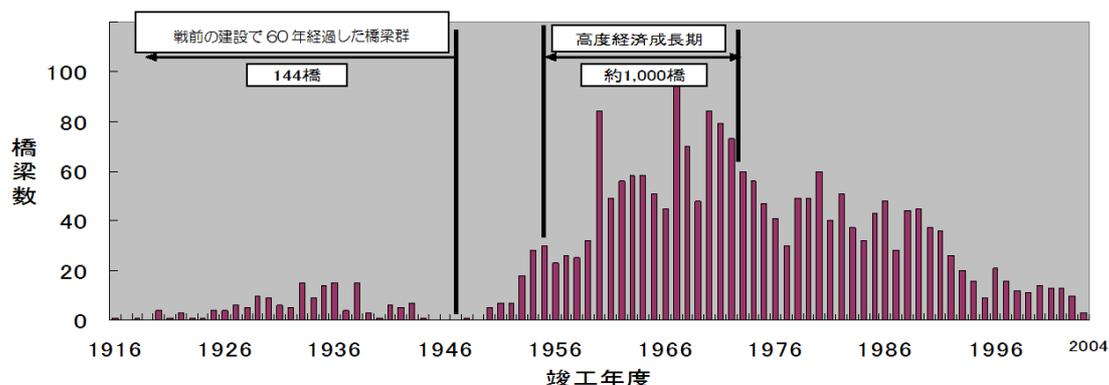
本項では、県土整備部内でアセットマネジメントに先行して取り組んでいる橋梁分野の維持管理計画について述べる。

維持管理計画策定フロー

県が管理する橋梁は 2,560 橋であり、全体の約 40%にあたる 1,030 橋が高度経済成長期（1955～1973 年）に集中的に建設された。（図 - 2 - 7）これらの橋梁は建設後 30～55 年が経過しており、今後、多くの橋梁で老朽化が進み、一斉に大規模修繕や更新の時期を迎えることになる。県の分析によると、平成 20 年度時点で、建設後 50 年以上の橋梁は全体の 30%に当たる 767 橋である。この割合が、平成 40 年度には約 73%(1,871 橋)に達すると推定されている。

一方、厳しい財政状況が続く中では、予算上の制約によって集中的な更新等への対応ができず、このまま（当時）では橋梁の安全性の確保が困難になることが危惧された。

図 - 2 - 7 竣工年度別橋梁数の推移



出典：県土整備部作成資料

こうした状況下、県土整備部では高度経済成長期に建設された大量の橋梁が一斉に高齢化を迎えることから、これに先立ち戦前に建設され 60 年以上が経過した橋梁のうち、橋梁自体の損傷や橋梁の重要度などから 19 橋の架け替えを 10 年間（平成 17～26 年度）で緊急的に実施することとした。

また、「県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針」（平成 18 年 3 月）に基づき、中長期的な観点も取り入れ、個々の橋梁の老朽化に応じた修繕を計画的に実施することにより、極力、橋梁を長持ち（長寿命化）させ、将来にわたって安全性を確保しつつ、維持管理・更新費を抑制することに取り組んでいる。

A) 老朽橋の更新（平成 16 年度計画）

高度経済成長期に建設された大量の橋梁が一斉に高齢化を迎えることから、これに先立ち戦前に建設され 60 年以上が経過した橋梁のうち、橋梁自体の損傷や橋梁の重要度などから 19 橋の架け替えを 10 年間（平成 17～26 年度）で緊急的に実施することとした。

表 - 2 - 4 架け替えが予定されている老朽橋

No.	路線名	橋梁名	市町村	橋長 (m)	経過年数 (2010年時点)
1	(主) 鴻巣羽生線	三谷橋	鴻巣市	16.2	68
2	国道254号	蟹穴橋	寄居町	11.4	68
3	(一) 太田熊谷線	本木橋	熊谷市	3.75	81
4	国道140号	安谷橋	秩父市	65.2	87
5	(主) 加須北川辺線	天神橋	加須市	16.9	72
6	(主) 羽生栗橋線	元和橋	加須市	18.3	74
7	国道140号	石原陸橋	秩父市	13.7	80
8	(主) 加須北川辺線	新橋	加須市	12.6	74
9	(主) 上尾久喜線	根金小橋	白岡町	9.8	76
10	(主) 佐野行田線	棒川橋	行田市	23.1	82
11	(主) 皆野両神荒川線	蟹沢橋	皆野町	19.95	77
12	(主) 伊勢崎深谷線	上武大橋	深谷市、伊勢崎市	895	76
13	国道140号	日向橋	秩父市	13.2	76
14	(一) 由良深谷線	新井橋	深谷市	15	74
15	(一) 三田ヶ谷礼羽線	日本橋	加須市	16.5	72
16	(一) 騎西鴻巣線	青柳橋	行田市	16.8	77
17	(主) 加須鴻巣線	笠原大橋	鴻巣市	25.8	68
18	(主) 越谷流山線	吉川橋	越谷市	156	83
19	国道299号	霞橋	入間市	23.5	68

(注) 網掛部は平成 23 年度までに架け替え予定

出典：県土整備部作成資料

【意見 21】平成 26 年度までに実施することが予定されている 19 橋の架け替えは、県土整備部にとっての最優先課題であり、確実に実施する必要がある。

老朽橋の更新により、平成 26 年度までに架け替えを予定している 19 橋は上表のとおりである。2007 年に米国・ミネアポリスで落橋事故の大惨事があったが、日本国内でも橋梁の老朽化が深刻化しており、落橋事故例が報告されている。19 の老朽橋の架け替えは、県土整備部にとって最優先課題である。

B) 埼玉県橋梁長寿命化修繕計画（平成 21 年度策定）

厳しい財政状況の中、県が維持管理している 2,560 橋について、極力、更新（架け替え）をせずに橋梁を長持ち（長寿命化）させ、安全性の確保と維持管理・更新費用の抑制を図る。

埼玉県橋梁長寿命化修繕計画の概要

15m 以上 (800 橋)

アセットマネジメントの考え方を導入
「橋梁中長期管理計画」「橋梁修繕アクションプラン」に基づく維持管理 (平成 21 ~ 25 年)

15m 未満 (1,760 橋)

「職員による簡易点検」に基づく維持管理
(将来的にアセットマネジメントの考え方を導入)

具体的には、橋長 15m 以上の 800 橋(表 - 2 - 5)を対象に、橋梁の維持管理手法を、損傷が大きくなった時点で対策を実施する「事後保全型」から、小さな損傷が発見された時点で早めに予防対策を実施する「予防保全型」に転換したことが特長である。この長寿命化修繕計画は、各橋梁の点検、健全度の判定、劣化の予測を基に策定された「埼玉県橋梁中長期管理計画」と、「埼玉県橋梁修繕アクションプラン」からなる。前者は中長期的な視点に立った管理計画であり、後者は短期的に対応するための管理計画である。

表 - 2 - 5 長寿命化修繕計画の対象橋梁 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

ア) 橋長別：網掛部が対象とする「橋長 15m 以上」で、全体の 31% に相当

	2m 以上 ~ 5m 未満	5m 以上 ~ 15m 未満	15m 以上 ~ 100m 未満	100m 以上	合計
埼玉県 管理橋梁数	981	779	625	175	2,560
本道 (車道橋) を対象とする。側道 (歩行者専用橋) は除く					

出典：「埼玉県橋梁長寿命化修繕計画」基本方針

イ) 道路種別

	補助国道	主要地方道	一般県道	合計
全管理橋梁数	595	1,033	932	2,560
平成 21 年度 計画策定橋梁数	200	346	262	808

出典：埼玉県橋梁長寿命化修繕計画

【意見 22】 将来的には、全数の約 70% を占める橋長 15m 未満の橋梁についても、維持管理計画を策定すべきである。

橋長 15m 未満の橋梁については、当面は維持管理計画の対象とせず、定期点検により

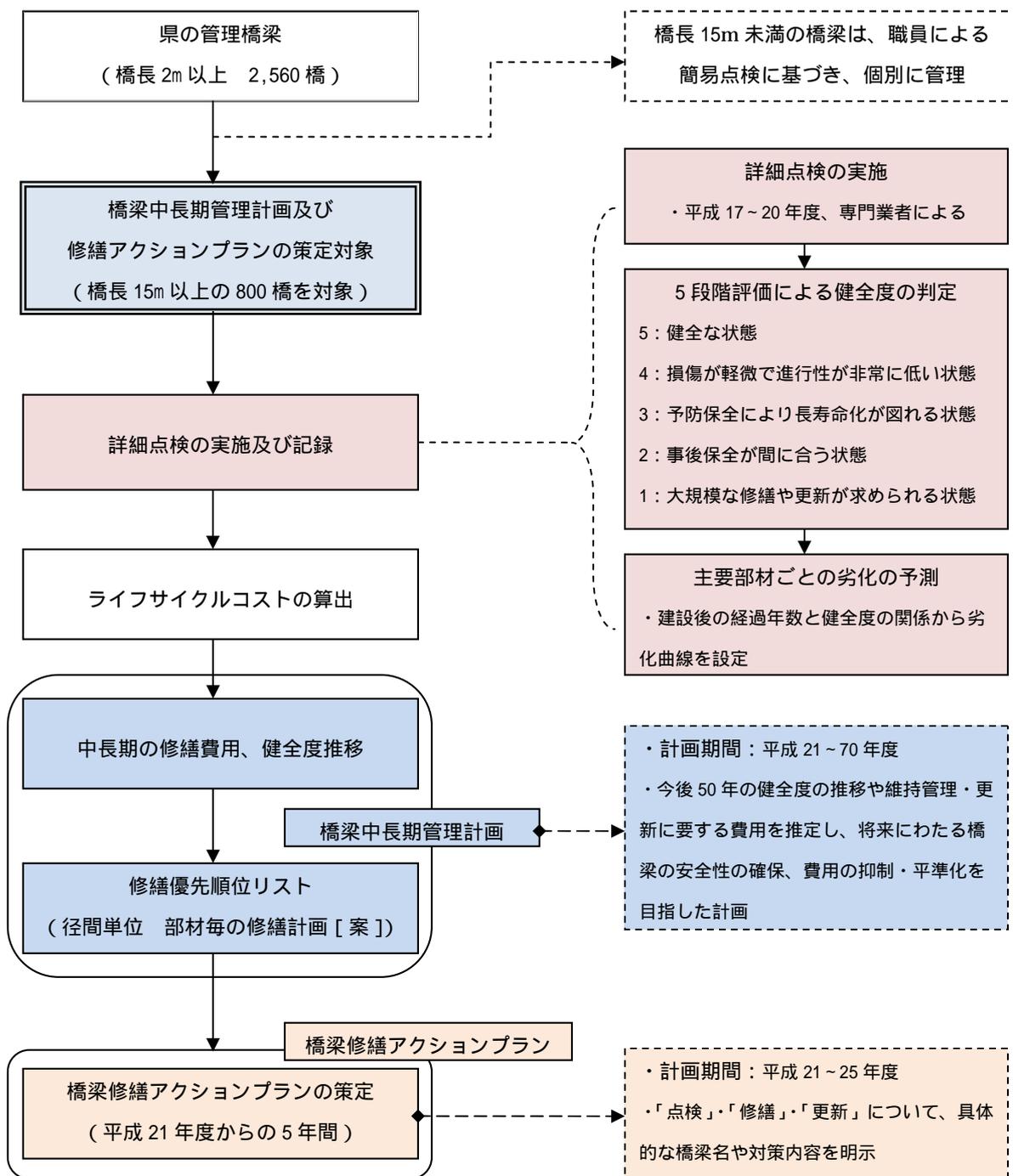
状態を把握し、適切に維持管理していくこととされている。ただし、橋長 15m 未満の橋梁の割合は全体の 70% 近くを占めており、将来的には上記の 2 つの計画に取り込んでいく必要がある。

次頁には、橋長 15m 以上の 800 橋を対象にした「橋梁中長期管理計画」と「橋梁修繕アクションプラン」の策定フローを示している。(図 - 2 - 8)

「橋梁中長期管理計画」は、平成 17～20 年度に実施された「各橋梁の点検 5 段階評価による各部材の健全度の判定 主要部材ごとの劣化予測」を基に、各橋梁のライフサイクルコストを最少にするという観点から策定されたものである。計画期間を平成 21～70 年度と設定して、50 年間における橋梁の健全度の推移や維持管理・更新に要する費用を推定し、将来にわたる橋梁の安全性の確保と費用の抑制・平準化を目指している。

「橋梁修繕アクションプラン」は、上記の中長期管理計画に基づいて当初の 5 年間(平成 21～25 年度)に取り組む「点検」・「修繕」・「更新」について、具体的な橋梁名や対策内容を明示している。なお、既に架け替えを予定している老朽橋の更新も、架け替え終了後に本アクションプランに組み入れることによって整合を図る。

図 - 2 - 8 橋梁中長期管理計画及び橋梁修繕アクションプランの策定フロー

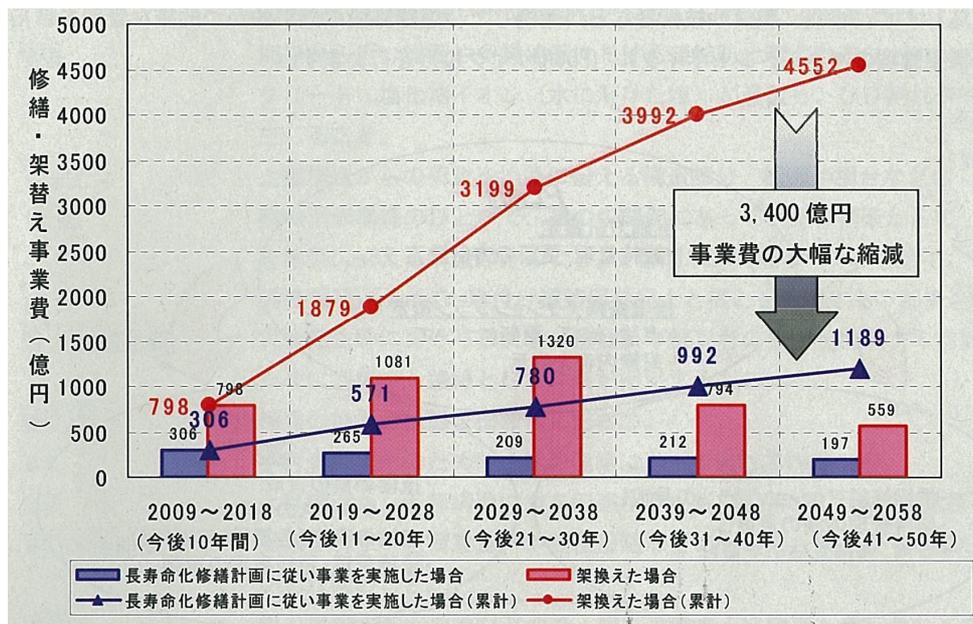


出典：埼玉県橋梁中長期管理計画（案）

上記の中長期管理計画に基づく修繕実施と、すべての対象橋梁を架け替えた場合との今後 50 年間の事業費を比較すると、50 年後において 3,400 億円を縮減できるという試算結果（図 - 2 - 9）も得られている。

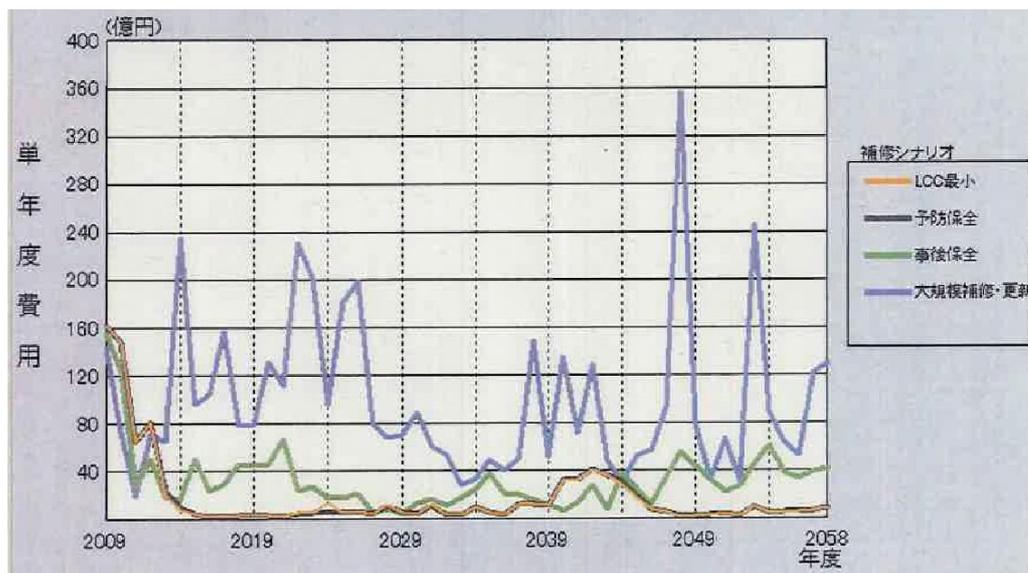
ただし、この試算は工事費を対象としており、設計・調査・点検の費用は入っていない。橋長 15m 未満の橋梁についても考慮されていない。

図 - 2 - 9 「埼玉県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画実施による効果（試算）



出典：「埼玉県橋梁長寿命化修繕計画」基本方針

図 - 2 - 10 シナリオ別の保全・更新費用の推移（対象橋梁：786 橋）



出典：埼玉県橋梁維持管理・更新システム（評価システム）

維持管理計画の運用

A) 修繕アクションプランの実施

長期管理計画に基づいて、「橋梁修繕アクションプラン」(計画期間：平成 21～25 年度)が策定されている。対象となっている橋梁は、健全度 1(大規模な修繕や更新が求められる状態)、健全度 2(事後保全が間に合う状態)を中心に、全 186 橋ある。一部、地域住民の要望等を踏まえて、健全度 3(予防保全により長寿命化が図れる状態)の橋梁も入っており、年度別の工事着手の計画が示されている。(表 - 2 - 6)

表 - 2 - 6 修繕アクションプラン該当橋梁(186 橋)年度別着手状況一覧

ア) 健全度別内訳

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	合計
健全度 着手数	3 19%	5 50%	8 100%			16 100%
健全度 着手数	21 14%	24 30%	37 55%	35 78%	33 100%	150 100%
健全度 着手数	2 10%	5 35%	5 60%	5 85%	3 100%	20 100%
健全度、 着手数	0	0	0	0	0	0
合計 着手数	26 14%	34 32%	50 59%	40 80%	36 100%	186 100%

イ) 修繕・架け替え別内訳

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	合計
修繕	24	33	45	40	36	178
架け替え(健全度)	2	1	5	0	0	8
合計	26	34	50	40	36	186

出典：県土整備部作成資料

橋梁修繕アクションプランに基づいて、橋梁長寿命化修繕計画に係る修繕・更新事業が平成 21 年度から実施されている。平成 22 年度の実施橋梁も、修繕アクションプランに基づいている。(表 - 2 - 7)

表 - 2 - 7 平成 21・22 年度の実施橋梁に関する予算額等一覧表

事務所	橋梁名	路線名	2009(H21)			2010(H22)		
			修繕箇所等	システム算定額 (千円)	予算額 (千円)	修繕箇所等	システム算定額 (千円)	予算額 (千円)
さいたま県土整備事務所	領家橋	一般県道 東京川口線	伸縮装置		13,000			
さいたま県土整備事務所	上谷橋	主要地方道 川口上尾線				床版	8,000	
朝霞県土整備事務所	秋ヶ瀬橋	主要地方道 さいたま東村山線	主桁・床版		13,000	床版	88,000	
朝霞県土整備事務所	愛宕裏橋	主要地方道 さいたま東村山線	床版		83,000			
朝霞県土整備事務所	秋ヶ瀬陸橋	主要地方道 さいたま東村山線	床版	34,300	54,000			
朝霞県土整備事務所	古美山橋	主要地方道 練馬川口線				伸縮装置	13,000	
朝霞県土整備事務所	志木陸橋	主要地方道 保谷志木線				主桁・床版	9,500	
北本県土整備事務所	御成橋	主要地方道 東松山鴻巣線	支承・伸縮装置		18,000			
北本県土整備事務所	本宿陸橋	一般県道 下石上菅蒲線	主桁	14,000	60,000			
北本県土整備事務所	本田橋	主要地方道 鴻巣川島線	伸縮装置		8,000			
北本県土整備事務所	上尾陸橋	主要地方道 川越上尾線				床版	30,000	
北本県土整備事務所	大戸橋	主要地方道 行田東松山線				床版	67,900	
北本県土整備事務所	糠田橋	主要地方道 鴻巣川島線				床版	144,400	
北本県土整備事務所	郷地橋	一般県道 内田ヶ谷鴻巣線				伸縮装置	12,000	
川越県土整備事務所	平塚橋	一般県道 片柳川越線	主桁	13,300	55,000			
川越県土整備事務所	川越線高架橋	一般国道 一般国道254号	主桁		50,500			
川越県土整備事務所	月吉陸橋	主要地方道 川越日高線				主桁	123,400	
川越県土整備事務所	雁見橋	主要地方道 川越坂戸毛呂山線				主桁	24,000	
飯能県土整備事務所	新豊水橋(下り線)	一般国道 一般国道299号	床版	39,600	12,000			
飯能県土整備事務所	轟川橋(上り線)	一般国道 一般国道299号				床版	23,100	
東松山県土整備事務所	高坂橋(下り)	一般国道 一般国道407号	支承		13,000	床版	46,000	
東松山県土整備事務所	東松平橋	一般国道 一般国道407号	支承		63,000	主桁	42,000	
東松山県土整備事務所	市の川橋	一般県道 大谷材木町線	床版・支承		10,000	床版	22,000	
東松山県土整備事務所	滑川陸橋	主要地方道 深谷東松山線	床版		45,000			
東松山県土整備事務所	釘無橋	主要地方道 川越栗橋線	主桁		90,000			
東松山県土整備事務所	唐子橋	主要地方道 東松山越生線	床版		60,000			
東松山県土整備事務所	西本宿1号橋	一般県道 岩殿観音南戸守線	床版・橋脚		20,000			
東松山県土整備事務所	中山橋(上流側)	一般国道 一般国道254号	床版	9,000	5,000			
東松山県土整備事務所	馬橋	主要地方道 飯能寄居線				主桁・床版・橋台	18,700	
東松山県土整備事務所	新庭橋	主要地方道 深谷東松山線				支承	20,000	
東松山県土整備事務所	早俵橋	一般県道 岩殿観音南戸守線				主桁・伸縮装置	37,500	
東松山県土整備事務所	道場橋取付高架橋	一般県道 上伊草坂戸線				主桁	15,200	
東松山県土整備事務所	前谷津橋	一般国道 一般国道254号				支承・伸縮装置	12,500	
東松山県土整備事務所	新九十九橋	一般国道 一般国道407号				主桁	18,200	
東松山県土整備事務所	竹沢陸橋	一般国道 一般国道254号				床版・主桁・橋脚・橋脚	32,600	
東松山県土整備事務所	越瀬橋	一般県道 大野東松山線				床版・橋台	600	
秩父県土整備事務所	蟹沢橋	主要地方道 寄野高神荒川線				架換工	80,000	
秩父県土整備事務所	根古谷橋	一般国道 一般国道299号				伸縮装置	2,600	
秩父県土整備事務所	雁坂大橋	一般国道 一般国道140号				床版	85,000	
本庄県土整備事務所	新大橋	主要地方道 熊谷児玉線				主桁	68,200	
本庄県土整備事務所	東橋	一般県道 児玉町蛭川普濟寺線				主桁	134,100	
本庄県土整備事務所	泉沢橋	主要地方道 花園本庄線				床版	16,200	
本庄県土整備事務所	牧西橋	主要地方道 本庄妻沼線				床版	13,600	
本庄県土整備事務所	登仙橋	一般県道 吉田太田部磯原線				主桁	17,000	
熊谷県土整備事務所	上武大橋	主要地方道 伊勢崎深谷線	架換工		61,000	架換工	236,000	
熊谷県土整備事務所	荒川大橋	一般国道 一般国道407号	床版		55,000	床版	90,000	
熊谷県土整備事務所	刀水橋	一般国道 一般国道407号	床版		40,000	主桁	225,300	
熊谷県土整備事務所	鎌倉陸橋	一般国道 一般国道407号	伸縮装置		15,000			
熊谷県土整備事務所	下北原陸橋	一般国道 一般国道140号	伸縮装置		16,000			
熊谷県土整備事務所	新明橋	主要地方道 本庄妻沼線				支承	41,200	
行田県土整備事務所	棒川橋	主要地方道 佐野行田線	架換工		47,000	架換工	105,000	
行田県土整備事務所	埼玉大橋	主要地方道 加須北川辺線	伸縮装置		28,000	主桁	531,200	
行田県土整備事務所	相生橋	一般県道 上中森鴻巣線	主桁・床版		3,500			
行田県土整備事務所	康申橋	主要地方道 羽生栗橋線				橋台	1,000	
行田県土整備事務所	柳大橋	一般県道 上新郷埼玉線				主桁	16,100	
行田県土整備事務所	行田大橋	一般国道 一般国道125号				主桁	33,300	
越谷県土整備事務所	豊橋	主要地方道 越谷野田線	支承・伸縮装置	1,800	28,000	支承・伸縮装置	27,000	
越谷県土整備事務所	手代新橋	一般県道 草加八潮三郷線				主桁	14,500	
越谷県土整備事務所	一之橋	一般県道 越谷鳩ヶ谷線				橋台・橋脚・伸縮装置	6,600	
越谷県土整備事務所	吉越橋	主要地方道 越谷流山線				主桁	10,000	
杉戸県土整備事務所	新新川橋	主要地方道 さいたま栗橋線	伸縮装置		5,000	伸縮装置	30,000	
杉戸県土整備事務所	栗橋跨線橋	一般国道 一般国道125号				伸縮装置	74,000	
合計					112,000		971,000	
						0	1,725,500	
							1,839,100	

◎ H21、H22年度の実施橋梁は、既に予算要求および概算要求が実施されていたためシステム選定の橋梁と異なる。

- システム算定による工事費は概算費用(標準的単価により算出)である。また、予防保全の観点から、初年度に全修繕費用の投資と計画される。
- アクションプラン策定にあたっては、システム算定による施工計画を参考に現場担当者との協議のうえ実施箇所・予算額を決定した。

○ 上記事項から、システム算定額と当初予算額は整合しない箇所がある。

【システム算定値:凡例】

年度整合
±1年度整合
～2013年度内整合

出典：県土整備部作成資料

現実には、予算措置の制約（国からは交付金の補助メニューを一括して割り振られるため、県では優先度の高い耐震補強事業への配分が多い。その結果、長寿命化事業への配分が減少することもある。）や、出先の県土整備事務所や地域からの要望等によって、アクションプランどおりに予算化がされなかったり、健全度の低い橋梁に先行して健全度の高い橋梁に予算措置がされたりするケースも考えられる。

その場合、県土整備部として、予算の順位付け（優先度設定）の客観的な基準・ルールを定め、策定・文書化しておく必要がある。また、予算付けの基準・ルールを逸脱する場合や、予算化が見送られた場合は、次年度に引き継がれるよう、その顛末記録を残しておくべきである。（ ．【意見 4】に記載のとおりである。）

県土整備部内における予算要求は、施設管理担当者が作成した保全・修繕計画に基づいているが、現状では部としての順位付け（優先度設定）の基準・ルールが明確に示されておらず、文書化がなされていない。効率かつ効果的な最適投資を実現するために、早急に改善すべきである。（ ．【意見 5】に記載のとおりである。）

【意見 23】健全度 1 の橋梁に加えて、健全度 2 の橋梁についても、できるだけ早い対応を目指すべきである。

施策実施の優先順位は言うまでもなく、健全度 1 の橋梁、健全度 2 の橋梁である。健全度 2 の橋梁についても不測の事態に備えて、できるだけ早い対応を目指すべきである。

B) 定期点検の実施

アセットマネジメントの要である「点検」についても、着実に実施しなければならない。国土交通省の「橋梁定期点検要領（案）平成 16 年 3 月」に準じ、「定期点検は、供用後 2 年以内に初回を行うものとし、2 回目以降は原則として 5 年以内に行うもの」とされている。この定期点検によって、橋梁の健全度が把握される。

平成 17～20 年度に、建設後 10 年以上の橋梁を対象に一通りの点検が実施された。次の点検のタイミングは平成 23 年度からで、前回、建設後 10 年未満で対象から外れた橋梁も、今回は入ってくる。今後は、初回点検が供用後 2 年を超えたり、定期点検のインターバルが 5 年を超える橋梁も出てくると予想される。初期欠陥の多くが供用後 2 年以内に現れるため、また供用年数が多い橋梁ほど老朽化が加速度的に進むため、計画的な定期点検の実施が不可欠である。

表 - 2 - 8 維持管理の状況と点検方法

		管理の状況	管理上の問題	現在の点検方法等
道路	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷状況を把握するため定期的に詳細な点検を行い、安全性を確保。 ・ 日常のパトロールにより路面やジョイント部、高欄等の適切な修繕を行い、サービス水準を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劣化予測による維持管理・更新計画が必要であるが、劣化予測には長年相当数のデータ蓄積が必要であり、今後のデータを反映しながら計画を見直していく必要がある。 ・ また、計画に基づいた予算が確保できない場合、安全性及び適切なサービス水準の確保は困難となり、計画自体を見直す必要が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋長15m以上の橋梁は専門業者による定期点検実施。 ・ 橋長15m未満の橋梁や道路照明灯などは、職員が定期点検を実施。 ・ その他の損傷の進行が比較的遅い道路施設（のり面、擁壁、防護柵など）については、パトロールなど日常点検を実施。
	その他の道路施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常パトロールにより損傷をいち早く発見し、的確な修繕を実施して安全性を確保。 ・ 舗装については、路面の状態を示す客観的な数値を用いて、修繕の必要性の有無を判定し、サービス水準を維持。 ・ 清掃等を定期的に行いサービス水準の維持に努力。 ・ 利用者の利便性等に対応するため、排水性（低騒音）舗装など様々な効果を有する道路施設の整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス水準が長期に維持できるような修繕方法などを検討していく必要がある。 	

出典：県土整備部作成資料

【意見 24】 供用後 2 年以内の橋梁は初回点検を、供用年数が多い橋梁ほど 5 年以内の定期点検を着実に。老朽化が進んだ橋梁は、隔年又は毎年の点検実施を検討すべきである。

橋長 15m 以上の橋梁は専門業者によって、15m 未満の橋梁は職員によって定期点検が実施されている。(表 - 2 - 8) いずれも劣化予測の基になるデータであるため、データを蓄積して、中長期管理計画に反映させなければならない。

C) 修繕アクションプランのローリング計画

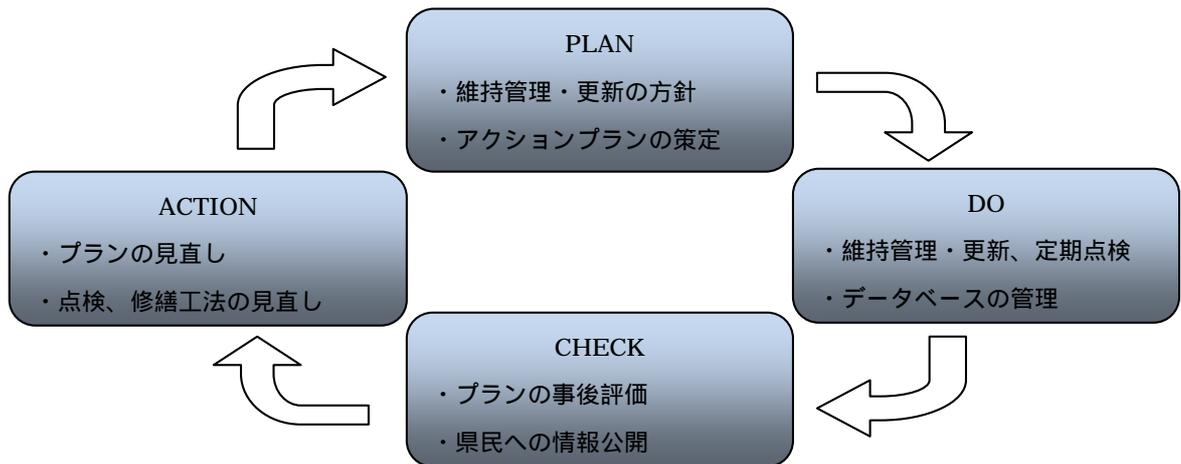
維持管理計画を確実に実践するには、ここまで述べてきた「維持管理・更新事業」と「定期点検」を実施した後、修繕アクションプランを事後評価したうえでプランを見直し、再策定するという一連のマネジメントサイクル PDCA (PLAN-DO-CHECK-ACTION) を、継続的に実行することが欠かせない。

管理計画と事業実施に差異が生じるケースはいろいろと考えられる。部局内、あるいは全庁的な予算付けの優先順位の比較によって、個別施設の維持管理事業が必ずしも当該部局の計画通りに実施されとは限らない。実際の事業実施に当たり、現場の施工条件、工法・技術の変更等によって、事業費が予算と乖離する可能性はある。点検の結果によっては、劣化曲線を修正する必要も出てくる。

現状では、こうした PDCA サイクルの実行が不十分である。特に、プランの事後評価は、県民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすためにも必須である。年度ごとに予算の過不足を検証しながら、最新の情報・データを使って次年度以降の計画や実施

にフィードバックさせる作業が必要不可欠になる。このため、修繕実施、定期点検等の結果を事後評価したうえで、実態に応じて管理計画（修繕アクションプランと中長期管理計画）を修正し、ローリングする作業が必須である。（ ．【指摘 3】に記載のとおりである。）

図 - 2 - 11 マネジメントサイクルの実行

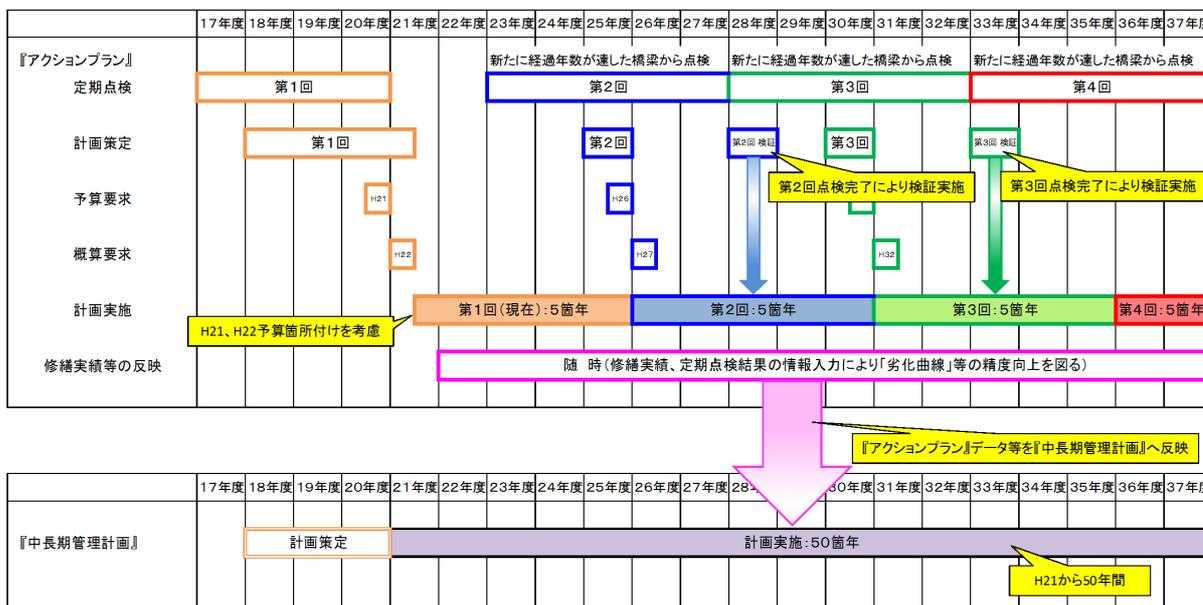


出典：「埼玉県橋梁長寿命化修繕計画」基本方針

長寿命化修繕計画（橋長 15m 以上の 800 橋が対象）が策定されている橋梁では、平成 21 年度から修繕アクションプランに従って維持管理・更新事業が実施に移されている。しかし、すでに修繕アクションプランの計画と、平成 21、22 年度の予算付けに差異が見られるため、その差異については平成 23 年度以降の予算や修繕アクションプランの修正に反映することが必要である。

修繕アクションプランのローリング計画（図 - 2 - 12）によると、修繕実施、定期点検結果の情報入力によって劣化曲線を修正し、中長期管理計画に反映することが想定されている。この方針にのっとり、今後も、予算化が延期又は減額された事業は次年度に最優先で予算措置を講じるなど、計画性を持って修繕アクションプランと中長期管理計画を修正し、ローリングしていく作業が必要となる。

図 - 2 - 12 修繕アクションプランのローリング計画



出典：県土整備部作成資料

D) 施設管理データの電子化

アセットマネジメントに基づくマネジメントサイクルを回すには、維持管理・更新事業や定期点検の履歴を記録・蓄積することが欠かせない。現在、県土整備部内で、施設台帳（基本諸元）、点検台帳（又は施設台帳への記載）、修繕台帳（又は施設台帳への記載）が、電子データで管理されている施設は、「橋梁」と「排水機場」だけである。（表 - 2 - 9）

橋梁では「橋梁カルテ」を使って、施設の基本情報、建設時の情報、点検情報、補修情報等が電子化され保存・管理されているが、まだ不十分な部分も残っている。データの電子化はアセットマネジメントの第一歩ともいえるべきものである。橋梁についても早急に、施設データの完全電子化に取り組む必要がある。

表 - 2 - 9 県土整備部が管轄する施設のデータ管理状況

	道路						河川										
	舗装	のり面・擁壁	橋梁	トンネル	道路付属物	植樹帯及び街路樹	ダム構造物	砂防ダム・地すべり施設等	河川堤防の護岸・河道	調節池	水門等	河川監視設備	樋門・樋管	排水機場	伏せ越し	地下河川	導水施設・浄化施設
施設台帳（基本諸元）	◎	×	◎	◎	△	▲	○	▲	×	×	◎	×	○	◎	▲	▲	○
建設時取得費用（用地補償費・建設費）（※2）	×	×	◎	△	×	×	○	▲	▲	○	○	×	▲	○	×	△	○
点検台帳（または施設台帳への記載）	×	▲	◎	×	×	×	○	▲	▲	▲	▲	×	×	◎	▲	▲	▲
点検費用（※2）	×	×	×	×	×	×	○	▲	▲	▲	▲	○	×	○	▲	▲	▲
修繕等の詳細調査設計記録	×	×	×	×	▲	×	○	×	▲	▲	▲	×	×	▲	▲	▲	▲
修繕等の詳細調査設計費用（※2）	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	×
修繕台帳（または施設台帳への記載）	△	×	◎	×	△	×	○	×	×	×	▲	×	×	◎	▲	▲	▲
修繕費用（※2）	▲	×	▲	×	×	▲	○	×	▲	▲	▲	×	×	◎	▲	▲	▲
事故・災害等記録	×	×	×	×	×	×	○	▲	○	○	○	×	×	○	○	○	○
苦情等記録	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○

※1 ここでの凡例は以下の通り。 ◎：全て電子化で管理 ○：紙で管理 △：電子化で一部管理 ▲：紙で一部管理 ×：なし -：該当なし
 ※2 各費用は「台帳等への記載」、または「別途書類にて保存」のもの。

出典：県土整備部作成資料

【意見 25】橋梁の施設管理データについて、アセットマネジメントの第一歩であることから電子化することが必要である。

表に示すとおり、橋梁は県土整備部が管理する施設の中では電子化が進んでいるが、まだ不十分な部分もある。アセットマネジメントを全施設について効率的かつ効果的に進めるためには、全施設の管理レベルを同一にしなければならない。橋梁だけでなく、他施設についても施設管理データの電子化を計画的に推進する必要がある。

）排水機場の維持管理計画

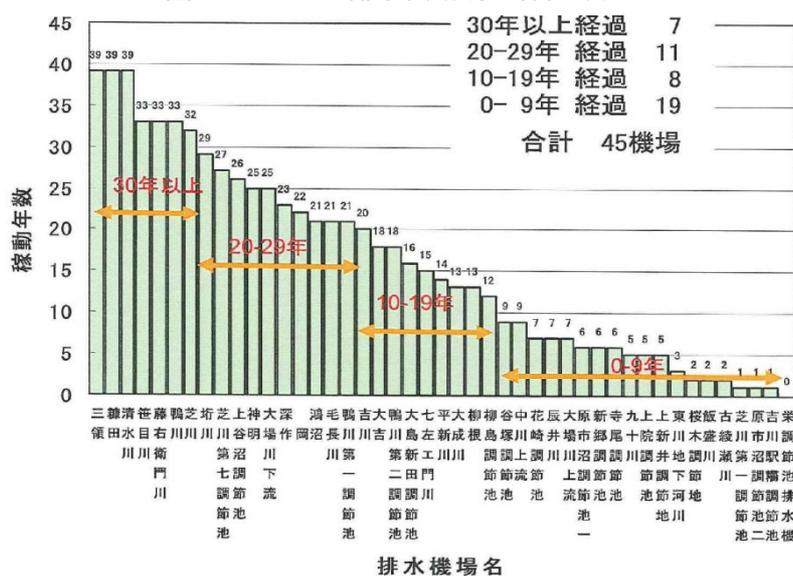
維持管理計画の策定フロー

排水機場に関する維持管理計画は、平成 20 年度に策定された（埼玉県排水機場維持管理計画提言書）。県土整備部では、橋梁に続いて、維持管理計画の策定が取り組まれた。

県内には自然排水が困難な河川が多いため、内水を強制的に排水する排水機場の整備が進められてきた。平成 20 年度時点で、45 の排水機場が設置されており、その多くが人口の集中する県南部に集中している。初期に設置した排水機場は、すでに 40 年以上が経

過し、老朽化が進んでいる。(図 - 2 - 13) 今後も排水機場を建設する計画があり、その数は増加の一途をたどると予想されている。

図 - 2 - 13 排水機場別の稼働年数



出典：埼玉県排水機場維持管理計画提言書

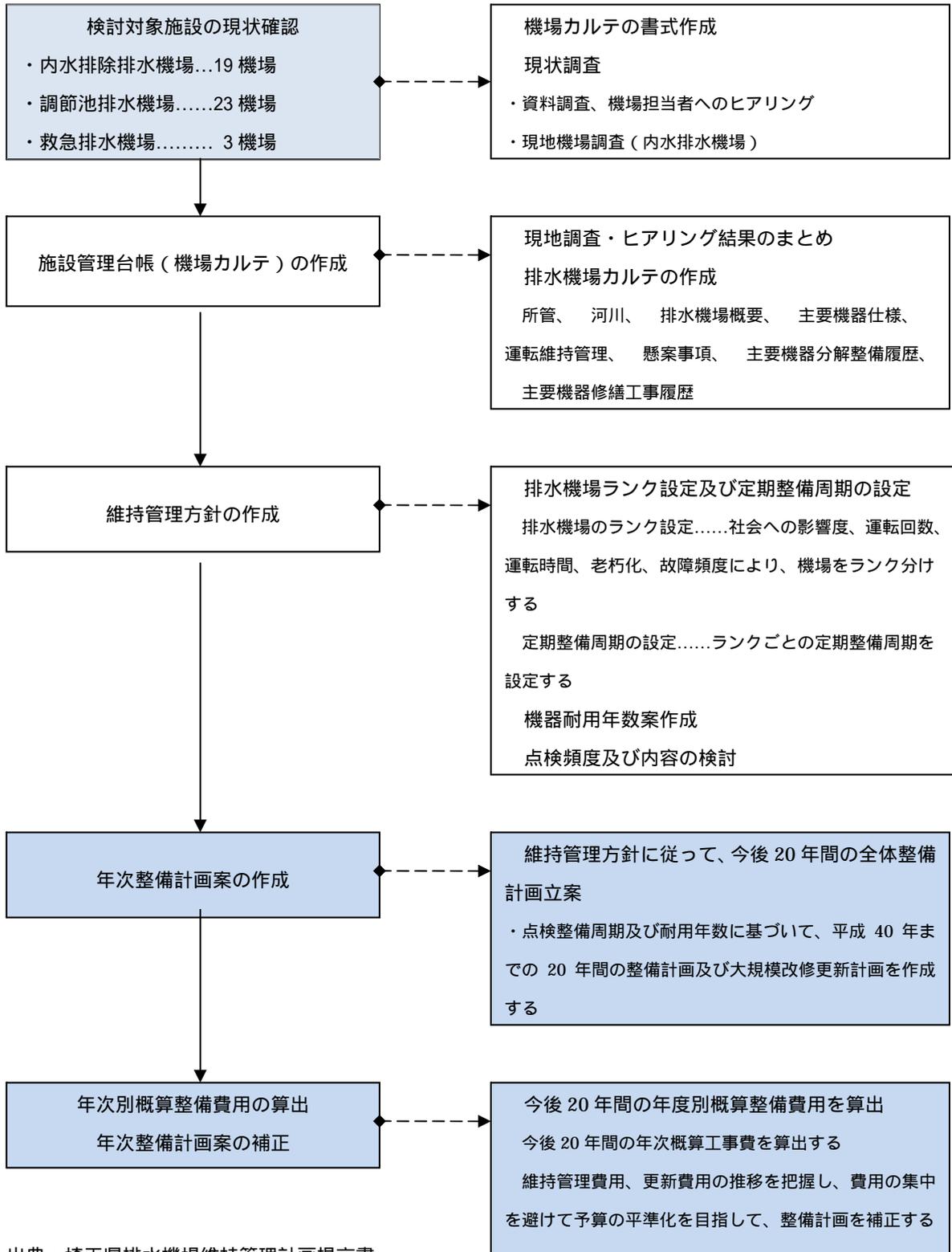
初期に設置された排水機場は老朽化が進んで更新の時期を迎えているが、その更新には多額の建設費と時間を要する。排水機場の機能が万が一損なわれた場合は周辺地域に与える社会的影響が大きいため、洪水時には確実に機能することが要求される。そのために、排水機場設備の維持管理は適切に実施されなければならない。排水機場の増加とともに、維持管理費は増大していく。

一方、厳しい財政状況のため、維持管理の予算は減少傾向にあり、1 機場当たりの予算はピーク時（平成 5 年）の半分程度になっている。この状況は、設備・機器の信頼性と安全性とを引き換えにしており、早急に改善しなければならない。

そこでアセットマネジメントの考え方を付加して、排水機場ごとにポンプ施設の点検・整備・更新の維持管理方針を整理し、工事費を平準化した今後 20 年間の中長期計画（年次計画）を策定、経済的かつ効率的に排水機場の機能を確保することが目指されている。

上記の方針にのった維持管理計画の策定フローを示す。

図 - 2 - 14 排水機場の年次整備計画の策定フロー



出典：埼玉県排水機場維持管理計画提言書

老朽化による整備・更新が必要となる排水機場の増加に伴って、維持管理費も増加すると見込まれるため、施設機能を維持しつつ、効率のかつ効果的な施設運用が必須となる。そのため、維持管理手法、定期整備の周期等を施設ごとに設定することが維持管理の方針とされている。

従来、排水機場の管理は、時間計画保全（あらかじめ時期を定めて実施する点検・修理等）により画一的に実施されてきた。しかし、経過年数や運転時間等の条件が異なる排水機場に対して一律に点検・修理等を実施するよりも、重要性や緊急性などを踏まえて実施するほうが効率的である。そのため、排水機場が機能しなくなった場合を想定し、その影響度によって機場がランク分けされている。（図 - 2 - 15）

図 - 2 - 15 排水機場のランク分け

社会への影響度レベル	A		優先度（高）	
	B		優先度（中）	
	C	優先度（低）		
		c	b	a
		設置条件レベル		

出典：埼玉県ホームページ

各排水機場は、故障した場合の影響度や運転回数、老朽化等によって定期整備周期が設定されている。この周期は、信頼性を確保できる範囲内でできるだけ長く設定され、経済性が図られている。

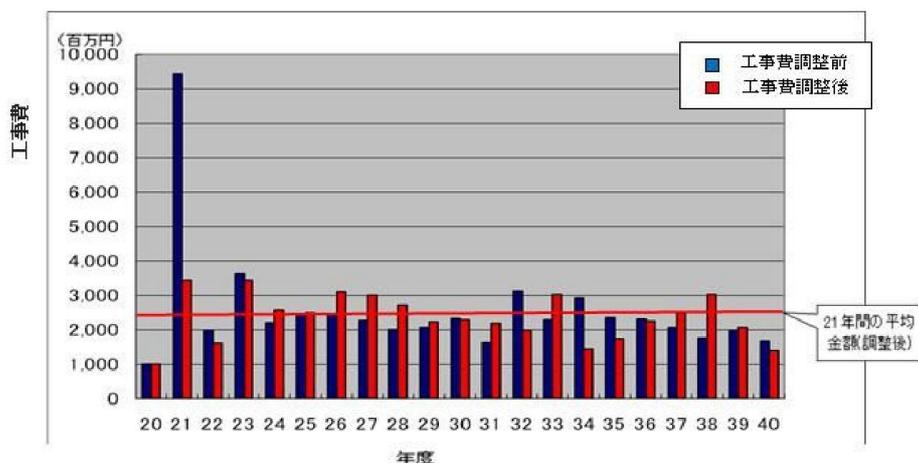
また、状態監視保全も適用され、機器の劣化傾向を監視することで延命化が図られている。これによって、点検及び修繕を重点的に行う箇所の把握が可能となり、作業効率が向上している。

耐用年数は修理・取り替えの目安として設定するものであり、単純に耐用年数を超えたからといって更新するものではない。耐用年数に達する前に詳細点検あるいは診断を実施し、継続使用が可能か否かの判断を行うこととしている。

上記の管理手法、施設のランク付け、定期整備周期及び耐用年数の考え方にに基づき、年次別概算工事費が算出されている。算出にあたっては、平成 21 年度に集中していた整備・更新（例えば、平成 21～24 年度の三領排水機場、平成 20～21 年度の神明排水機場等の修繕工事による）を平成 23 年度以降に振り分けるなどした結果、平成 40 年度までの工事費は平準化されている（図 - 2 - 16）。ただし、工事費に建屋の耐震補強費は含まれていない。建屋には、設置年数が 40 年を超えるもの（新耐震基準制定の 1981 年以

前の建設)もあり、「耐震補強の検討」を行って、必要があれば対策を実施しなければならない。

図 - 2 - 16 年次別概算工事費の推移



出典：埼玉県排水機場維持管理計画提言書

年次整備計画の運用

年次整備計画案の確実な運用には、橋梁の「修繕アクションプラン」に相当する短期（5年）対応のアクションプランが必要である。現実には、予算措置の制約や点検・整備の実施によって、計画と実態に差異が出る可能性がある。これに伴う修正をいきなり年次整備計画上で行うのではなく、まず短期対応のアクションプランから補正したほうが緻密な運用管理ができる。その点からもアクションプランの策定は必須である。そのうえで、実態に合わせて毎年度、アクションプランを修正・ローリングし、さらに年次計画を5年から10年スパンで見直していくことが望ましい。

【意見 26】年次整備計画について、5年から10年スパンで見直すことが必要である。

今後20年間の計画である年次整備計画案についても、点検(表 - 2 - 10)・整備によって把握される機器の劣化状態、維持管理費などの予算条件、試行によって確認される運用の修正などにより修正を加えていくことが必要になるため、10年後に方針内容を見直すことが計画されている。しかし、計画と実施の差異の程度によっては5年程度が適切であることも考えられる。

表 - 2 - 10 維持管理の状況と点検方法

		管理の状況	管理上の問題	現在の点検方法等
河川	排水機場	・以前は時間基準保全型による維持管理を実施。 ・「排水機場維持管理計画」に基づき、設置年数や運転時間等の条件が異なる機場に対して、一律に定期整備を実施することなく、機場の重要性などの優先度を設定し、ランク毎・機器毎の維持管理を行うことにより、安全性及びサービス水準を確保。	・計画に基づいた予算が確保できない場合、安全性及び適切なサービス水準の確保は困難となり、計画自体を見直す必要が生じる。	・ダムや排水機場などの重要施設、電気機械通信設備は専門業者による定期点検を実施 ・その他の河川施設については、パトロールなど日常点検を実施。 ・砂防ダムなどのように、地形上、施設に近寄ることが困難で、点検が必ずしも実施できていない場合もある。
	その他の河川施設	・予算や人員などを踏まえて、日常的な点検や定期点検とそれに伴う修繕など最低限必要な維持管理を実施。	・今後、さらに施設が老朽化し、更新や修繕に多額の費用が必要となるため、より効率的・効果的な維持管理を実施していく必要がある。	

出典：県土整備部作成資料

【意見 27】排水機場の施設管理データについても、電子化が必要である。

表 - 2 - 10 に示すとおり、県土整備部が管理する施設の中では、排水機場のデータ管理は進んでいるが、故障履歴の電子化等、まだ不十分な部分もある。「排水機場カルテ」を整備し、情報の記録・蓄積・更新・保管・共有化を計画的に実施していく必要がある。

(4) 橋梁・排水機場以外の道路・河川施設の維持管理計画

前項までで、県土整備部の中で維持管理計画の策定が先行する「橋梁」と「排水機場」について述べてきた。それ以外の施設についても、それぞれの中で一部触れてきたが、現状を整理すると下記のような状況である。

- ）施設の点検がまだ実施されていない。
- ）基本台帳をはじめとする諸データがまだ整備されていない。
- ）その結果、「中長期管理計画」も「アクションプラン」もまだ策定されていない。

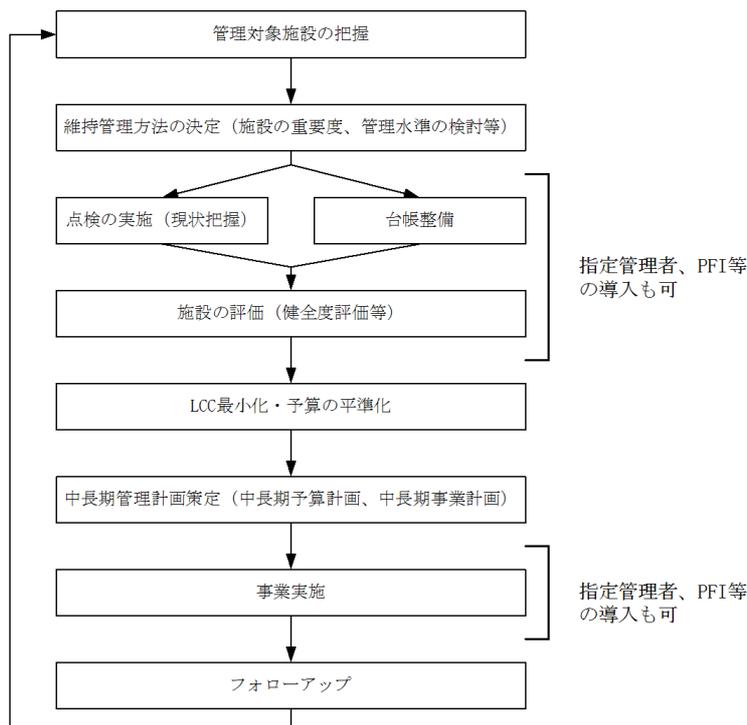
従って、施設群の現状を把握したうえで、トレードオフ施策に基づいて、優先順位の高い施設から図 - 2 - 17 のフローを計画的に実行していくべきである。整備が後になる施設群のうち、特に安全性の低い施設については、個別に措置を施せるように対策を講じておく必要もある。

【指摘 7】予防保全に適した施設における維持管理システムの構築を行うべきである。

まずは各施設について、速やかに点検を実施して現状を把握し、管理データを整備して、電子化する。その後「中長期管理計画」及び当該計画の「アクションプラン」を策定し、

適切に運用することによって、維持管理システムが構築される。当該フローは図 - 2 - 17 のとおりである。

図 - 2 - 17 計画的な維持管理システム構築のフロー



出典：県土整備部・都市整備部 施設管理行動方針（平成 18 年 3 月）

【意見 28】上記フローを実地に移していく際に、異なる施設間で横断的に順位付け（優先度設定）ができるように、「トレードオフ施策」を確立すべきである。

同じ部局内の異なる施設間で順位付けをする場合、政策の重要度、施設の重要度、経済的効果、地域の効率性等によって、順位付け（優先度設定）を行うことが「トレードオフ施策」である。属人的な裁量に左右されることなく客観的に判断できるよう、施策として基準・ルールを確立しておかなければならない。

(5) 道路舗装の維持管理計画

) 道路舗装修繕に関する平成 22 年度の当初予算

計画的な修繕費	(単位：千円)	(単位：箇所)
・ 社会資本整備総合交付金（維持） 事業費	251,000	3
・ 舗装道整備費（舗装指定修繕）	4,675,849	184
不定期な修繕費		
・ 舗装道整備費（舗装通常修繕）	2,486,594	
計	7,413,443	

舗装維持修繕の目的

道路の舗装面は、常に交通荷重、気象条件等の外的作用を受ける。これらを放置すると老朽化によって路面の正常な機能が果たせなくなるため、舗装の維持修繕は、安全で円滑な交通に支障をきたすことを防止するために行われる。道路環境課では、舗装維持修繕の目的を、舗装構造の保持（耐久性の確保）・走行性の確保・舗装に起因する沿道環境の悪化防止の三つに大別している。

舗装修繕の種類

舗装修繕は、目的や緊急性によって次の二つに大別できる。

・ 計画的な修繕

路面性状の悪化、地域の要望等により実施するもので計画的に行うもの。

・ 不定期的な修繕

局部的な破損に対応するもので、路線や箇所を指定せず不定期に行うもの。

修繕要望の基準やルールについて

・ 計画的な修繕

路面性状を数値化した MCI（維持管理指数：舗装のひび割れ率、わだち掘れ量、縦断凹凸量の 3 要素を総合化し、数値化した値である。0～10 の値を示し、数値が高いほど路面性状は良好である。）により、優先順位を設定している。特に早期に修繕を要するのは、MCI が 3 以下の場合である。その他、地元からの要望があった場合は、沿道者からの振動（ひび割れによる振動）、走行者からの走行性の低下（わだち掘れによる走行支障）など個別の損傷に着目して修繕箇所を選定している。

・ 不定期的な修繕

前年度の実績を参考に、ほぼ同額を総枠として予算計上している。

修繕要望のあった道路について、道路環境課の担当者レベルで各県土整備事務所からの要望道路一覧表に、事務所の優先順位・MCI・苦情の有無などを加えた全県土整備事務所の総合的な予算要望箇所表を作成し、これに基づいて優先順位を課内で調整しながら修繕箇所道路を決定している。また要望箇所表はパソコンの共有ファイルに保存されており課内で共有化されている。しかしながら予算化に至らなかった箇所についての理由が明確にされていない。これらの理由を明確にし、来年度以降の舗装修繕の優先順位決定のための有用なデータとして利用すべきである。(.【意見4】に記載のとおりである。)

) 中長期修繕計画の立案状況について

埼玉県内の修繕対象道路の全長は、約2,800 kmであり、これを3年間で分割してMCIに関する調査を行っている。調査の結果、MCIが3以下の道路は、毎年約100 km発見されており、翌年度にこれに対する修繕工事を行っている。このように現行の道路舗装の修繕は損傷発生後に行う事後保全型の修繕であるため、中長期的な将来状況を予測して修繕を行うための計画を作成する有用性が少なく、中長期計画は作成していない。しかし今後はライフサイクルコストの低減効果が期待できる予防保全型修繕を、試験施工を通じてその効果を検証することや、沿道住民や道路利用者からの要望と路面性状の相関関係・構造的な舗装の限界確認などに基づく修繕基準の見直しなどを進め、これらを統合した、県民の期待に沿い、かつ予算の平準化・ライフサイクルコストの低減が図れる計画を作成すべきである。

県は予防保全型修繕の試験施工を平成22年度から開始しているとのことから、これらを2008年に作成した管理システムを活用して、その効果を検証し、できるだけ早期に中長期的な維持管理を検討していく必要がある。(.【指摘2】に記載のとおりである。)

3. 都市整備部

(1) ヒアリングの概要(ヒアリング日 平成 22 年 11 月 22 日)

都市整備部は下記県有施設を管理している。このうち、) 公園スタジアム課、) 住宅課を対象として耐震化の状況、各施設の修繕要望の基準やルール、中長期計画の立案状況についてヒアリングを実施した。

表 - 3 - 1 都市整備部の管理施設

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態	
都市整備部	さいたまスーパーアリーナ	都市整備政策課	(株)さいたまアリーナ	指定管理者(随意 5 年)
	大宮公園(第一:直営、第二・三:指定管理者)	公園スタジアム課	アメニス埼玉グループ (株)日比谷アメニス・日建総業(株)	指定管理者(公募 5 年)
	上尾運動公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 2 年)
	しらこぼと公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)
	加須はなさき公園			
	川越公園			
	秩父ミュージアムパーク		秩父開発機構・西武造園グループ	指定管理者(公募 5 年)
	こども動物自然公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 5 年)
	羽生水郷公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 3 年)
	熊谷スポーツ文化公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 5 年)
	戸田公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)
	荒川大麻生公園		(財)埼玉県生態系保護協会	指定管理者(公募 5 年)
	吉見総合運動公園		北荒川緑地(株)・伊田テクノス(株)グループ	指定管理者(公募 5 年)
久喜菖蒲公園	日本環境マネジメント(株)	指定管理者(公募 5 年)		

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態	
	彩の森入間公園		入間公園・西武パートナーズ(西武造園(株)・西武緑化管理(株)・(株)植清園)	指定管理者(公募 5 年)
	秋ヶ瀬公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(公募 5 年)
	みさと公園			
	吉川公園		(株)清香園	指定管理者(公募 5 年)
	さきたま緑道			
	花の里緑道		(財)公園緑地管理財団	指定管理者(公募 5 年)
	森林公園緑道			
	狭山稲荷山公園		狭山市	指定管理者(随意 3 年)
	和光樹林公園		和光市	指定管理者(随意 3 年)
	新座緑道		新座市	指定管理者(随意 3 年)
	所沢航空記念公園		(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループ	指定管理者(公募 5 年)
	まつぶし緑の丘公園		松伏町	指定管理者(公募 3 年)
	権現堂公園		幸手市、久喜市	指定管理者(随意 3 年)
	埼玉スタジアム 2002 公園		(財)埼玉県公園緑地協会	指定管理者(随意 5 年)
	県営住宅			管理代行
	特別県営住宅	住宅課	埼玉県住宅供給公社	指定管理者(随意 5 年)
	特定公共賃貸住宅			

出典：改革推進課作成資料

3 - 1 . 公園スタジアム課

(1) 施設についての老朽化・耐震性の現状について

県有施設は、避難所や防災拠点として重要な機能を果たす。このため、県では、県有建築物について、「防災上重要な建築物」をはじめとして優先順位を定め、耐震診断・改修等を行い、順次耐震化を進めており、これに関する施設の現状を示すため、主要な県有建築物（715 施設、2,259 棟）についての、耐震性能の状況も公表している。

公園スタジアム課の耐震化の状況であるが、公表データの「耐震性がやや劣る」「耐震性が劣る」施設には公園スタジアム課の施設は含まれていない。

(2) 修繕要望の基準やルールについて

) 修繕要望に関する基準・ルールの明確化について

次頁表 - 3 - 2 で示すように1件当たりの見積額が100万円を超える場合には県が修繕を実施する。このため、修繕要望に際して指定管理者と協議のうえで、公園スタジアム課では下記の観点に留意して優先順位決定を行い予算要望している。

安心、安全を第一義的に

公園の運営に支障が出ないような修繕とする。

しかしながら、現時点では当該観点に基づき予算要望の順位付けを行った具体的な資料は作成されておらず、修繕要望の基準やルールが明確に示されていない。今後は(4)で述べる「公園施設長寿命化計画」を策定するために、公園施設の現在の状況を調査し把握することにより、施設ごとの重要度・危険度の順位付けを行うことができ、一元化された計画的な修繕が可能となるとの説明を受けた。従って平成 24 年度中にも部局としての当該優先順位決定の基準・ルールを明確にし、文書化する必要がある。(.【意見 5】に記載のとおりである。)

表 - 3 - 2 埼玉県指定管理者募集要項による、修繕要望に関する実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の基本的な考え方
			甲	乙	
建物	新築、増築				必要に応じて甲乙で協議する。
	改築又は大規模修繕、資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替			建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上必要な部分」については、所有者である甲が管理すべき者であるため、必要に応じて甲が行う。
	一件当たり見積額100万円未満の修繕				本来の効用維持年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等				必要に応じて甲乙で協議する。
	資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕				
	一件当たり見積額100万円未満の修繕				本来の効用維持年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等				
	資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕				
	一件当たり見積額100万円未満の修繕				本来の効用維持年数を維持するための業務として乙が実施する。
備品	購入				管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕				
	上記以外の修繕				本来の効用維持年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、機械装置、備品の改築・改装改造等		いわゆる「模様替え」等			乙が委託料以外の費用により、サービス向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことを条件とする。
<p>基本的考え方</p> <p>1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小破修繕：一件当たり見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施</p>					

し、それ以外は甲が実施する。ただし、緊急を要する場合や、乙が自ら提案し経費を負担するなど特別な理由がある場合は、甲、乙協議の上決定する。

2 乙は、建物の新築、増改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。また、いわゆる「模様替え」等についても同様とする。

3 工事に伴う成果物の所有権は、基本協定書第29条第5項の規定のとおり、原則として甲に帰属する。成果物を乙の所有とする場合は、あらかじめ甲、乙協議して定めるものとする。

4 購入した備品の所有権は、基本協定書第28条第1項の規定のとおり、甲が支払う委託料を充てて購入したものは甲に帰属する。

表中の甲は埼玉県と、乙は指定管理者と読み替えるものとする。

～費用負担区分～

原則として実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担する。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

出典：「埼玉県営公園指定管理者募集要項」【平成22年8月】

）営繕要望に関する管理資料の一元化について

公園スタジアム課では、営繕要望と予算措置のギャップを一覧性のある管理資料に基づいて総合的に把握していないが、当該管理資料の作成は、次年度以降の効率的な営繕予算の決定に資するものである。（ .【意見4】に記載のとおりである。）

（3）埼玉スタジアム2002の中長期修繕計画について

埼玉スタジアム2002に関しては、県として策定した平成20年度から平成49年度までの30年間の中長期修繕計画があり、当該計画に基づき修繕を実施している。（他の公園施設に関し、現状、中長期修繕計画は策定されていない。）現在の状況としては、計画が実態に即さないものや、予算の平準化と緊急性等から年次計画の修正を行っている。

今後、計画と実態との乖離が生じないように担当課としてもローリング計画の定期的な策定を予定しているため、計画どおり実施する必要がある。（ .【指摘3】に記載のとおりである。）

（4）公園施設長寿命化計画の立案について

埼玉スタジアム2002以外の公園施設に関しては、現状中長期の修繕計画は策定されていない。ただし、「公園施設長寿命化計画策定費補助制度」が国土交通省より創設されており、当該制度は「公園施設長寿命化計画」の策定を行う地方公共団体に対し、国が必要な助成（補助率1/2）をするものである。

この制度の目的は、地方公共団体が管理する公園施設について、従来の事後的な維持管理を脱却し、予防保全的な維持管理への転換を推進するため、公園施設の長寿命化計画（維持管理方針、改築方針など）の策定に要する経費を補助対象とし、計画的な長寿命化対策を推進するものである。今後、全ての都市公園事業における公園施設の改築・更新に対する国の補助については、当該長寿命化計画に基づき適切に維持・管理されている施設に限られることとなり、長寿命化計画に基づいた管理がなされていない公園施設の改築・更新への補助は、平成 25 年度までの措置となる。これに伴い、公園スタジアム課においては、公園施設長寿命化計画の作成を開始しているが、現在は現況調査の段階にある。平成 24 年度中にとりまとめを行い、平成 25 年度にこれを提出する予定である。

【指摘 8】公園施設長寿命化計画の策定にあたっては、アセットマネジメントのためにも県の公園施設を全て対象とし、安全性や住民及び時代のニーズを念頭に置き、ライフサイクルコストの縮減や予防保全的管理の視点に留意する必要がある。

当該補助制度が目指すところは、アセットマネジメントを実施する目的と同じであることから、計画の策定においては以下に留意する必要がある。

- ）予防保全管理の視点で具体的な検討を行う。
- ）安全性やニーズを踏まえた機能向上を考慮する。
- ）ライフサイクルコストの縮減を目指す。
- ）予防保全管理を行ってもライフサイクルコストの縮減が図られない施設を明確にし、事後保全型管理を前提として計画に織り込む。
- ）更新見込み年度は公園施設ごとに適切な判断をもって設定する。

3 - 2 . 住宅課

(1) 施設の管理について

）施設の使用状況について

県営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた賃貸住宅である。このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例等に入居者資格が定められている。また、県は、県営住宅の管理を中所得者向けの特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅とともに、埼玉県住宅供給公社に委託している。

老朽化の現状は、県は約 2 万 7 千戸の住宅を管理しているが、その 3 分の 1 は昭和 40 年代に建設されたものであり、建替えの時期を迎えている。公有財産台帳を閲覧すると、1950 年代に建築され、築年数が 50 年を超える団地もあった。

）資産管理データについて

住宅課では、公営住宅法に基づく県営住宅の管理システムとして、2年前より新システムである「埼玉県住宅総合管理システム」を独自に稼働させている。このシステムは修繕履歴管理を行っていた旧システムと、入居者管理・家賃徴収管理などのシステムを統合したものであり、上記の情報を住戸ごとに管理するシステムである。一方新公有財産管理システムは、県の公有財産のトータル管理という観点で整備しているもので、県営住宅に関しては棟単位までの資産データ管理を行っている。従って住宅課では、修繕履歴を住戸ごとに把握するために、埼玉県住宅総合管理システムのみに入力している。

本来、公有財産の管理はデータ処理の効率化、一元管理の実現という点で一つのシステムによる管理が望ましいが、住戸管理を有効に行うためには、埼玉県住宅総合管理システムは必要不可欠であると考えます。また、アセットマネジメント遂行にあたって、住宅課においては主に当該管理システムを活用することが有効である。

）施設についての老朽化・耐震性の現状について

県有施設は、避難所や防災拠点として重要な機能を果たす。このため、県では、県有建築物について、「防災上重要な建築物」をはじめとして優先順位を定め、耐震診断（715施設、2,259棟）についての、耐震性能の状況も公表されている。

【意見 29】耐震化が不十分とされる施設については、早急にスケジュールを決定し、実行に移す必要がある。

県営住宅の耐震化の状況は表 - 3 - 3 のとおりである。

表 - 3 - 3 県有建築物の耐震化状況内訳（平成 22 年 3 月現在）

対象施設	棟数	耐震合格	未対策	
			内訳	
			不十分	未診断
県営住宅...県営住宅団地、団地内の集会室	955	937	15	3

出典：埼玉県ホームページ

また、未対策の施設は表 - 3 - 4 のとおりである。（平成 22 年 3 月現在）

表 - 3 - 4 耐震化未対策の県営住宅

内訳	施設名	棟名	市町村名	建設年 (西暦)	ランク 区分 1	階 数	延べ面積 (㎡)	備考
不十分	熊谷玉井団地	9号棟	熊谷市	1969		4	1,047.84	4
	川口神根団地	1号棟	川口市	1978		8	8,861.31	3
	川口安行原団地	1号棟	川口市	1976		12	12,373.53	3
	浦和高層団地	1号棟	さいたま市	1969		11	12,243.76	4
	浦和第2高層団地	1号棟	さいたま市	1971		14	12,675.62	3
	大宮寿能団地	7号棟	さいたま市	1978		8	9,390.60	3
	大宮寿能団地	8号棟	さいたま市	1978		8	7,792.20	3
	大宮寿能団地	集会室	さいたま市	1971		1	300.23	3
	大宮植竹団地	13号棟	さいたま市	1970		7	9,757.52	4
	大宮植竹団地	17号棟	さいたま市	1969		5	1,336.08	4
	大宮砂団地	6号棟	さいたま市	1963		4	1,078.08	4
	所沢パークタウン 武蔵野団地	1号棟	所沢市	1980		10	7,186.80	2
	所沢パークタウン 武蔵野団地	2号棟	所沢市	1979		10	7,186.80	2
	上尾ソコバト団地	24号棟	上尾市	1968		5	3,823.20	4
	与野高層団地	1号棟	さいたま市	1967		11	11,023.29	3
未 診 断	熊谷玉井団地	7号棟	熊谷市	1968		5	648.00	4
	大宮植竹団地	19号棟	さいたま市	1968		5	648.00	4
	大宮植竹団地	20号棟	さいたま市	1967		5	610.20	4

出典：埼玉県ホームページ

1 ランク区分：耐震性がやや劣る建築物

地震の対象想定震度を震度6強～震度7程度とし、この場合に倒壊又は崩壊する危険性は、ランクより低いですが、地域及び地盤状況によっては、かなりの被害を受けることが想定される施設。

(参考) ランク区分：耐震性が劣る建築物

地震の対象想定震度を震度6強～震度7程度とし、この場合に地域及び地盤状況によっては、倒壊又は崩壊する危険性が高く大きな被害を受けることが想定される施設。

2 平成23年1月現在、耐震化工事が完了している施設

3 平成23年1月現在、耐震化工事及び耐震補強設計を実施中の施設

4 耐震診断が実施され、解体が予定されている施設

(表中未診断の3施設については、平成22年4月に耐震診断を実施)

平成23年1月現在においては、平成22年3月時点で耐震化が不十分とされた15施設のうち、9施設が耐震化への対応を取っているが、残りの6施設に関しては、耐震診断は実施されているものの、解体の実施時期は未定である。また平成22年3月では耐震診断未実施であった3施設については、平成22年4月に耐震診断が実施され解体が予定されているが、これもいつ行うのか、具体的なスケジュールが定まっていない。該当する団地に居住する県民の安全確保のため、不測の事態に備え、耐震化への具体的な計画を速やかに決定すべきである。

(2) 修繕要望の基準やルールについて

(3)で述べる県営住宅計画修繕5箇年計画に基づき、また修繕履歴データを参照して、埼玉県住宅供給公社が修繕要望案を住宅課に提示し、両者の協議を経て修繕予算要望を出している。

修繕費用は県及び、入居者で負担する。負担内容の詳細は「県営住宅 修繕負担区分」により県と入居者との負担区分を修繕内容ごとに定めている。

また、修繕の実施者も、表 - 3 - 5 のように県と埼玉県住宅供給公社との間で負担者が明確化されており、これに基づき修繕が行われている。

表 - 3 - 5 県営住宅等の修繕等の実施及び費用負担区分

区分	項目	内容	実施区分	費用負担区分
建物・構築物・機械装置等	計画修繕	構造部分等の改修、器具類の取替え、協同施設の整備等	修繕サイクル等を考慮して、県と埼玉県住宅供給公社があらかじめ協議の上、計画的に行う予防修繕で埼玉県住宅供給公社が実施する。	県の負担とする。
	一般修繕	計画修繕及び退去修繕以外の修繕工事（緊急修繕含む。）	入居者の依頼等により埼玉県住宅供給公社が実施する。	県の負担とする。
	退去修繕	入居者の退去に伴う、住戸における所要の修繕工事	県と埼玉県住宅供給公社があらかじめ協議の上、埼玉県住宅供給公社が実施する。	県の負担とする。
工具器具備品	購入		管理運営上必要なものについて、県と埼玉県住宅供給公社があらかじめ協議の上、埼玉県住宅供給公社が実施する。埼玉県住宅供給公社が委託料で購入するものは県の備品とする。	県の負担とする。
	資本的支出となる修繕		県と埼玉県住宅供給公社があらかじめ協議の上、埼玉県住宅供給公社が実施する。	県の負担とする。
	上記以外の修繕		本来の効用持続年数を維持するための業務とし、県と埼玉県住宅供給公社があらかじめ協議の上、埼玉県住宅供給公社が実施する。	県の負担とする。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等	いわゆる「模様替え」等		埼玉県住宅供給公社が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたり主張しないことを条件に埼玉県住宅供給公社が実施する。	県の負担とする。

出典：住宅課作成資料

(3) 中長期修繕計画の立案状況について

) 現状の中長期修繕計画

中長期修繕計画の前提として県から埼玉県住宅供給公社に対して「県営住宅の計画修繕サイクルについて」が示されている。ここでは、屋根防水、外壁、手摺、畳等の項目ごとの修繕周期と修繕する内容が定められており、計画修繕に際してはこの基準によることを求めている。

またこれは、第7期県営住宅計画修繕5箇年計画（平成18年度～平成22年度）における計画数値にも織り込まれている。この計画は、団地ごとの積上げ数値を基礎としている。修繕履歴もデータで有しており、必要な修繕時期にコストを織り込み、予算状況に応じて年をずらす等の対応が可能であり、修繕履歴を有効活用していると考えられる。

）長寿命化計画

ライフサイクルコストを意識した長寿命化計画は現在（平成22年度）策定中である。現状では、寿命を50年間程度と設定しているが、図 - 3 - 1 のように修繕時期を工夫する事で施設の長寿命化を図ることを計画したものである。

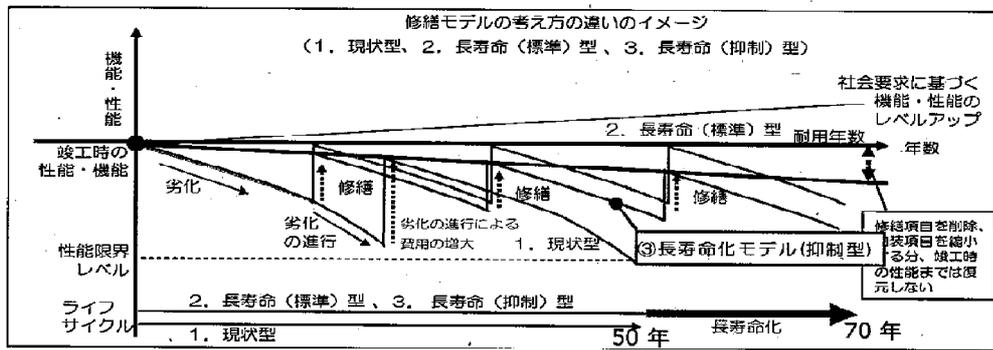
限られた財源の中で機能維持すべき建物（バリアフリー化がされているものなど）と建替える建物も計画に基づき峻別する方向であり、当該計画によるライフサイクルコストの削減が期待される。

図 - 3 - 1 県営住宅長寿命化（修繕）計画策定について

(1) 基本的な修繕モデルの考え方

基本型修繕モデル（現状型）と長寿命化モデル（標準、抑制）の修繕モデルの考え方を整理した場合、以下の図のとおりとなる。

- ①基本型修繕モデル（現状型…50年間）は、現行の県営住宅の修繕周期（「第7期県営住宅計画修繕5箇年計画（埼玉県住宅供給公社）」）等を反映した修繕イメージ
- ②長寿命化モデル（標準型…70年間）は、一般的な民間マンションレベルの修繕周期を採用した修繕イメージ
- ③長寿命化モデル（抑制型…70年間）は、最低限の修繕とし、人命や建物寿命に影響を与えないレベルの修繕周期を採用した修繕イメージ



(2) 県営住宅団地への修繕モデルの適用について

上記の修繕モデルの考え方の違いを踏まえ、長寿命化計画策定業務の中で、県営住宅のタイプ毎（高耐県住（バリアフリー化）など）に修繕モデルの適用を検討し、県営住宅修繕計画を策定する。

（検討案）

階段室型県営住宅……基本型修繕モデル（現状型）

バリアフリー-県営住宅……長寿命化修繕モデル（抑制型）など

出典：住宅課提出資料

4. 企業局

(1) ヒアリングの概要(ヒアリング日 平成22年11月25日)

今回のテーマである「公有財産(道路・橋梁を含む)が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、上水道を管理する企業局にヒアリングを実施し、上水道施設における修繕要望の基準やルール、中長期修繕計画の作成状況について確認する。

(2) 上水道施設の概要

表 - 4 - 1 上水道施設の概要

事業 項目	埼玉県水道用水供給事業					
	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場	計
認可年月日	昭和39.3.3	昭和45.3.27	昭和52.2.10	昭和53.4.1	平成3.3.30	-
完成年月日	昭和59.6.30	昭和53.3.31	平成13.3.31	平成8.5.31	(一部) 平成17.6.30	-
給水開始年月日	昭和43.4.2	昭和49.4.20	昭和59.7.1	平成2.7.1	平成17.7.1	-
計画施設能力 (m ³ /日)	1,300,000	350,000	500,000	365,000	300,000	2,815,000
現在施設能力 (m ³ /日)	1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000	2,665,000
送水管路延長	764,141m(現在延長)					
水源	下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、霞ヶ浦導水、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良俣ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発					
給水団体数	56団体 (34市19町3企業団)					
計画給水人口	7,166,800人					
給水対象	[市] 川越市 熊谷市 川口市 行田市 さいたま市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 蕨市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 久喜市 八潮市 富士見市 ふじみ野市 三郷市 蓮田市 幸手市 日高市 吉川市 [町] 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 白岡町 杉戸町 茨城県五霞町 [企業団] 越谷・松伏水道企業団(越谷市、松伏町) 桶川北本水道企業団(桶川市、北本市) 坂戸・鶴ヶ島水道企業団(坂戸市、鶴ヶ島市)					

出典:統計資料(平成21年度版)

県の水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要に対応するとともに、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の防止対策として、昭和 38 年度に中央第一水道用水供給事業を創設し、水源を河川表流水に求め、昭和 43 年 4 月に大久保浄水場から県南中央地域に給水開始したのが始まりである。

平成 3 年 4 月 1 日からは、水道施設の合理的な運用と、水道用水の安定供給の確保を目的に、広域第一水道と広域第二水道の事業統合を行い、給水区域を更に拡張して、名称を埼玉県水道用水供給事業とした。

平成 22 年 3 月 31 日現在、埼玉県水道用水供給事業は、59 市町（56 団体）に対し、日量約 180 万 m³の水道用水を供給している。

（ 3 ）修繕要望の基準やルールについて

基本的には、各地域機関において、修繕費要求調書を作成し修繕要望を行っている。

その際に、施設の老朽化状況を十分に精査し、長期修繕計画の当該年度における修繕項目及び所要額を反映させた予算要求を行っている。

各地域機関が提出する修繕費要求調書において、予算要求額は長期修繕計画の年平均額を基準額として設定されている。これに対して、水道施設課・水道担当部長・財務課・財政課・知事等の審査が行われ、議会の議決を得て予算額が決定する。

（ 4 ）中長期修繕計画の策定状況について

企業局では、水道施設の「更新計画」と「修繕計画」とはその位置付けを明確に区分し、下記)、) のとおり別途に策定している。

なお、「更新」とは、対象施設が耐用年数に達して実施の判断が出た場合における設備全体に及ぶ取替えであり、「修繕」とは、所定の耐用年数の期間中の活動に耐えさせ、かつそのものの持っている能力を十分に発揮させるために行うものであると定義づけをしている。

) 更新計画

主要設備の更新や改築・改良については、平成 16 年 2 月に策定した、平成 16 年度から平成 27 年度までの 12 年間の「第 5 次業務設備整備費事業計画」に基づいて実施している。当計画は、予算措置の状況や環境変化等を反映して、実態に合わせるためのローリングを毎年行っている。また、) で述べる平成 23 年度実施予定の耐震診断結果を踏まえ、第 6 次計画に反映させる予定である。

第 5 次業務設備整備費事業計画の様式は表 - 4 - 2 のとおりである。

表 - 4 - 2 第 5 次業務設備整備費事業計画
全体計画に関する調（業務設備整備費）
 （事業費ベース）

事業名 水道用水供給事業

事業内容		全体計	年 割 額				
		現計画	16 年度	17 年度	18 年度	・・・	27 年度
施 工 事 業	取導水施設						
	浄水施設						
	送配水施設						
	構築物						
	用地費						
	手数料						
	補償費						
	調査費						
	備品						
	負担金						
	無形固定資産						
	小計						
	事務費						
	建中利子						
合計							

同 上 財 源	国庫補助金						
	企業債						
	他会計繰入金						
	一般財源						
	その他						
	合計						

出典：水道施設課作成資料

）修繕計画

主要設備の修繕計画に関しては、概ね 10 年間の期間で全ての機器を予防保全することが可能であるとの判断により、まずは 10 年間の水道用水供給事業の修繕計画を策定している。当該計画の様式は表 - 4 - 3 のとおりである。

表 - 4 - 3 修繕計画様式

×××浄水場修繕計画

浄水場		×××		水道用水供給事業 経常修繕 平成22年度～31年度		計画年度					計
設備	施設	工種	件名	年度	執行額	H22	H23	H24	...	H31	
取導水設備	導水路、管路	土木	樋幹護岸ブロック修繕								
		土木	取水ポンプ井連絡ゲート修繕								
			土木計								
	導水路、管路計										
	取水口	土木	護岸修繕								
			オイルフェンス修繕								
			取水口進入路修繕								
			土木計								
	取水口計										
	除塵機等	機械	中央系除塵機修繕								
			北系粗目除塵機修繕								
			北系細目除塵機修繕								
			北系吸砂装置修繕								
			北系排砂ポンプ修繕								
			機械計								
	除塵機等計										
	ポンプ類	機械	中央系主ポンプ修繕								
			高圧電動機修繕工事								
				中央系排砂ポンプ修繕							
				機械計							
電気	中央取水電気設備計器用変圧、変流器等修繕										
	電気計										
ポンプ類計											
電気計装設備	電気	北系取水VVVF装置冷却ファン修繕									
		中央取水電気設備計器用変圧、変流器等修繕									
		北系取水VVVF装置修繕									
		北系取水設備用真空遮断器等修繕									
		電気計									
電気計装設備計											
小修繕	機械	主ポンプ圧力計等修繕									
		除塵機等修繕									
			機械計								
	電気	現場盤修繕									
		電気計									
	土木	スクリーン修繕									
手摺等修繕											
小修繕											
		土木計									
小修繕計											
その他	土木	樋管場内外ゲート、金物等修繕									
		土木計									
その他計											
取導水設備計											
沈でん池設備	筐体関係	土木	阻流板修繕								
		土木計									
筐体関係計											

出典：水道施設課作成資料

またこの計画を基に、修繕実績や設備の使用状況を考慮して、より精緻化した5年間の修繕計画を策定している。これは、修繕項目とその所要額とを浄水場ごとに定めたものである。当該計画は、修繕予算要望のための基準となる他、年度の修繕予算を平準化するための基礎資料として活用している。また、水道料金が3年に1回改定となることも踏まえて、当該計画も3年に1回、必要な見直しを行うこととしている。

なお、平成 19 年度に策定された第 1 次修繕計画と、平成 22 年度に見直された第 2 次修繕計画の概要は、表 - 4 - 4 のとおりである。

表 - 4 - 4 修繕計画の概要

	第 1 次修繕計画	第 2 次修繕計画
策定期間	平成 19 年度	平成 22 年度
計画期間	平成 20～24 年度の 5 力年	平成 22～26 年度の 5 力年
所要額(税込)	総額 6,944,711 千円 (年平均額 1,358,378 千円)	総額 10,049,343 千円 (年平均額 2,047,433 千円)
計画の策定にあたり配慮した事項	・安定供給を確保できる計画であること。 ・更新計画との整合性を図ること。	・更新計画との整合性を図ること。 ・水需要の見通しを考慮した修繕項目の検討を行うこと。

出典：水道施設課作成資料

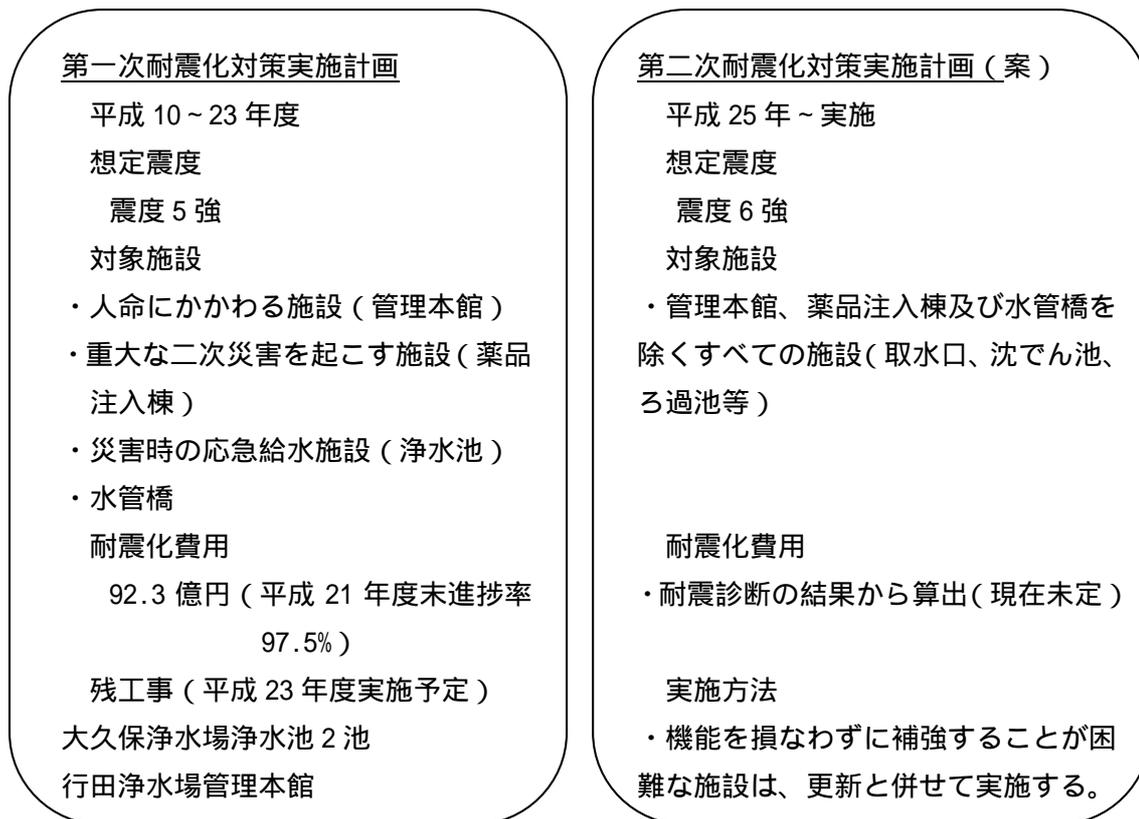
）送水管路更新計画

県営水道は、現在、管路総延長が約 755 km であり、昭和 43 年の給水開始以来 42 年が経過したことから（法定耐用年数 40 年）、平成 22 年度に第一次送水管路更新計画（平成 23 年度から 10 年間）を策定し、翌年度から更新事業に着手して、更新に合わせた耐震化を進め、災害や事故に強い送水管路網を構築することを目指している。

）耐震化計画

上水道施設の耐震化については、第一次耐震化対策実施計画（平成 10 年度～平成 23 年度）により実施中であるが、平成 20 年の耐震化基準の強化に基づき、新たな耐震化計画（第二次）を策定することとしている。これらの概要は図 - 4 - 1 のとおりである。

図 - 4 - 1 耐震化対策実施計画



出典：水道整備課作成資料

以上のことから、企業局においては水道水の安定供給を永続的に管理運営するための合理的な中長期修繕計画が策定されている。

5. 病院局

(1) ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 11 月 22 日）

県の県立病院には、下記の施設がある。これら施設を対象として耐震化の状況を把握し、次に各施設の修繕要望の基準やルール、中長期計画の立案状況についてヒアリングを実施した。

表 - 5 - 1 病院局の管理施設

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態
病院局	循環器・呼吸器病センター	経営管理課	直営
	がんセンター		直営
	小児医療センター		直営
	精神医療センター		直営

出典：埼玉県ホームページ

(2) 施設概要

対象とした施設の概要は下記のとおりである。

）循環器・呼吸器病センター

循環器・呼吸器病センターは、循環器系及び呼吸器系の疾病に関し必要な医療を提供する高度・専門病院であり、施設概要は下記のとおりである。

所在地

熊谷市板井 1696

敷地面積

89,659.07 平方メートル

構造・延べ面積

鉄筋コンクリート 5 階建て他、延べ面積 37,105 平方メートル

病床数

一般病床 268 床 結核病床 51 床

埼玉県循環器病・呼吸器病センター外観



出典：埼玉県循環器病・呼吸器病センターのホームページ

）がんセンター

がんセンターは、昭和 50 年 11 月の開設以来、県における中核的ながん専門医療機関として、県民の医療ニーズに応えるべく運営されてきた。しかし、開設後 35 年が経過し、施設の耐震化等の様々な課題を抱えていたため、建替えによる施設整備が進められている状況である。

所在地

北足立郡伊奈町小室 818

敷地面積

122,228 平方メートル

構造・延べ面積

鉄筋コンクリート 6 階建て他、延べ面積 48,423 平方メートル

病床数

一般病床 400 床

）小児医療センター

小児医療センターは、小児専門病院として未熟児・新生児に対する高度医療をはじめ、一般医療機関では対応困難な小児の疾患の診療を行う 3 次医療を担っている。施設概要は下記のとおりである。

所在地

さいたま市岩槻区大字馬込 2100

敷地面積

61,432 平方メートル

構造・延べ面積

鉄筋コンクリート4階建て他、延べ面積26,692平方メートル

病床数

一般病床300床

）精神医療センター

精神医療センターは、平成2年4月開設の精神科の病院である。小・中学生が安心して治療に専念できる院内学級を備えた児童・思春期病棟、急性期病棟、アルコール・薬物依存症病棟などがあり、入院診療と外来診療を行っている。施設概要は下記のとおりである。

所在地

北足立郡伊奈町小室818-2

敷地面積

33,275平方メートル

構造・延べ面積

鉄筋コンクリート3階建て他、延べ面積16,234平方メートル

病床数

精神病床200床

(3) 施設についての老朽化・耐震性の現状について

）施設の使用状況について

病院施設は24時間にわたり使用することが多く、通常設備に比して劣化が激しい。

また、医療機器の更新にも特殊な配慮が必要であり、通常の設定に比して、一層厳格な施設整備方針が求められる特徴を有している。

しかしながら、非常用電源に使用するバッテリー等については、法定年数をもって交換するも、患者利用以外の部分については、耐用年数を超過して使用しているケースも多い状況にある。

）施設についての耐震性の現状について

【意見30】耐震化が不十分とされる施設が見受けられる。耐震化が不十分とされる施設については早急かつ確実に対応する必要がある。

病院施設の耐震化の進捗状況は表 - 5 - 2 のとおりである。

医療施設は災害発生時に施設自体が被災するケースや、災害地域からの患者受入れや救護班の派遣など、非日常的な対応が要求される施設である。優先順位を定めて順次耐震化

を進めているが、早期の対応が望まれる。

表 - 5 - 2 県有建築物の耐震化状況内訳（平成 22 年 3 月現在）

対象施設	棟数	耐震合格	未対策	
			内訳	
			不十分	未診断
県立病院	30	26	4	0

出典：埼玉県ホームページ

表 - 5 - 3 このうち病院局管理施設で不十分とされた施設一覧

施設名・棟名		担当課室	設置場所	建設年	建築基準法耐震基準	ランク区分	備考
がんセンター	本館病棟	がんセンター	伊奈町	1975	旧基準		耐震化事業実施中
がんセンター	本館中央診療棟	がんセンター	伊奈町	1975	旧基準		耐震化事業実施中
小児医療センター	病棟	小児医療センター	さいたま市	1982	旧基準		耐震化検討中
小児医療センター	講堂棟	小児医療センター	さいたま市	1982	旧基準		耐震化検討中

出典：埼玉県ホームページ

ランク区分については表 - 3 - 4（134 頁）参照

がんセンターは、耐震化のための請負工事契約（実施設計と工事が一つの契約となっている形態）を締結済みであり、平成 23 年度に着工される予定である。

小児医療センターは、平成 27 年度を終期とした耐震化を検討中である。（未だ耐震化のための請負工事契約は締結していない。）平成 27 年度の工事終期を目途としているが、工事着工前の状況にある。

（４）修繕要望の基準やルールについて

）修繕要望に関する基準・ルールの明確化について

病院局は、地方公営企業法を適用して病院事業管理者に責任体制を一本化している。修繕予算要求は、施設管理責任者が作成した保全・修繕計画を基に、優先順位付けを行って決定しているが、局としての優先順位決定の基準・ルールが明確に示されておらず、また、

文書化もなされていない。

修繕要望については「平成 17 年度 構築物のライフサイクルコスト」(国土交通省 監修)を参考としているが、局としての具体的な修繕要望の基準やルールは明確化されていない。

病院施設は 24 時間稼働しており、通常設備に比して劣化が激しいことから、施設の使用状況を踏まえた局としての具体的な修繕要望の基準やルールを明確化することが望まれる。(.【意見 5】に記載のとおりである。)

) 修繕要望に関する管理資料の一元化について

局として営繕要望と予算措置のギャップを一覧性のある管理資料に基づいて総合的に把握していない。(.【意見 4】に記載のとおりである。)

(5) 中長期修繕計画の立案状況について

) 医療施設の特殊性について

医療施設は患者の健康回復を助けることに資する施設であることが求められる。また、健康を損なった患者を受け入れる施設であるため、通常の施設に比して空気調和システムや非常用電源設備などに特別の配慮を要する特徴がある。さらに災害時には、施設自体の被害を最小限にとどめることはもとより、被災地の地域の医療活動拠点としての役割も求められる。従って、中長期修繕計画の策定に際しては、医療施設の特殊性に鑑み、通常の施設に比してより詳細な計画が必要となる。

) 中長期計画の立案状況について

局として中長期保全・修繕計画が策定されていない。現在の修繕計画の位置づけは担当者レベルの作成資料に留まるものである。また、金額も棟などを単位とする大枠なものであり県としてのアセットマネジメント計画の策定につながる精緻なものとはなっていない。(.【指摘 2】に記載のとおりである。)

各施設における、具体的な中長期修繕計画の立案状況は下記のとおりである。

循環器・呼吸器病センター

作成された長期修繕維持改修計画は、棟別に、建築、電気、空調、給排水と分類を設定して、年度ごとに必要額を記載するものであり、各年度でどの程度の予算を要するか大枠を把握することはできる。

しかし当該計画は、個々の施設情報の積上げに基づく必要額で算出されていない。従ってこれまでの修繕実績や、点検結果を踏まえた必要額ではなく、計画と予算のギャッ

プの把握もされていない状況にある。また、計画資料の位置づけも担当者レベルの作成資料である。従って県としてのアセットマネジメント計画の策定につながる計画の作成が望まれる。

小児医療センター

小児医療センターでは中長期維持改修計画が作成されていない。特に小児医療センターは電源の切断や振動等が患者に与える影響が大きいことから、これらについては優先的な修繕を行っている。であるならば、より一層修繕データの蓄積も可能であり、修繕実績データを踏まえて、アセットマネジメント計画の策定に繋がる中長期修繕計画の策定が望まれるが、平成 27 年度までに耐震改修（建替え）を完了させる計画を考慮する必要がある。

精神医療センター

精神医療センターでは、平成 19 年から平成 28 年までの主な設備改修計画を作成している。

設備改修計画は、冷温水発生機、ボイラーなど 11 設備について、年度ごとの必要額を記載するものであり、各年度でどの程度の予算を要するかを概括的に把握するのに役立っている。

しかし当該計画は、個々の施設情報の積上げに基づく必要額で算出されていない。従ってこれまでの修繕実績や、点検結果を踏まえた必要額ではなく、計画と予算のギャップの把握もされていない状況にある。また、計画資料の位置づけも担当者レベルの作成資料である。従って県としてのアセットマネジメント計画の策定につながる計画の作成が望まれる。

がんセンター

がんセンターは新病院を開設するが、開設後も一部施設（全 9 棟のうちの 1 棟で延べ床面積 7,107 平方メートル）の利用（保育所等への転用）を継続する予定である。従って、当該施設についても簡便で構わないが長期修繕計画の作成が望まれる。

6. 下水道局

(1) ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 11 月 25 日）

今回のテーマである「公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、下水道を管理する下水道局にヒアリングを実施し、下水道施設における修繕要望の基準やルール、中長期修繕計画の作成状況について確認する。

(2) 下水道施設の概要

次頁参照。

(3) 修繕要望の基準やルールについて

）修繕要望の基準やルールについて

下水道事業における定期又は日常の点検管理は、管渠やポンプ場・処理場などの構築物を除いて、県（下水道局）は財団法人埼玉県下水道公社（以下、下水道公社という。）に委託し、同公社が標準保守点検実施基準に基づき、点検及び施設の維持管理を行っている。下水道局と下水道公社との財源及び執行は、表 - 6 - 1 のとおり区分されている。

表 - 6 - 1 点検及び施設の維持管理の財源及び執行区分

費目	財源区分基準	執行区分
建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設を拡張する場合。 ・法改正や計画変更等により、下水道施設を改造する場合。 ・耐用年数に達した下水道施設を対象とし、再建設あるいは取替えを行う場合。 ・設備・機器において、修繕の範囲を超える場合。 	下水道事務所
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数に達していない下水道施設を対象とし、取替え又は補修を行う場合。 	
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器を対象とし、能力を維持確保するために、劣化部分や消耗部分の交換を行う場合。 	下水道公社
費	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の補修を行う場合。 	下水道事務所

出典：下水道局作成資料

表 - 6 - 2 流域下水道の計画と現況

平成21年4月1日現在

項目	流域名 地区名	荒川左岸南部		荒川左岸北部		荒川右岸		中川		古河荒川		荒川上流		市野川		利根川右岸		計
		荒川水圏センター さいたま市 上尾市 戸田市	川口市 蕨市 北本市	行田市 鴻巣市 北本市	川越市 狭山市 朝霞市 和光市 富士見市 三芳町 宮島町	所沢市 入間市 越木市 新緑市 ふじみ野市 川島町	川口市 春日部市 草加市 八潮市 蓮田市 伊奈町 白岡町 松伏町	さいたま市 吉川市 越谷市 三郷市 幸手市 蕨代町 杉戸町	加須市	久喜市	深谷市 碓氷町	清川町 小川町	嵐山町 小川町	本庄市 神川町	美里町 上尾町	利根川水圏センター 小山川水圏センター	計	
計画汚水量 (日最大)		895,400 m ³ /日 8系列	233,100 m ³ /日 5系列	789,900 m ³ /日 8系列	765,000 m ³ /日 14系列	89,500 m ³ /日 4系列	15,900 m ³ /日 3系列	22,800 m ³ /日 4系列	77,700 m ³ /日 5系列	2,889,300 m ³ /日								
処理区域面積		22,356 ha	15,768 ha	30,726 ha	30,639 ha	4,154 ha	1,786 ha	1,874 ha	4,360 ha	111,463 ha								
計処理区域人口		1,764,500 人	434,300 人	1,574,000 人	1,454,000 人	131,600 人	25,600 人	42,200 人	120,800 人	5,547,000 人								
ポンプ場		7カ所	3カ所	4カ所	1カ所	6カ所	1カ所	1カ所	-	23カ所								
管渠延長		95,480 m	53,600 m	102,400 m	120,940 m	28,620 m	8,560 m	11,700 m	28,740 m	450,040 m								
処理開始年月		昭和47年10月	昭和56年4月	昭和58年4月 平成10年4月	昭和58年4月	昭和58年4月	平成4年4月	平成6年4月	平成21年4月									
処理能力 (日最大)		935,000 m ³ /日 7系列	197,250 m ³ /日 3系列	642,780m ³ /日 4.5系列	549,580 m ³ /日 8系列	75,000 m ³ /日 3系列	6,200 m ³ /日 1系列	12,400 m ³ /日 2系列	22,500 m ³ /日 1.5系列	2,500,190 m ³ /日								
処理区域面積		15,977.6 ha	4,967.3 ha	15,581.8 ha	14,368.9 ha	1,773.1 ha	489.9 ha	852.6 ha	994.8 ha	55,006.0 ha								
処理区域人口		1,670,753 人	320,754 人	1,424,026 人	1,227,047 人	110,793 人	15,251 人	33,084 人	42,723 人	4,844,431 人								
ポンプ場		7カ所	2カ所	4カ所	1カ所	6カ所	-	1カ所	-	21カ所								
供用管渠延長		95,380 m	53,600 m	99,100 m	116,180 m	26,420 m	8,560 m	11,700 m	20,210 m	431,150 m								

出典：下水道局作成資料

下水道局は、下水道公社等による設備の点検の結果、電気・機械設備の中で修繕すべき箇所が発見されると、修繕 10 力年計画（下水道公社が案を作成する。）を基に、また管渠やポンプ場・処理場の構築物に関しては修繕工事 3 力年計画を基礎として施設維持管理関係者へヒアリングをするとともに、現地調査を実施する。そのうえで、施設の健全度が基準値を超えていた場合、優先順位を判断した上で予算要求することとなる。

）点検結果のデータ管理について

【意見 31】下水道局と下水道公社では、施設点検の結果につきシステム上で適切にデータ管理すべきである。

施設点検の結果に関して、下水道公社では各担当者が紙ベースで管理し、必要に応じて担当者間で閲覧できるように保管されているが、システム上でのデータ入力・管理はされていない。また、下水道局では、今年度から新たな固定資産管理システムを導入したが、点検結果についてはシステム上未入力の状況であり、今後の課題となっている。

従って、下水道公社・下水道局とも、現在は施設点検の結果記録をシステム上でデータ管理していないが、当該結果記録は、修繕工事の優先順位を決定する際の重要な情報であり、また将来の修繕計画を策定する上で参考とするべき情報であることから、基本的にはシステムを使用して網羅的にデータ管理し、必要となった時には迅速にデータを集計・抽出して活用することが求められる。但し、この際、点検記録のデータが膨大となり、データを入力することが実務上困難である場合は、将来の修繕計画を策定する上で重要と考えられる点検記録を特定し、少なくともそれらの重要情報に関してはシステム上でデータ管理されるべきである。なお、上記のとおり、下水道局では管理システム導入初年度であることから、現状では修繕履歴のデータ入力も未了となっているため、点検結果同様、システムへの適切な入力・管理が行われる必要がある。

（４）中長期修繕計画の立案状況について

【意見 32】下水道局は、国から通知された「下水道長寿命化支援制度実施要綱について」の通知に基づき、早急に現在策定されている中長期修繕計画を見直すべきである。

下水道施設の長期修繕計画は、電気・機械設備については修繕 10 力年計画（下水道公社が案を作成する。）を、また管渠・ポンプ場・処理場など構築物については修繕工事 3 力年計画を作成している。

これに対して、国（国土交通省 都市・地域整備局）からは平成 20 年 4 月に「下水道長寿命化支援制度実施要綱について」の通知が出された。これによると、下水道整備の進展

に伴って、各都道府県の管理する施設ストックが増大するとともに、管路施設の老朽化に起因して各地で道路陥没等が発生し、平成 18 年度の陥没件数は、約 4,400 箇所にのぼっているのが実態である。そこで国は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するための事業を創設した。当該事業の創設に伴い、県は平成 24 年度までに同要綱に準拠した下水道長寿命化計画を作成し、これに基づく予防保全的な管理を実施する必要がある。

下水道局担当者へのヒアリングの結果、現在は国からの通知に基づき長寿命化計画を流域ごとに策定中であり、策定が完了した流域から順次適用することとしているが、策定に際しては、引き続き、すでに策定済みの中長期修繕計画を見直し、整合を図っていく必要がある。

7. 教育局

(1) ヒアリングの概要(ヒアリング日 平成22年8月25日)

教育局は、下記県有施設を管理している。これら施設のうち学校を対象として耐震化の状況、各施設の修繕要望の基準やルール、中長期計画の立案状況についてヒアリングを実施した。

表 - 7 - 1 教育局の管理施設

部局	施設名	所管課	平成22年4月1日現在の管理形態	
教育局	学校	県立学校 人事課	直営	中学校1、高校144、特別支援学校33
	総合教育センター・深谷支所・江南支所	高校教育 指導課	直営	
	図書館(浦和、熊谷、久喜)	生涯学習 文化財課	直営	
	歴史と民俗の博物館		直営	
	さきたま史跡の博物館		直営	
	さきたま古墳公園		直営	
	嵐山史跡の博物館		直営	
	近代美術館		直営	
	北浦和公園		直営	
	自然の博物館		直営	
	川の博物館		株乃村工藝社	指定管理者(公募5年)
	げんきプラザ(長瀬、加須、小川、神川、大滝)		直営	
	名栗げんきプラザ		名栗フィールズパートナーズ (株)東急コミュニティー、 (特)国際自然大学校、 (株)ニックス)	指定管理者(公募5年)
	文書館		直営	
	さいたま文学館		(財)けやき文化財団	指定管理者(随意5年)

部局	施設名	所管課	平成 22 年 4 月 1 日現在の管理形態	
	スポーツ研修センター	スポーツ振興課	直営	
	武道館		(財)埼玉県体育協会・(株)サイオー共同事業体	指定管理者(公募5年)

出典：改革推進課作成資料

(2) 施設の管理について

① 施設の使用状況について

後述の「21世紀いきいきハイスクール推進計画(後期)」には、その中で建築後20年を経過した校舎などでは、経年劣化による建物・設備の不具合により、維持修繕が頻繁に行われる旨が記されている。しかし、現状は予算の制約もあり、27～28年程度の周期で大規模修繕が行われている状況にある。

② 施設についての老朽化・耐震化の現状について

【意見33】耐震化が不十分とされる施設が見受けられる。耐震化が不十分とされる施設については早急かつ確実に対応する必要がある。

耐震化について「21世紀いきいきハイスクール推進計画(後期)」には、校舎は長い時間生徒が生活する場であることから、優先して耐震補強を実施してきたが、体育館なども災害時の避難場所となることから、計画的かつ速やかに耐震補強を進める旨が記されている。

耐震化の進捗状況は表 - 7 - 2 のとおりである。早急な対応が必要な点は県も十分認識のうえ対応しているが、耐震性が十分でない建築物に体育館等が含まれており、早急の対応が望まれる。

表 - 7 - 2 県有建築物の耐震化状況内訳(平成22年3月現在)

対象施設	棟数	耐震合格	未対策	
			内訳	
			不十分	未診断
避難収容施設...県立学校、教育機関	846	821	25	0

出典：埼玉県ホームページ

上記の不十分とされた施設のうち、県立図書館(浦和図書館、久喜図書館)は、新図

書館建設等の検討もあり対応計画は立てていない。また、総合教育センターも移転（平成23年4月）するため対応計画は立てていない。それ以外の不十分とされた施設については閉校している県立学校を除き、平成22年度～平成23年度にかけて対応中若しくは対応予定となっている。

なお、不十分とされた施設一覧は表 - 7 - 3 のとおりである。

表 - 7 - 3 耐震化不十分の施設

施設名・棟名		担当課室	設置場所	建設年	建築基準法 耐震基準	ランク 区分	備考
菖蒲高校	管理特別教室	教育局財務課	久喜市	1971	旧基準		閉校
菖蒲高校	体育館	教育局財務課	久喜市	1973	旧基準		閉校
常盤高校	体育館	教育局財務課	さいたま市	1977	旧基準		
福岡高校	体育館	教育局財務課	ふじみ野市	1977	旧基準		
北川辺高校	体育館	教育局財務課	加須市	1977	旧基準		閉校
三郷高校	体育館	教育局財務課	三郷市	1977	旧基準		
本庄北高校	体育館	教育局財務課	本庄市	1979	旧基準		
川本高校	体育館	教育局財務課	深谷市	1979	旧基準		閉校
朝霞西高校	体育館 (重層)	教育局財務課	朝霞市	1980	旧基準		
川越西高校	体育館 (重層)	教育局財務課	川越市	1980	旧基準		
所沢西高校	体育館 (重層)	教育局財務課	所沢市	1980	旧基準		
幸手高校	体育館 (重層)	教育局財務課	幸手市	1981	旧基準		
特別支援学校 塙保己一学園	体育館	教育局財務課	川越市	1972	旧基準		
特別支援学校 坂戸ろう学園	体育館	教育局財務課	坂戸市	1980	旧基準		
川越特別支援 学校	体育館	教育局財務課	川越市	1979	旧基準		
総合教育セン ター本所	1号館	教育局財務課	さいたま市	1966	旧基準		
総合教育セン ター本所	2号館	教育局財務課	さいたま市	1964	旧基準		
総合教育セン ター本所	3号館	教育局財務課	さいたま市	1964	旧基準		

施設名・棟名		担当課室	設置場所	建設年	建築基準法 耐震基準	ランク 区分	備考
総合教育センター本所	4号館	教育局財務課	さいたま市	1966	旧基準		
総合教育センター本所	5号館	教育局財務課	さいたま市	1972	旧基準		
総合教育センター本所	6号館	教育局財務課	さいたま市	1981	旧基準		
総合教育センター江南支所	農業管理棟	教育局財務課	熊谷市	1965	旧基準		
浦和図書館	本館	教育局財務課	さいたま市	1959	旧基準		
久喜図書館	本館	教育局財務課	久喜市	1979	旧基準		
神川げんきプラザ	本館	教育局財務課	神川町	1973	旧基準		

出典：埼玉県ホームページ

ランク区分については表 - 3 - 4 (134 頁) 参照

(3) 修繕要望の基準やルールについて

教育局財務課から各学校に対して修繕の要望受付が開始され、これに対して各学校からは、優先順位決定の上で修繕要望が提出される。その際に各学校が提出する資料は表 - 7 - 4 のフォームによっている。

以上が維持修繕の箇所付けに至るフローである。なお、箇所付けに当たっては、学校生活に影響を与えるものや施設の機能低下に繋がるものを優先する一方で、緊急度の高い雨漏り等は年度内予算で前倒しすることもあると聞いている。

参考までに以下が、修繕要望額と予算額の概況である。

）修繕要望の概要

学校からの修繕要望

年度	件数	修繕要望額
平成 20 (平成 19 に比アング 実施)	1,076 件	2,891,389 (千円)
平成 21 (平成 20 に比アング 実施)	1,048 件	3,245,249 (千円)

）維持修繕予算の概要

当初予算額

年度	県立学校維持修繕費
平成 20	872,791 (千円)
平成 21	866,712 (千円)

）予算要求と箇所付けについて

県立学校維持修繕費は、前年度予算をベースに特別な事情を加味して予算化することになっているが、社会経済状況や税収減等で削減されることもある。そして、確定した予算額をベースに、前述のフローに沿って財務課が必要性及緊急性等に応じ箇所付けをしている。当初学校からの要望額は必要性及緊急性などが高い施設から低い施設まで全て含まれている額であり、そこから財務課が確定した予算枠内で優先順位を付けて必要性及緊急性などが高い施設を選定し予算付けをしている。

(4) 中長期修繕計画の立案状況について

）量の見直し(高等学校の適正規模について)

県教育委員会は、生徒数の減少をはじめとする、多様化する教育ニーズや中途退学の問題などの様々な課題に対応し、県立高校の活性化・特色化を図り、学校をいきいきとさせていくために平成 12 年 3 月に「21 世紀いきいきハイスクール構想」を策定している。この構想実現に向けた具体的施策である「21 世紀いきいきハイスクール推進計画(後期)」は人口減に対応した適正な学校規模への取組を 現状と課題、 課題への対応で示している。必要な学校数を人口統計等から予測した上で、既設校の統合等による量の見直しを進め、施設の有効活用を図っている点で評価できる。

現状と課題

県内中学校卒業生数は、平成元年にピークを迎え 115,584 人であったが、その後急減し、平成 18 年 3 月にはボトムの 63,983 人、ピークの 55.4%となった。

平成 18 年 1 月の「義務教育人口推計結果報告書(平成 18～23 年度)などに基づくと、県内中学校卒業生数は、平成 22 年に一時的に増加して約 67,400 人となるが、平成 23 年には再び減少して約 64,700 人になると見込まれている。さらにこの報告書等に基づき、平成 23 年以降の中学校卒業生数を予測すると、小さい幅での増加・減少を繰り返しながら推移し、平成 25 年には、約 65,000 人になる。

今後の県内中学校卒業生数の動向については、首都圏に位置する本県の地理的状況などを考慮し、慎重に見守る必要がある。

また、県内中学校卒業生の高校等進学率は、平成 16 年度が 98.0%であり、その後、平成 20 年度まで、ほぼ同率で推移している。しかし、高校の課程別進学率に着目すると、平成 16 年度から平成 20 年度にかけて、全日制の課程は 95.1%から 93.6%へ低下し、定時制の課程(全定併置校・独立校)は、1.1%から 2.0%へ上昇している。

このような動向を踏まえ、各学校が効果的な教育活動を展開するために適正な学校規模を維持することが課題である。

課題への対応

生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進むと、多様な教育課程の編成が困難になったり、学校行事などの特別活動や部活動の活力が低下したりするなど、学校運営上の課題が生ずる。学校の活力を維持する観点から、一定の学校規模を確保することにより、各学校の活性化を進める。

そして、県内中学校卒業生数、高等学校等への進学率の動向、適正な学校規模の基準等に基づいて計画の目標年度である平成 25 年度の学校数を表 - 7 - 7 のとおりとしている。

表 - 7 - 7 県立学校数の推移

	平成 11 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
全日制	153 校	139 校	133 校
夜間定時制	31 校	22 校	17 校
昼夜開講等	2 校	5 校	6 校

出典：県立学校部高校改革推進課

）閉校施設の跡利用について

閉校決定した高校については、閉校施設の跡利用の手続きを定め、これに従い施設の利活用を進めている。閉校となった跡地の多くは転用等が進んでいるが(10施設中7施設)、表 - 7 - 8 の3施設は跡利用を検討中である。学校は、市街化調整区域も多く利用制限がかかるため、閉校から利活用まで遊休期間が長期化するケースも想定されるが、全庁的な全体最適を更に進めて、遊休期間の短縮化を図ることが望まれる。

表 - 7 - 8 跡利用検討施設

施設名	閉校	跡利用
旧毛呂山高校	平成 20 年 3 月	検討中
旧騎西高校	平成 20 年 3 月	検討中
旧菖蒲高校	平成 22 年 3 月	検討中

出典：教育局作成資料

）中長期修繕計画

大規模改修は概ね 20 年以上経過したものが対象とされている。また、その他中間的な位置づけで 10 年ごとに一部修繕を実施している。この際、予定校について教育局の現地点検を教育局の専門職担当者が行い、このうえで、大規模改修を行う必要があるか否かを専門職担当者が予算決定の前に判断している。

教育局では橋梁などで見られるようなライフサイクルコストを意識した中長期保全・修繕計画は作成しておらず、設備及び仕上げ材料等物の劣化を加味して 20 年を目途として大規模修繕を行っているのみである。

中長期保全・修繕計画を策定し、将来の公有財産の維持コストを把握する必要がある。
(.【指摘 2】にて記載のとおりである。)

8. 県民活動総合センター（県民生活部 NPO 活動推進課所管、指定管理者(財)いきいき埼玉）

（1）ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 11 月 24 日）

今回のテーマである「公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、県民活動総合センターでの視察及びヒアリングを実施し、同施設の公有財産の管理・運営状況について確認する。

（2）施設の概要

県民活動総合センター外観



出典：「埼玉県県民活動総合センター」ホームページ

）施設の目的

県民の地域づくりに必要なボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年活動、高齢者活動などの諸活動の促進のため、また県民一人ひとりの生涯学習の充実のためにつくられた施設である。

）沿革

平成元年 10 月 1 日

- ・ ボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動（視聴覚教育活動を含む）、女性活動、青少年活動及び高齢者活動などの諸活動並びに県民一人ひとりの生涯学習活動（以下「県民活動」という。）の助長、促進を図り、県民の文化的向上と福祉の増進に寄与することを目的として、財団法人埼玉県県民活動総合センターを設立（平成元年 10 月 1 日）。県民活動の拠点施設、埼玉県県民活動総合センター（北足立郡伊奈町）の管理運営を埼玉県から受託する。

平成 2 年 4 月 1 日

- ・ 「埼玉県県民活動総合センター」が一部オープンする。（事務棟（情報センター含む）

研修棟、小ホール等、全体の約 60%)

平成 3 年 4 月 1 日

- ・「埼玉県県民活動総合センター」が全面オープンする。(宿泊棟、体育館、茶室・和室、運動場、テニス場、ゲートボール場等)

平成 8 年 1 月 13 日

- ・「ボランティアビューロー」がオープンし、「ボランティア相談センター」が事務室内から移転する。

平成 13 年 4 月 1 日

- ・「ボランティア相談センター」が「ボランティア・NPO 相談センター」となる。

平成 13 年 8 月 14 日

- ・「彩の国市民活動サポートセンター」がオープンする。

平成 17 年 10 月 26 日

- ・「埼玉県県民活動総合センター」の利用者が延べ 800 万人に達する。

平成 17 年 12 月 27 日

- ・財団法人いきいき埼玉が埼玉県から「埼玉県県民活動総合センター」の指定管理者に指定される。

平成 18 年 4 月 1 日

- ・指定管理者(平成 18~20 年度)として「埼玉県県民活動総合センター」の管理・運営開始。
- ・「ボランティア・NPO 相談センター」が「彩の国市民活動サポートセンター」と統合し、機能拡充を図る。

平成 21 年 2 月 21 日

- ・「埼玉県県民活動総合センター」の利用者が延べ 1,000 万人に達する。

平成 21 年 4 月 1 日

- ・指定管理者(平成 21~25 年度)として「埼玉県県民活動総合センター」の管理・運営開始。
- ・「県民相談コールセンター」による県民相談事業を開始する。

なお、過去 3 年間の施設に係る維持管理コストは表 - 8 - 1 のとおりとなっている。

表 - 8 - 1 過去 3 年間の施設に係る維持管理コストの推移 (単位:円)

項目	支出者区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
光熱水費	指定管理者支出分	47,351,950	42,154,042	41,985,813
建物管理委託費	指定管理者支出分	88,368,950	53,146,868	65,650,899
修繕費	指定管理者支出分	9,875,591	25,183,837	21,997,271
合計		145,596,491	120,484,747	129,633,983

) 施設の概要

構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階

建築規模 建築面積 4,376.80 m²

延床面積 8,497.38 m²

(事務・モール棟のみ示す)

主な施設

- ・小ホール 1,219 m²
- ・研修棟 5,769 m²
- ・事務棟 6,365 m²
- ・宿泊棟 4,263 m²
- ・体育館 1,150 m²
- ・和室茶室 135 m²
- ・レストラン

) 利用状況

利用案内

- ・開館時間 9:00~21:30
- ・施設利用時間 屋外運動施設 9:00~17:00
情報センター 9:00~18:00
その他の施設 9:00~21:30
- ・休館日 : 原則として毎月第2・第4月曜日
12月29日~翌年1月3日
- ・施設予約及び利用申請の受付時間 9:00~17:15
- ・施設予約受付期間 : 利用日の6ヶ月前の初日から3日前まで

利用実態

利用者の推移は表 - 8 - 2 のとおり、増加傾向となっている。

表 - 8 - 2 県民活動総合センター利用者の推移

単位：千人	平成18年度	平成21年度
利用者数	58万9千人	70万4千人
宿泊者数	1万4千人	1万6千人

出典：埼玉県県民活動センター

(3) 施設の管理について

) 施設の老朽化・耐震性の現状について

平成2年竣工の建物であるため、耐震性については今のところ問題はない。

しかし、建設後約20年経過しているため、徐々に劣化が目立ち始めている。例えば、

- ・ テニスコートの面にひび割れや段差が生じている。
- ・ 小ホール床面に段差が出来てしまっている。
- ・ 小ホールの昇降装置が老朽化している。
- ・ 宿泊棟の空調・給湯設備が老朽化している。
- ・ 宿泊棟の一部に雨漏りが生じている。
- ・ 宿泊棟のタイルが剥落している。

等々である。ただし、これらはいずれも修繕工事済みであったり、工事实施中もしくは来年度に工事が行われることとなっており、手当がなされていない修繕箇所はない。

) 施設の点検について

点検方法について

施設の管理は、指定管理者である財団法人いきいき埼玉が行っている。

施設の点検は、電気・ガス・水道についてはESCO事業者であるジョンソンコントロールズ(株)が、空調・エレベーターなどといった設備は、指定管理者が委託した専門業者が点検している。平成18年度に総合的な劣化診断を専門業者に委託して実施した。それ以降、建物に関わる定期点検は、建築基準法に準拠して実施している。設備についても、法令点検を実施している。なお、県はモニタリングにおいて、法定点検をしているのかを確認している。モニタリングは県の「指定管理者制度導入の手続きに係る基本方針[ガイドライン]」に従って実施している。

但し、消火設備、空調設備、電気設備といった基本設備の点検項目に関しては、より詳細な点検項目を検討、作成することが求められる。施設利用者の安全や健康管理を考えると老朽化が表面化する前に対応できるよう施設の劣化状況を事前に把握し対応ができるような事前予防を意識した点検マニュアルを作成し、点検方法について見直しを図っていくことが望まれる。

また、点検マニュアルは、県有資産の統括部門(管財課)としてまず点検項目や点検手法のルール化、統一化を図ったうえで各施設担当者(当施設の場合は、指定管理者)への落とし込みを実施することにより、県全体での点検レベルを一定以上確保することが実現できると考えられる。これによって、各施設担当者の自主点検で今まで発見できなかった目に見えていない潜在的な危険箇所を発見することも可能となる。

従って、まずは、各施設に共通するような基本設備に関しては、県有資産の統括部門(管財課)として統一された施設の点検マニュアルについて作成し、これに施設ごとに

必要となる点検マニュアルを併せて作成することで、有効に活用されることが望まれる（ - 1 .【意見 13】に記載のとおりである。）

点検結果の記録方法について

点検結果の情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが望ましい。なぜなら、点検結果の情報は、施設や設備の劣化状況を示すための重要な情報であり、当該情報をデータ化することで即時に閲覧及び分析することができ、施設の劣化状況を事前に把握し即時に対応することも可能となる。また、それによって中長期修繕計画の策定にも役立つこととなる。その際できれば新公有財産管理システムを利用することが望ましいが、システムの改良などのコスト面で難しい場合は他のシステムやエクセルなどで代替的に管理することも考えられる。

さらに、データ化することにより県全体で閲覧することが可能になれば各施設間で施設の劣化状況を比較することが可能となり、県財政が厳しい中、施設の修繕についての優先順位付けなどにも役立つことが考えられる。（ - 1 .【意見 17】に記載のとおりである。）

）修繕要望の基準やルールについて

修繕要望の基準ないしルールとして、年に一度管財課で各部局からの要望をまとめている。県民活動総合センターでも指定管理者が要望書を提出し、管財課などで調整されたうえで予算化される。

現時点では、要望はすべて予算化できているため、特に問題はない。緊急を要するような修繕については、指定管理者である財団が経常予算の中で対応する。

基本的には、250 万円を超える大規模修繕は県が負担し、それ以外の経常的維持管理費は財団が負担している。

）修繕履歴の入力について

修繕の記録管理は、紙ベースの修繕補修簿によって行っている。併せて指定管理者が実施する小規模修繕（250 万円未満）については、指定管理者からの報告を年 1 回受けた所管課の NPO 活動推進課が、新公有財産管理システムに入力している。管財課が実施する修繕（250 万円以上の修繕）は、管財課から修繕結果の報告を年度末に受け、所管課でシステムに入力している。

県のオンラインがひかれていない指定管理施設では、このシステムは使えない。ただし、管財課が執行している修繕については、県の検査が終了次第、完了届・函面等の資料が県民活動総合センターに移管されており、施設点検上、指定管理者としては不都合がない。しかし、県全体の施設管理という面からすると、修繕状況についてリアルタイムで確認できない状況にある。（ - 1 .【意見 16】及び 95 頁に記載のとおりである。）

) 中長期修繕計画の立案状況について

営繕課が、平成 18 年度に建築基準法に定められた「県民活動総合センター劣化診断」を実施した結果、建物の経年劣化や老朽箇所が判明し、「長期保全計画」を策定した。指定管理者では、県が策定した「長期保全計画」を参考にして、「施設維持管理計画」を策定している。長期保全計画の中では平成 21 年度から平成 34 年度までの 15 か年計画が組まれている。15 か年の総工事費は 15 億 5 千万円を予定している。

各年度の修繕工事費を以下に列記する。

平成 21 年度	62,964 千円
平成 22 年度	108,299 千円
平成 23 年度	96,258 千円
平成 24 年度	167,006 千円
平成 25 年度	132,419 千円
平成 26 年度	105,075 千円
平成 27 年度	112,294 千円
平成 28 年度	110,103 千円
平成 29 年度	107,252 千円
平成 30 年度	106,998 千円
平成 31 年度	110,794 千円
平成 32 年度	111,960 千円
平成 33 年度	119,322 千円
平成 34 年度	104,262 千円

平成 21 年度は計画通り実施されており、現時点では計画のローリングの必要性はない。

) 施設の有効活用について

施設が有効に活用されているかを確かめるため、施設担当者に余剰となっていて、廃棄・売却・他使用目的の転用等を検討している建物や設備があるかについて及び建物のスペースに不足はないかについてヒアリングを実施したところ、そのようなものはないとのことであった。

この他、利用者から意見・要望が寄せられる「エコーボックス」を設置しており、寄せられた声を参考にして対策を講じている。最近の事例では、テニスコートの面に段差があるとか、空調設備の老朽化に伴い効果が薄い等々の苦情が寄せられているが、計画的に修繕を予定しており対策済みである。

但し、施設担当者は施設の利用度評価をする際、評価基準を設けて 1 人当たりの有効面

積などといった指標を用いることにより過年度や他の施設との比較分析をしている訳ではなかった。

適切なアセットマネジメントを実施していくためには、施設に対してのニーズに合わせて必要最低限な施設を保有することが重要と考えられる。そのためには、まず、現状の施設がニーズに対応できるだけの必要な面積の供給をできているのか、また、供給している施設に無駄なスペースがないかといった施設の利用度評価が適切に実施されていなければならない。そして、施設の利用度評価を適切に実施するためには、評価方法を確立し、指標を用いて過年度や他の施設と比較分析を実施することが必要になると考えられる。

さらに、施設の現状の利用度評価について数字などで「見える化」することによって、目標を定量的に設定し、目標管理を行い易くする。それによって、より適切なアセットマネジメントを実施することが可能になると考えられることから、施設の現状の利用度評価について数字などで「見える化」することが望ましい。

表 - 8 - 3 の施設別利用状況（平成 17 年度～平成 22 年度）のとおり施設全体での利用状況は若干ではあるが伸びているものの、施設別でみるとセミナー室や会議室などの利用状況は直近（平成 22 年 4 月～12 月の期間と平成 21 年 4 月～12 月の期間）で比較すると増加している一方で、宿泊施設の宿泊者数・利用率・稼働率は、直近で比較すると大幅に減少している状況であり、過去 5 年間でも高いとは言えない水準で推移し伸び悩んでいると考えられる。

表 - 8 - 3 施設別利用状況（平成 17 年度～平成 22 年度）

年 度	17	18	19	20	21	合計	21年 12月末	22年 12月末	差
小ホール	34,656	34,586	35,037	36,658	38,372	181,309	33,812	27,993	-5,819
第1楽屋	1,652	724	687	710	822	4,595	662	380	-282
第2楽屋	535	506	605	567	712	2,925	567	325	-242
第3楽屋	583	631	699	619	697	3,229	576	363	-193
第4楽屋	433	434	489	452	539	2,347	425	239	-186
第5楽屋	365	386	397	408	424	1,980	323	223	-100
第6楽屋	299	377	332	347	410	1,765	309	201	-108
小計	38,523	37,644	39,246	41,761	41,976	198,150	36,674	29,744	-6,930
第1リハーサル室	6,161	5,866	11,255	10,524	10,155	43,961	7,580	7,575	-5
第2リハーサル室	5,908	5,861	11,272	10,760	10,442	44,243	7,809	7,610	-199
音楽スタジオ	7,423	5,653	6,487	6,355	5,676	31,594	4,103	4,472	369
小計	19,492	17,380	29,014	27,639	26,273	119,798	19,492	19,657	165
セミナール1	33,017	36,152	35,672	32,963	32,900	170,704	25,531	28,022	2,491
セミナール2	35,832	39,733	34,945	40,309	34,957	185,306	27,176	28,256	-920
21セミナール室	6,111	6,040	5,537	5,472	5,222	28,382	3,512	3,826	314
22セミナール室	5,135	5,648	4,917	5,403	4,878	25,981	3,602	3,658	56
23セミナール室	5,250	5,108	5,255	4,990	4,872	25,475	3,797	3,082	-715
24セミナール室	5,749	4,346	4,559	5,112	4,397	24,165	3,299	2,864	-435
25セミナール室	6,471	5,642	7,282	7,104	6,367	32,866	5,052	6,401	1,349
26セミナール室	5,654	5,243	6,060	5,102	4,608	26,667	3,632	4,913	1,281
27セミナール室	4,845	4,839	6,206	4,444	4,522	24,856	3,577	4,179	602
28セミナール室	4,871	5,249	5,091	4,698	4,503	24,412	3,569	5,975	2,406
29セミナール室	12,655	13,553	11,666	12,716	11,777	62,367	9,167	9,145	-22
30セミナール室	21,387	20,692	22,890	20,783	19,409	105,161	15,376	17,227	1,851
31セミナール室	8,870	8,261	8,890	8,740	7,605	42,366	5,846	6,294	448
32セミナール室	7,992	7,520	7,324	7,723	7,194	37,753	5,434	6,010	576
33セミナール室	7,322	6,959	7,138	7,123	6,832	35,374	4,974	5,866	892
34セミナール室	6,183	5,863	6,910	7,465	5,962	32,383	4,556	4,431	-125
35セミナール室	11,600	9,550	10,776	13,552	11,494	56,972	8,520	8,718	198
36セミナール室	8,696	8,740	8,391	10,715	10,442	46,984	8,233	7,165	-1,068
37セミナール室	16,932	17,338	19,715	20,874	18,319	93,848	14,966	14,897	-69
小計	214,072	216,978	219,224	225,288	206,260	1,081,922	159,619	168,929	9,110
第1会議室	6,236	5,716	4,808	9,734	11,942	38,436	8,767	9,904	1,137
第2会議室	3,192	4,807	4,723	3,084	4,521	20,327	2,838	5,591	2,753
第3会議室	5,759	5,314	4,106	5,606	5,421	26,206	4,147	4,393	246
第4会議室	3,787	5,573	3,398	3,437	3,133	19,328	2,247	3,004	757
第5会議室	4,359	4,331	4,197	4,421	4,524	21,832	3,564	2,803	-761
第6会議室	3,522	2,847	2,820	2,867	2,935	14,991	1,963	2,417	454
小計	26,855	28,588	24,052	29,149	32,476	141,120	23,526	28,112	4,586
21準備室	851	1,074	987	1,121	812	4,845	623	680	57
22準備室	599	627	506	418	612	2,762	444	1,073	629
23準備室	553	573	626	460	656	2,868	506	565	59
24準備室	1,149	1,019	1,049	1,048	1,336	5,601	1,044	900	-144
25準備室	608	541	432	464	486	2,531	321	847	526
26準備室	426	394	362	400	403	1,985	275	638	363
27準備室	889	739	730	544	617	3,519	475	400	-75
小計	5,075	4,967	4,692	4,455	4,922	24,111	3,688	5,103	1,415

出典：NPO 活動推進課作成資料

宿泊棟の利用水準が伸び悩んでいる要因の一つとして、各宿泊室にトイレ・浴室が完備されておらず共同で使用する事となっているため、現在の利用者のニーズには合っていない状況であることが考えられる。

さらに、宿泊料金は表 - 8 - 4 料金表のとおり平成 22 年 7 月 1 日から増額されており、このことから今後利用水準が伸びていくことは見込めない状況にある。

(単位 人)

年 度	17	18	19	20	21	合計	21年 12月末	22年 12月末	差
視聴覚スタジオ	424	1,553	2,021	2,793	4,149	10,940	2,899	2,163	-736
視聴覚研修室	10,833	12,194	10,826	11,291	9,040	54,184	6,507	6,674	167
パソコン研修室	17,644	17,321	17,933	16,920	14,401	84,219	11,137	9,362	-1,775
視聴覚室	1,399	1,206	803	809	11,742	15,958	8,790	9,740	950
第1視聴覚制作室	252	216	353	288	1,255	2,366	829	1,992	1,163
第2視聴覚制作室	4,908	3,866	2,927	3,023	3,641	18,365	2,675	2,592	-83
小計	35,459	36,378	34,863	35,124	44,228	186,052	32,837	32,433	-404
工芸制作室	7,728	7,597	6,554	6,299	5,872	34,050	4,365	4,073	-292
陶芸制作室	5,641	6,562	4,763	5,261	4,232	26,459	3,246	3,064	-182
絵画制作室	6,010	5,587	5,733	5,687	4,892	27,809	3,516	3,376	-140
手芸制作室	2,941	2,807	3,171	2,987	2,050	13,956	1,541	1,626	85
料理研修室	2,676	2,848	3,029	2,830	2,300	13,683	1,530	1,549	19
展示コーナー	26,077	21,349	26,872	30,948	30,124	135,370	22,608	17,557	-5,051
和室	1,904	1,963	2,591	2,448	1,706	10,612	1,288	1,182	-106
茶室	1,339	1,378	1,589	1,446	1,136	6,888	806	777	-29
小計	54,316	50,091	54,302	57,908	52,312	269,927	39,900	33,204	-6,696
体育館	27,763	21,501	31,058	32,271	28,821	141,414	23,433	24,496	1,063
小計	27,763	21,501	31,058	32,271	28,821	141,414	23,433	24,496	1,063
テニスコート1	3,208	2,763	3,313	2,934	3,087	15,305	2,427	1,474	-953
テニスコート2	1,840	1,141	1,331	927	989	6,228	782	572	-210
テニスコート3	1,659	1,078	1,283	995	926	5,941	719	497	-222
テニスコート4	1,857	1,388	1,414	1,200	1,004	6,843	814	620	-194
小計	8,564	6,350	7,341	6,056	6,006	34,317	4,742	3,163	-1,579
グラウンド	13,019	17,332	27,816	21,032	18,423	97,722	14,705	13,338	-1,367
小計	13,019	17,332	27,816	21,032	18,423	97,722	14,705	13,338	-1,367
合計	443,138	497,209	470,708	480,681	481,697	2,293,433	357,816	358,169	353
その他施設	140,767	151,917	145,475	137,842	243,089	819,090	185,592	195,337	9,745
総合計	583,905	649,126	616,183	618,523	704,786	3,112,523	543,408	553,506	10,098

宿泊利用

年 度	17	18	19	20	21	合計	21年12月末	22年12月末	差
宿泊者数(定員38人)	15,091	14,673	15,592	15,473	16,163	76,992	12,260	10,492	-1,768
宿泊者利用率(対定員)	55.4	50.7	53.4	53.4	55.9	53.8	55.0	47.7	-7.3
宿泊室稼働率(対部屋)	67.1	63.3	62.2	62.2	64.8	63.9	64.0	54.7	-9.3

和室1人×12室(41人)
洋室4人×3室(16人)
洋室2人×7(14人)

注：平成21年12月末は平成21年4月～平成21年12月まで
平成22年12月末は平成22年4月～平成22年12月まで

表 - 8 - 4 宿泊料金表

区分		宿泊料金	
大人	高校生以上	平成 22 年 7 月から	2,900 円
		平成 22 年 6 月まで	2,440 円
	65 歳以上	平成 22 年 7 月から	1,450 円
		平成 22 年 6 月まで	1,220 円
小人	中学生 小学生	平成 22 年 7 月から	1,450 円
		平成 22 年 6 月まで	1,710 円
障害のある大人		平成 22 年 7 月から	1,450 円
		平成 22 年 6 月まで	1,220 円
障害のある小人		平成 22 年 7 月から	720 円
		平成 22 年 6 月まで	850 円
未就学児			0 円

出典：NPO 活動推進課作成資料

施設の有効活用の観点から、このような利用者のニーズに合っていないと考えられる宿泊施設については、利用者のニーズにより合うような他の施設として転用する方向で検討していくことが望ましい。

【意見 34】 宿泊棟について、他使用目的への転用などを検討することが望ましい。

9. 埼玉会館（県民生活部 文化振興課所管、指定管理者(財)埼玉県芸術文化振興財団）

（1）ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 10 月 19 日）

今回のテーマである「公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、埼玉会館での視察及びヒアリングを実施し、同施設の公有財産の管理・運営状況について確認する。

（2）施設の概要

埼玉会館外観



出典：県民生活部 文化振興課

）施設の目的

県民の文化芸術活動を支援する目的で建設された会館であり、立地上県民に利用される機会は多く、かつ県主催のイベントに使用されることも多い。

）沿革

埼玉会館は、昭和天皇（当時は皇太子）のご成婚を記念し、1926年に埼玉県女子師範学校敷地内に完成した。しかし、戦争中は接収され、後に老朽化などで取り壊された。

現在の会館は、1966年（昭和41年）に竣工した。会館の設計は、東京文化会館や神奈川県立音楽堂を設計した前川國男氏で、石器質のタイルでレンガ造りの落ち着いた建物である。

なお、過去3年間の施設に係る維持管理コストは表 - 9 - 1 のとおりとなっている。

表 - 9 - 1 過去3年間の施設に係る維持管理コストの推移 (単位:円)

項目	支出者区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
光熱水費	指定管理者支出分	60,416,198	61,830,551	56,104,953
建物管理委託費	県支出分	0	6,804,000	0
	指定管理者支出分	155,330,910	155,277,570	153,012,300
	計	155,330,910	162,081,570	153,012,300
修繕費	県支出分	4,281,760	43,848,000	0
	指定管理者支出分	20,774,523	15,786,907	12,875,472
	計	25,056,283	59,634,907	12,875,472
合計		240,803,391	283,547,028	221,992,725

）施設の概要

構造規模 鉄筋コンクリート造 地下3階・地上7階・塔屋2階

建築規模 建築面積 4,164.70 m²

延床面積 18,414.54 m²

敷地面積 9,226.00 m²

総工費 1,555,634 千円 (用地費除く)

主な施設

- ・大ホール (客席1,315名、楽屋8室、控え室1室、リハーサル室1室)
- ・小ホール (客席504名、楽屋2室、控え室1室)
- ・会議室17室 (和室を含む)
- ・展示室 (第1展示室250.60 m²、第2展示室272.81 m²、第3展示室587.53 m²)
- ・保育室 (1室25.05 m²)
- ・文化情報コーナー (335.35 m²)
- ・レストラン、ワインコーナー
- ・地下駐車場 (39台)

コンセプト

- ・大ホール : 現在としては非常に珍しい難燃性合板材を壁面仕上げ材として用い、響きの良いホールとして評価が高い。
- ・小ホール : 客席が舞台を中心に扇状に配置され、舞台との親近感や一体感を醸し出している。
- ・展示室 : 天井の高さと面積の異なる3室を配置することにより、あらゆる種類の展示要望に応えることができる。

) 利用状況

平成 20 年から平成 21 年にかけて利用実績率が増加した。

利用実績率は表 - 9 - 2 のとおり。

表 - 9 - 2 埼玉会館利用実績率

	平成 20 年度	平成 21 年度
大ホール	84.1%	88.0%
小ホール	84.6%	84.2%
会議室	76.2%	80.6%
展示室	71.6%	72.3%
施設全体	76.3%	80.0%

出典：文化振興課作成資料

利用率の増加理由としては

- ・似たような近隣の施設が工事のため休館していたこと
- ・会議室、特に和室の貸出範囲を広げたため

稼働日が多いわりに、利用率は高い方だと分析している。

また、従来はラウンジをパーティー会場目的のみに使用していたが、一般の会議室としても使用できるようにしたりピアノを設置したことから、ラウンジの利用率が増加した。

(3) 施設の管理について

) 施設の老朽化・耐震性の現状について

過年度の主な修繕実績は、以下のとおりである。

- ・平成 7 年度、8 年度 大ホールの大幅な改修工事の実施
- ・平成 16 年度 小ホールの大幅な改修工事の実施
- ・平成 16 年度、17 年度 耐震補強工事の実施

大ホールの照明器具や音響関係の器具など大ホールの設備関係が、平成 7 年度の大規模改修時以来ほとんど改修していないため、老朽化が進んでいる。去年、照明器具の一部に不具合が出たこともあった。施設の修繕に係る費用については、指定管理者からの報告を参考に、所管課が管財課に要望書を提出し、県全体の調整を経て予算化される。

) 施設の点検・修繕について

点検方法について

施設の管理は、指定管理者である財団法人埼玉県芸術文化振興財団に委託されている。

実際の点検は、指定管理者から専門業者に委託して対応している。電気・ガス・水道・

空調・エレベーターなどといった設備は、施設管理業務委託によって管理されている。良好な管理状態を確保するため、県は四半期に一度、指定管理業務等のモニタリングを実施している。

消火設備、空調設備、電気設備といった基本設備の点検項目に関しては、各点検業務の日報等の報告様式により規程されているが、施設利用者の安全や快適性を考えると老朽化が表面化する前に対応できるよう施設の劣化状況を事前に把握し対応ができるような事前予防を意識した点検マニュアルを作成し、点検方法について見直しを図っていくことが望まれる。

また、点検マニュアルは、県有資産の統括部門（管財課）としてまず点検項目や点検手法のルール化、統一化を図ったうえで各施設担当者（当施設の場合は、指定管理者）への落とし込みを実施することにより、県全体での点検レベルを一定以上確保することが実現できると考えられる。これによって、各施設担当者の自主点検で今まで発見できなかった目に見えていない潜在的な危険箇所を発見することも可能となる。

従って、まずは、各施設に共通するような基本設備に関しては、県有資産の統括部門（管財課）として統一された施設の点検マニュアルについて作成し、これに施設ごとに必要となる点検マニュアルを併せて作成することで、有効に活用されることが望まれる。（ - 1 .【意見 13】に記載のとおりである。）

点検結果の記録方法について

点検結果の情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが望ましい。なぜなら、点検結果の情報は、施設や設備の劣化状況を示すための重要な情報であり、当該情報をデータ化することで即時に閲覧及び分析することができ、施設の劣化状況を事前に把握し即時に対応することも可能となる。また、それによって中長期修繕計画の策定にも役立つこととなる。その際できれば新公有財産管理システムを利用することが望ましいが、システムの改良などのコスト面で難しい場合は他のシステムやエクセルなどで代替的に管理することも考えられる。

さらに、データ化することにより県全体で閲覧することが可能になれば各施設間で施設の劣化状況を比較することが可能となり、県財政が厳しい中、施設の修繕についての優先順位付けなどにも役立つことが考えられる。（ - 1 .【意見 17】に記載のとおりである。）

）修繕要望の基準やルールについて

修繕要望の基準ないしルールとして、年に一度管財課で各部局からの要望をまとめていく。埼玉会館でも、指定管理者からの報告を基に所管課が要望書を提出し、管財課などで調整されたうえで予算化される。

予算化されなかった場合であって緊急を要するような修繕については、指定管理者であ

る財団が経常予算の中で対応する。

基本的には、増築増床などの資本的支出は県が負担し、それ以外の経常的維持管理費は財団が負担している。県の文化施設である3つの会館は、同じ指定管理者が管理することで効率的な施設運営を実施している。

）修繕履歴の入力について

新公有財産管理システムへのデータ登録は、平成21年度分から行われており、指定管理者が実施した修繕については指定管理者からの報告により、管財課や設備課等が実施した修繕については当該課からの通知により、所管課がとりまとめて入力している。但し、当該システムでは設備ごとに修繕が関連付いていないため、別途、手書き台帳やエクセル等で修繕の履歴を設備ごとに管理している。

指定管理者は、県が実施する修繕については指定管理者にも随時情報提供されているため、その内容の把握に不都合はないが、県庁内のネットワーク上に構築されている同システムを直接利用することはできない。(-1. 【意見17】及び95頁に記載のとおりである。)

）中長期修繕計画の策定状況について

中長期修繕計画については、「埼玉会館長期保全計画」が平成20年度に策定されており、同業務の中で「総合改修スケジュール」が示された。この総合改修スケジュールは、2009年から2038年に及び30年間の長期保全計画である。

総合改修スケジュールによれば、2010年(平成22年)、2016年(平成28年)の2回にわたり大改修を決定するとともに、2021年(平成33年)には小改修を決定することが提案されている。また、それ以降もほぼ5年ごとに大改修や小改修が提案されている。

総合改修スケジュールによる各年度の工事費を以下に列記する。(2009年3月に提案された「埼玉県長期保全計画」による。)

平成21～23年度	0千円
平成24年度	5,238,009千円
平成25年度	169,440千円
平成26～29年度	0千円
平成30年度	652,426千円
平成31～34年度	0千円
平成35年度	249,788千円
平成36～39年度	0千円
平成40年度	1,304,672千円
平成41～43年度	0千円
平成44年度	1,206,409千円

平成 45～48 年度	0 千円
平成 49 年度	937,410 千円
平成 50 年度	79,773 千円

総合改修スケジュールを次頁に示す。

表 - 9 - 3 総合改修スケジュール

6.総合改修スケジュール 1/2

埼玉会館長期保全計画策定業務

	1年目 2009年	2年目 2010年	3年目 2011年	4年目 2012年	5年目 2013年	6年目 2014年	7年目 2015年	8年目 2016年	9年目 2017年	10年目 2018年	11年目 2019年	12年目 2020年	13年目 2021年	14年目 2022年	15年目 2023年	
閉館		設計	設計	閉館:10ヶ月				設計	設計	閉館:4ヶ月			設計	設計	閉館:1ヶ月	
修繕/部品交換	●	●	●					●	●			●	●	●		
建築・外構		外壁塗装の更新 アスベスト除去工事 内装大規模改修 トップコート改修(法適合) 排煙防雨工事(法適合) 屋根葺き替え(法適合)										屋上防水の更新 外壁タイルの剥離防止工事 外壁タイルのシーリング更新 外装改修 外構(雨水)の更新		外壁タイルのシーリング修繕 金属葺き木の更新		
電気設備		高圧キャビネット内配線の更新 高圧引込ケーブルの更新 屋内変電盤・屋内配電設備(4階)の更新 業務用コンセントの更新(リサイクルの削減) 電圧降下・特種・動力設備・弱電設備の更新 自動火災警報設備の更新					消火設備蓄電池盤の更新 非常用発電機の更新						屋内配電設備(3階)の更新 変圧器の更新 蓄電池電源設備の更新		蓄電池電源設備の更新	
昇降設備		エレベーター設備(常用)更新 エレベーター設備(小荷物)更新														
空調設備		高温水発生装置、冷却機の更新 扇風機ポンプ類の更新 ユニット空調設備の更新 変圧機ポンプ式ハルツァー空調機の更新 空調・換気システム、空調設備の更新					自動制御装置、制御機器類、制御配線設備の更新 送排風機の更新 機械設備設備の更新(法適合)							自動制御設備の更新		
衛生設備		湯水ポンプ、汚水排水ポンプの更新 貯湯式給湯機、湯水循環機の更新 管理系統衛生器具類、給排水管の更新 厨房機器類の更新					湯水設備・湯水ポンプユニット、貯湯型SPポンプユニット、 (水蒸気) 湯水型SPポンプユニット、湯水ポンプユニットの 新設改修及び消火設備改修(法適合) 重要ガス漏火災設備の更新(ガス漏火災設備)(法適合)						受水機、湯水循環機の更新 FMコントロール盤の更新 給湯ポンプ、制御盤の更新			
舞台機構			音響の更新										小ホール 音響装置の更新 反射板の塗装改修		大ホール 巻き上げ機の更新 前面階段加 火器具(リフト駆動機更新 小ホール) 小回り改修	
舞台照明		大ホール高圧変電盤の更新 大ホール変圧器の更新 小ホールの更新														
舞台音響		大ホール音響の更新														
その他	小ホール音響機 具、音響機 具台照明の改修 を行う。	大ホール音響機 具の改修を行う。					大ホール音響 機具の改修を 行う。			外装改修は長 く定かたに 行われ、 詳細は 決定し、 設計工 程の日程 に			給湯新調の更 新	内装改修の部 分 修繕を行う(内 装は 修繕は 行わ ず、部 分 修繕と する) 自動制御設備の更新		

総合改修スケジュール 2/2

埼玉会館長期保全計画策定業務

	16年目 2024年	17年目 2025年	18年目 2026年	19年目 2027年	20年目 2028年	21年目 2029年	22年目 2030年	23年目 2031年	24年目 2032年	25年目 2033年	26年目 2034年	27年目 2035年	28年目 2036年	29年目 2037年	30年目 2038年
閉館		設計	設計	閉館:12ヶ月			設計	設計	閉館:6ヶ月			設計	設計	閉館:18ヶ月	
修繕/部品交換	●	●	●	●			●	●			●	●	●	●	
建築・外構			屋上防水の修繕 外壁タイルの剥離防止工事 外壁タイルのシーリング修繕 外装改修修繕 外構(雨水)の修繕					内装修繕						屋上防水の修繕 外壁タイルの剥離防止工事 外壁タイルのシーリング修繕 外装改修修繕 外構(雨水)の修繕	
電気				変圧器の更新										高圧キャビネット内配線の更新 高圧引込ケーブルの更新 屋内変電盤・屋内配電設備(4階)の更新 業務用コンセントの更新(リサイクルの削減) 電圧降下・特種・動力設備・弱電設備の更新 自動火災警報設備の更新	消火設備蓄電池盤の更新
昇降設備													エレベーター設備(常用)更新 エレベーター設備(小荷物)更新		
空調			中央空調機の更新 自動制御設備の更新 ポンプ、送排風機の修繕、更新 空調設備の管洗浄 冷凍装置の改修					熱源機設備の更新 空調機・制御機器類の更新 送排風機類の更新 送排風機類の更新 自動制御設備の更新							
衛生			大・小ホール用衛生器具類の更新 大・小ホール系統給排水管の更新 汚水排水ポンプの更新				湯水ポンプユニットの更新 湯水循環機の更新 給湯ポンプの更新 湯水ポンプ類の更新							厨房機器類の更新	
舞台機構															
舞台照明				大ホールの更新 小ホールの更新											大ホール高圧変電盤の更新 大ホール変圧器の更新
舞台音響				大ホールの更新 小ホールの更新											
その他	音響機具の更 新	大ホール音響 機具の更新		自動制御の更新									大ホール小 ホール音響機 具更新		

出典：文化振興課作成資料

）施設の有効活用について

施設をさらに有効活用するために、お客様からアンケートをもらっている。アンケートの実物を図 - 9 - 1 に掲げる。

図 - 9 - 1 ホール利用者アンケート

催し物名	
利用日	平成 年 月 日 場所 <input type="checkbox"/> 大ホール <input type="checkbox"/> 小ホール
主催者名	

1 主な活動場所
さいたま市内 埼玉県内(市町村) 埼玉県外(都道府県)

2 利用回数
初めて 年 回 / 月 回 / 週 回 その他()

3 利用の理由(複数回答可) -
舞台機構や附属設備が良い 客席数等の広さがちょうど良い
立地場所が良い 利用料金が安い 職員や舞台技術スタッフの対応が良い
その他()

4 ホールの機構・使い勝手 ※「やや不満」「大変不満」の場合は具体的にご記入ください。
大変満足 やや満足 やや不満 大変不満
 ()

5 貸出附属設備・備品 ※「やや不満」「大変不満」の場合は具体的にご記入ください。
大変満足 やや満足 やや不満 大変不満
 ()

6 利用手続き ※「不便点がある」の場合は具体的にご記入ください。
しやすい 不便点がある
 ()

7 受付職員の対応 ※「やや不満」「大変不満」の場合は具体的にご記入ください。
大変満足 やや満足 やや不満 大変不満
 ()

8 今回ご利用になった催事のジャンルをお選びください(複数可)
音楽 舞踊 演劇 演芸(落語・講談等) 会議・式典・講演会 文化祭
その他()

9 技術スタッフのお客様へのマナー・態度・言葉遣いはいかがでしたか
非常に丁寧だと感じた 丁寧だと感じた どちらとも言えない 悪いと感じた
 具体的には:

10 技術スタッフの身だしなみはいかがでしたか
非常に良い 良い どちらとも言えない 悪い
 具体的には:

11 技術打合わせ担当者の説明はいかがでしたか
非常にわかりやすい わかりやすい どちらとも言えない わかりにくい
 具体的には:

12 お客様のご要望は技術スタッフに上手く伝わりましたか
非常に伝わった よく伝わった どちらとも言えない よく伝わらなかった
 具体的には:

13 技術サービスはいかがでしたか(舞台進行・照明・音量・音質・タイミング等)
非常に満足 満足 どちらとも言えない 不満足
 具体的には:

14 施設全般の満足度(総合評価として)
大変満足 やや満足 やや不満 大変不満

15 その他、お気付きの点などがございましたら、お聞かせください

ご協力ありがとうございました。

ご記入後は、①アンケート回収ボックスに投函②会館職員、舞台スタッフに直接提出
 ③FAX:048-829-2477へ送付。何れでも結構です。よろしく願います。

出典：文化振興課作成資料

バリアフリー対策として、スロープの設置やエレベーターなどの対応をした実績がある。空調については、効率性、経済性の観点から集中管理方式をとっており、個別空間ごとの温度設定ができないため、冷暖房に関する要望への対応には苦慮している。現在は利用者の要望に応じこまめに調整している。

施設の利用度評価をするにあたって、過年度や他の施設と適切に比較分析できるように評価方法を確立し、指標を用いることが望ましい。そして、現状の評価について数字などで「見える化」することが望ましい。

施設が有効に活用されているかを確かめるため、施設担当者に余剰となっていて、廃棄・売却・他使用目的の転用等を検討している建物や設備があるかについて及び建物のスペースに不足はないかについてヒアリングを実施したところ、そのようなものはないとのことであった。

適切なアセットマネジメントを実施していくためには、施設に対してのニーズに合わせ

て必要最低限な施設を保有することが重要と考えられる。必要最低限な施設を保有するためには、まず、現状の施設がニーズに対応できるだけの必要な面積の供給をできているのか、また、供給している施設に無駄なスペースがないかといった施設の利用度評価が適切に実施されていなければならない。そして、施設の利用度評価を適切に実施するためには、評価方法を確立し、指標を用いて過年度や他の施設と比較分析を実施することが必要になると考えられる。

さらに、施設の現状の利用度評価について数字などで「見える化」することによって、目標を定量的に設定し、目標管理を行いやすくなる。それによって、より適切なアセットマネジメントを実施することが可能になると考えられることから、施設の現状の利用度評価について数字などで「見える化」することが望ましい。

10. 児童養護施設いわつき（福祉部 社会福祉課所管、指定管理者埼玉県社会福祉事業団）

（1）ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 10 月 18 日）

今回のテーマである「公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、児童養護施設いわつきでの視察及びヒアリングを実施し、同施設の公有財産の管理・運営状況について確認する。

（2）施設の概要

）施設の目的

児童福祉法第 41 条に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことである。

）沿革

- 昭和 57 年 7 月 県内 3 カ所目の県立養護施設いわつきとして、入所定員 80 名にて開所。埼玉県社会福祉事業団が運営を受託。居住棟 4 棟が独立した小舎制の建物となっている。
- 平成 10 年 4 月 児童福祉法一部改正により、県立児童養護施設いわつきとなる。
- 平成 12 年 4 月 定員を 84 人に変更
- 平成 13 年 4 月 定員を 88 人に変更
- 平成 18 年 4 月 県立児童養護施設いわつきの指定管理を、埼玉県社会福祉事業団が受ける。
- 平成 19 年 10 月 居住棟内部改修工事を行う。改修工事に伴い、居住棟 4 棟体制から 3 棟体制に変更となる。
- 平成 21 年 3 月 改修工事終了

なお、過去 3 年間の施設に係る維持管理コストは表 - 10 - 1 のとおりとなっている。

表 - 10 - 1 過去3年間の施設に係る維持管理コストの推移 (単位：円)

項目	支出者区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
光熱水費	指定管理者支出分	11,926,660	11,475,766	12,008,456
建物管理委託費	指定管理者支出分	6,986,354	9,146,231	9,808,519
修繕費	県支出分	134,637,300	188,651,400	0
	指定管理者支出分	16,342,961	3,294,323	4,348,885
	計	150,980,261	191,945,723	4,348,885
合計		169,893,275	212,567,720	26,165,860

) 施設概要

敷地面積 11,028 m²

建物面積 3,010 m²

建物概要 (主なもの)

表 - 10 - 2 建物概要 (主なもの)

建物名称	建設年月日	構造規模	床面積 (m ²)
管理棟	昭和 57 年 3 月 29 日	RC 造 2 階建	947.15
居住棟 (北)	同上	RC 造 1 階建	492.69
居住棟 (東)	同上	RC 造 1 階建	492.69
居住棟 (南)	同上	RC 造 1 階建	492.76
居住棟 (西)	同上	RC 造 1 階建	492.76

出典：社会福祉課作成資料

定員 88 人

児童養護施設いわつき外観



出典：児童養護施設いわつきのホームページ

利用状況

入退所児童の状況は表 - 10 - 3 のとおりである。

表 - 10 - 3 入退所児童の状況

	入所児童数	退所児童数
平成 19 年度	3 人	13 人
平成 20 年度	6 人	15 人
平成 21 年度	44 人	24 人

出典：社会福祉課作成資料

平成 22 年 10 月 1 日現在、合計 84 人の児童が入所している。

入所の理由（内訳）は以下のとおりである。（平成 22 年 10 月 1 日時点）

表 - 10 - 4 入所の理由（内訳）

	虐待	親の精神障害	親の家出	親の服役	親の稼働	その他	計
人数(人)	36	13	8	4	7	16	84
比率(%)	43	15	10	5	8	19	100

出典：社会福祉課作成資料

一時保護児童の状況は表 - 10 - 5 のとおりである。

表 - 10 - 5 一時保護児童の状況

	受託児童	延べ日数	平均日数
平成 19 年度	12 人	126 日	11 日
平成 20 年度	8 人	126 日	16 日
平成 21 年度	44 人	1,494 日	34 日

出典：社会福祉課作成資料

進路の状況は表 - 10 - 6 のとおりである。

表 - 10 - 6 進路の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中学卒業	高等学校	4	4	3
	特別支援学校	1	0	3
	就職	1	2	0
高校卒業	就職	1	1	4
	専門学校	0	2	0
	短期大学	1	0	0
	その他	0	0	1

出典：社会福祉課作成資料

当施設の入所児童数は、一時保護児童の数が大幅に増加する傾向にあり、親からの虐待件数の増加に伴って、施設全体の利用率は非常に高まっている。

(3) 施設の管理について

）施設の老朽化・耐震性の現状について

当施設の管理は、埼玉県社会福祉事業団が指定管理者として委託されている。建物の耐震性については、施設担当者へのヒアリング等により、新耐震基準以降の建築物であり耐震性能を有していることを確認した。一方老朽化については、児童（居住）棟を中心に大規模な改修工事を平成 19 年 3 月から平成 21 年 3 月にかけて実施しているが、厨房棟の大規模改修工事、厨房棟、管理棟及び児童棟の給排水設備等の改修工事は未了の状況であり、排水管などの老朽化が目立ち始めている。

）施設の点検について

点検方法について

施設の法令による点検については、建物は 3 年に 1 回、その他の基本設備については年 1 回、専門業者に点検を委託している。また、点検後は委託業者から点検結果報告書を手入手して、将来的な修繕の要否に関し検討している。一方、法令で求められていない自主的な点検は、消火設備等の基本設備を中心に年 2 回実施しており、その際表 - 10 - 7 のようなフォームの安全チェック票を使用している。

表 - 10 - 7 安全チェック票

点検内容及び留意点	点検結果	改善すべき点又は課題

出典：社会福祉課作成資料

上記の安全チェック票は、管理運営面の安全、建物・設備の点検、災害防止・危険防止関係事項、安全管理体制の点検、処遇体制の点検の 5 つの項目に関して、点検すべき内容を列記し、その結果を Yes・No でチェックするスタイルのものである。点検の結果、不備があった項目に対して、改善すべき点又は課題を詳細に記載し、これを将来の修繕計画に有効に活用することができれば、当該安全チェック票を使用して自主点検を実施する意義は見出せるものと考えられる。（なお、平成 22 年 5 月 28 日に実施された点検に関する安全チェック票を手入手したが、その中では、建物・設備の点検項目の中で「施設周辺の道路、建物等で危険箇所はないか」との点検内容につき、「見通しの悪い道路に大型バスの通行がある。」という要改善点が記載されている。それ以外は、点検の結果、不

備は発見されていない。)

但し、消火設備、空調設備、防犯設備といった基本設備の点検項目に関しては、より詳細な点検項目を検討、作成することが求められる。老朽化が表面化する前に対応できるよう、施設の劣化状況を事前に把握し対応ができるような事前予防を意識した点検マニュアルを作成し、点検方法について見直しを図っていくことが望まれる。

また、点検マニュアルは、県有資産の統括部門（管財課）としてまず点検項目や点検手法のルール化、統一化を図ったうえで各施設担当者（当施設の場合は、指定管理者）への落とし込みを実施することにより、県全体での点検レベルを一定以上確保することが実現できると考えられる。これによって、各施設担当者の自主点検で今まで発見できなかった目に見えていない潜在的な危険箇所を発見することも可能となる。

従って、まずは、各施設に共通するような基本設備に関しては、県有資産の統括部門（管財課）として統一された施設の点検マニュアルについて作成し、これに施設ごとに必要となる点検マニュアルを併せて作成することが望まれる。また、点検のレベルをより高めるために各施設担当者へ点検の研修などを実施することも必要と考えられる。（ - 1.【意見 13】に記載のとおりである。）

点検結果の記録方法について

上記のとおり、点検を実施することで把握することができた施設や設備の劣化状況などの詳細な情報については、主に紙で管理されている。また、点検した結果を具体的にどのレベルまで詳細に記録するのかといったルールも定まっているわけではない。

しかし、点検結果の情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが望ましい。なぜなら、点検結果の情報は、施設や設備の劣化状況を示すための重要な情報であり、当該情報をデータ化することで即時に閲覧及び分析することができ、施設の劣化状況を事前に把握し即時に対応することも可能となる。また、それによって中長期修繕計画の策定にも役立つこととなる。その際できれば新公有財産管理システムを利用することが望ましいが、システムの改良などのコスト面で難しい場合は他のシステムやエクセルなどで代替的に管理することも考えられる。

さらに、データ化することにより県全体で閲覧することが可能になれば各施設間で施設の劣化状況を比較することが可能となり、県財政が厳しい中、施設の修繕についての優先順位付けなどにも役立つことが考えられる。（ - 1.【意見 17】に記載のとおりである。）

）修繕要望の基準やルールについて

基本的には、修繕は予算枠内で実施している。但し、予算化されていないもので、緊急性・重要度が高いものが発生した場合は優先順位を付けて別途追加で予算を要望している。但し、要望したものが全て予算付けされている訳ではない。予算化されなかった場合は必

要に応じて翌年に再度要望を提出している。この点、施設担当者は、県全体も予算は厳しいという認識を持っており仕方がないと感じているが、危険の排除等必要最低限の対応は行っていると判断している。

そのような状況の中で、当施設では、全体の支出削減のため、冷暖房について室温を一定に保つ（過度な冷暖房を制限する）ように空調設備を設定するなど、光熱費の削減を図って厳しい財政状況に対応できるよう努力をしている。

）修繕履歴の入力について

修繕実績は、平成 21 年度分から新公有財産管理システムに入力している。当該システムにおいて修繕実績を施設ごとに集計できるので、施設担当者はある程度の利便さは感じているが、設備単位での関連付けができないので、修繕計画の作成の観点では不便であり現状では工事内容欄に詳細を記載する等の対応しかないと考えている。従って、当該システムによって修繕履歴情報を各建物や設備に区分して関連付けできるように管理する必要がある。（ -1.【意見 16】に記載のとおりである。）

）中長期修繕計画の立案状況について

施設の詳細な中長期修繕計画は策定してない状態であった。児童棟の大規模修繕工事は完了しているが、厨房棟の工事は未了であること、また入所児童の安全や健康管理を考えると施設の老朽化が表面化してから事後的に対応をするのではなく、事故などを事前に予防できるような、さらに詳細な中長期修繕計画を策定することが必要となってくると考えられる。また、中長期的な視点に立つと県財政はより厳しくなることが予想されるため、修繕予算の平準化に対応すること及び施設のライフサイクルコストの最小化を実現するために、中長期修繕計画の策定は必要であると考えられる。さらに、実効性の高い中長期修繕計画の策定を実現するためには、先ほど触れた施設の点検方法や点検結果の記録方法についての見直しを含めて総合的に検討する必要があると考えられる。

なお、当施設の場合、施設所管課の社会福祉課において県内の社会福祉施設（8 施設）に関し概ねどのタイミングで施設の修繕が必要となるか、概略図を 1 枚作成し、社会福祉課と指定管理者との間で修繕に関するヒアリングを実施し、予算要望の参考としているが、今後はこれをより詳細に中長期計画として落とし込み、当該計画との整合性も検証しながら、社会福祉課と指定管理者との間で修繕に関するヒアリング、予算調整が行われることが必要である（ .【指摘 2】に記載のとおりである。）

）社会的ニーズに合わせた施設運営方針の検討について

【意見 35】施設の基本的な運営方針を決定するにあたって、他の児童養護施設と利用状況や社会的ニーズへの対応状況を比較分析できるように評価方法を確立し、指標を用いて検討することが望ましい。

施設が有効に活用されているかを確かめるため、施設担当者に建物や設備で余剰となっていて、廃棄・売却・他使用目的の転用等を検討しているものがあるかについて及び、建物のスペースに不足はないかについてヒアリングを実施したところ、そのようなものはないとのことであった。

但し、施設担当者は施設の利用度評価をする際、評価基準を設けて入所児童1人当たりの使用面積などといった指標を用いることにより過年度の指標や他の児童養護施設との比較分析は行っていない。

適切なアセットマネジメントを実施していくためには、施設に対してのニーズに合わせて必要最低限な施設を保有することが重要と考えられる。必要最低限な施設を保有するためには、まず、現状の施設が社会的ニーズに対応できているのか、また、供給している施設に無駄なスペースがないかといった施設の利用度評価が適切に実施されていなければならぬ。そして、施設の利用度評価を適切に実施するためには、評価方法を確立し、指標を用いて過年度データや他の児童養護施設と比較分析を実施することが必要になると考えられる。

特に当施設の場合、親からの虐待等によって一時保護される児童が急増している現状があり、施設としてはこれに対処するため個室を改築して畳部屋をつくった経緯がある。将来的に、畳部屋へのさらなる改築がどの程度必要なのか、また、入所児童のための個室数の確保との関係で、何を基準として優先順位を決めるべきであるのか、十分な検討が必要である。

11. 総合リハビリテーションセンター（福祉部 障害者福祉推進課）

（1）ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 10 月 18 日）

今回のテーマである「公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、総合リハビリテーションセンターでの視察及びヒアリングを実施し、同施設の公有財産の管理・運営状況について確認する。

（2）施設の概要

）施設の目的

障害者（児）に対するリハビリテーション活動の中心施設として、相談・判定から医療・職業訓練・社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実現するとともに、リハビリテーションの技術向上を図るため研究・研修事業を実施することである。特に、相談・判定部門、施設部門、病院部門の一体的運営による総合的なリハビリテーションを推進するところに、当施設の特徴がある。

リハビリテーション病院

リハビリテーション医療や自立支援医療による整形外科領域の手術、障害者の歯科診療などの入院・外来診療を行う。

身体・知的障害者更生相談所

市町村の福祉担当課等と連携を図りながら、医学的診断・心理学的判定・職能的判定など様々な相談に応じる。地域によっては、更生相談を所内相談だけでなく、巡回相談や訪問相談としても行っている。

社会復帰・訓練支援部門（障害者社会復帰・訓練支援センター）

障害者福祉施設に対し、就労移行支援事業への転換が図れるよう、訪問指導や訓練等の助言を行う他、担当者への研修会を開催するなどの支援を行う。

）沿革

- 昭和 57 年 3 月 埼玉県障害者リハビリテーションセンター開所。身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、身体障害者更生施設 80 人、医科診療所 19 床、歯科診療所で発足
- 昭和 59 年 10 月 身体障害者更生指導所、後保護指導所を統合。肢体不自由者更生施設 30 人、内部障害者更生施設 30 人が開所
- 平成 6 年 3 月 埼玉県総合リハビリテーションセンターに名称変更

- 平成 6 年 7 月 リハビリテーション病院（120 床）全床開所。補装具製作施設設置
- 平成 15 年 4 月 更生施設部門の再編。重度身体障害者更生援護施設と肢体不自由者更生施設を統合し、内部障害者更生施設を廃止。肢体不自由者更生施設 80 人、視覚障害者更生施設 10 人とする。厚生労働省認定健康増進施設を開設
- 平成 19 年 4 月 障害者社会復帰・訓練支援センターの設置。肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設は障害者支援施設として内包

なお、過去 3 年間の施設に係る維持管理コストは表 - 11 - 1 のとおりとなっている。

表 - 11 - 1 過去 3 年間の施設に係る維持管理コストの推移（単位：円）

項目	支出者区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
光熱水費	県支出分	112,352,450	126,962,813	101,393,850
建物管理委託費	県支出分	200,967,508	193,315,965	190,943,802
修繕費	県支出分	38,225,546	36,986,679	53,555,154
合計		351,545,504	357,265,457	345,892,806

）施設概要

敷地面積 40,713.24 m²

建物 延床面積 32,626.32 m²

建物概要

表 - 11 - 2 建物概要

建物名称	主な使用目的	建設年月日	延床面積 (m ²)
A 棟 (地上 5 階、地下 1 階)	理学・作業療法室、歯科診療室、障害者支援施設（居室）	昭和 56 年 12 月 25 日	9,493.73
B 棟 (地上 3 階)	各診察室・相談室、事務室、言語聴覚療法室	昭和 56 年 12 月 25 日	4,079.69
C 棟 (地上 1 階、地下 1 階)	健康増進施設	昭和 56 年 12 月 25 日	2,600.13
D 棟 (地上 2 階、地下 1 階)	障害者支援施設（訓練室）	昭和 59 年 9 月 1 日	2,305.12
E 棟 (地上 2 階)	同上	昭和 59 年 9 月 1 日	1,463.48
F 棟 (地上 5 階、地下 1 階)	検査室、手術室、病室	平成 5 年 10 月 15 日	10,536.05
スロープ棟	-	昭和 56 年 12 月 25 日	1,549.86
その他車庫等	-	-	598.26

出典：障害者福祉推進課作成資料

平成 22 年 4 月 1 日現在、リハビリテーション病院の医師数（歯科医師を含む。）は 19 人、病床数は 120 床である。

埼玉県総合リハビリテーションセンター外観



出典：埼玉県総合リハビリテーションセンターのホームページ

）利用状況

病院部門の平成 19～21 年度の利用状況は表 - 11 - 3 及び表 - 11 - 4 のとおりである。

表 - 11 - 3 平成 19～21 年度の入院延べ患者数・病床利用状況

病棟利用状況	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入院延べ患者数	40,856 人	37,108 人	34,674 人
1 日平均入院者数	111.6 人	101.7 人	95.0 人
病床利用率	93.0%	84.7%	79.2%

出典：障害者福祉推進課作成資料

平成 21 年度の入院延べ患者数・病床利用率は、平成 19 年度の約 85% 程度の水準まで減少している。

表 - 11 - 4 平成 19～21 年度の外来患者数

外来患者数	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
患者延べ数（医科）	26,321 人	25,772 人	24,858 人
1 日平均外来患者数（医科）	107.4 人	106.1 人	102.7 人
患者延べ数（歯科）	5,756 人	6,173 人	6,214 人
1 日平均外来患者数（歯科）	23.5 人	25.4 人	25.7 人

出典：障害者福祉推進課作成資料

相談・判定部門の平成 19～21 年度の利用状況は表 - 11 - 5 のとおりである。

表 - 11 - 5 相談・判定部門の平成 19～21 年度の利用状況

更生相談	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
身体障害者更生相談数	1,961 件	1,602 件	1,716 件
知的障害者更生相談数	1,364 件	1,121 件	1,065 件
手帳交付	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
身体障害者手帳新規件数	11,632 件	12,497 件	12,452 件
療育手帳新規件数	1,325 件	1,386 件	1,422 件
地域支援	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地域リハビリテーション相談件数	1,331 件	2,315 件	1,478 件
高次脳機能障害相談件数	673 件	666 件	1,241 件

出典：障害者福祉推進課作成資料

施設部門の平成 19～21 年度の利用状況は表 - 11 - 6 のとおりである。

表 - 11 - 6 施設部門の平成 19～21 年度の利用状況

利用状況	延べ利用人数等		
障害者支援施設	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
自立訓練	7,376 人	9,487 人	10,850 人
就労移行支援	7,729 人	6,882 人	8,344 人
施設入所支援	17,227 人	16,660 人	17,307 人
就労率	42.0%	68.3%	59.6%
健康増進施設	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実践指導（水泳）	476 件	441 件	554 件
実践指導（水泳以外）	5,265 件	5,926 件	5,424 件
体力測定	106 件	133 件	153 件

出典：障害者福祉推進課作成資料

（3）施設の管理について

）施設の老朽化・耐震性の現状について

施設担当者へのヒアリングにより、耐震補強工事は今後計画どおりに進められ、平成 23 年度末までに全て完了する予定である。一方、老朽化については、昭和 56 年度に建築された A 棟、B 棟のエレベーター設備（A 棟：入所者用 3 機、配膳用 1 機、職員用 1 機、B 棟：職員用 1 機）の老朽化が課題となっている。これに対して A 棟は平成 22 年度に予算が執